



平成23年 第2回定例会

# 会 議 録

(平成23年3月4日～3月29日)

枕 崎 市 議 会

平成 23 年  
枕崎市議会第 2 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 26 日間 (3 月 4 日～3 月 29 日)

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
3 月 4 日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程(日程第4号～第26号) 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程(日程第27号) 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 福祉給食サービス事業の調査にかかる特別委員会の報告 14 散 会
3 月 5 日 (土)	休 会			
3 月 6 日 (日)	休 会			
3 月 7 日 (月)	本会議		前 9:29	1 再 開 2 一般質問 (5 名) 3 散 会
3 月 8 日 (火)	本会議		前 9:29	1 再 開 2 一般質問 (1 名) 3 散 会
		委員会	前 10:06	1 総務委員会
3 月 9 日 (水)	休 会	委員会	前 9:26 後 1:07	1 産業建設委員会 2 文教厚生委員会
3 月 10 日 (木)	休 会	委員会	前 9:26	1 予算特別委員会 (補正)
3 月 11 日 (金)	休 会	委員会	前 9:27	1 予算特別委員会 (当初)

3月12日(土)	休 会			
3月13日(日)	休 会			
3月14日(月)	休 会	委員会	前 9:27	1 予算特別委員会(当初)
3月15日(火)	休 会	委員会	後 1:59	1 予算特別委員会(当初)
3月16日(水)	休 会	委員会	前 9:26 後 2:47	1 予算特別委員会(当初) 1 議会運営委員会
3月17日(木)	休 会			
3月18日(金)	本会議		後 2:29	1 再開 2 議案上程(日程第2号-第17号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第18号) 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 散会
		委員会	後 1:28	1 議会運営委員会
3月19日(土)	休 会			
3月20日(日)	休 会			
3月21日(月)	休 会			
3月22日(火)	休 会			
3月23日(水)	休 会			
3月24日(木)	休 会	委員会	後 1:57	1 議会運営委員会
3月25日(金)	休 会			
3月26日(土)	休 会			
3月27日(日)	休 会			

3月28日(月)	休 会			
3月29日(火)	本会議		前 9:30	1 再 開 2 議案上程(日程第1号-第7号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第8号-第9号) 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 閉 会

# 本 会 議 第 1 日

(平成23年3月4日)

平成23年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第1号）

平成23年3月4日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	3	平成22年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）	予 特
5	4	平成22年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
6	5	平成22年度枕崎市老人保健特別会計補正予算（第2号）	〃
7	6	平成22年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
8	7	平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	〃
9	8	平成22年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）	〃
10	9	平成22年度枕崎市水道事業会計補正予算（第3号）	〃
11	10	平成23年度枕崎市一般会計予算	〃
12	11	平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
13	12	平成23年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
14	13	平成23年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
15	14	平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算	〃
16	15	平成23年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
17	16	平成23年度枕崎市水道事業会計予算	〃
18	17	枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の	総 務

		制定について	
19	18	枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総務
20	19	南薩広域市町村圏協議会の廃止に伴う公の施設の使用料に係る関係条例の整理に関する条例の制定について	〃
21	20	公の施設の指定管理者の指定について	文厚
22	21	公の施設の指定管理者の指定について	〃
23	22	公の施設の指定管理者の指定について	〃
24	23	公の施設の指定管理者の指定について	〃
25	24	公の施設の指定管理者の指定について	産建
26	25	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	総務
27	26	人権擁護委員候補者の推薦について	
28		福祉給食サービス事業の調査にかかる特別委員会の報告	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 俵積田 義 信 議員  
3番 板 敷 作 廣 議員  
5番 村 上 ミ エ 議員  
  
9番 畠 野 宏 之 議員  
11番 沖 園 強 議員  
13番 中 原 重 信 議員  
15番 園 田 武 夫 議員  
17番 立 石 幸 徳 議員

2番 牧 信 利 議員  
4番 茅 野 勲 議員  
6番 今 門 求 議員  
8番 板 敷 重 信 議員  
10番 米 倉 輝 子 議員  
12番 豊 留 榮 子 議員  
14番 佐 藤 公 建 議員  
16番 新屋敷 幸 隆 議員  
18番 上 釜 い ほ 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長  
橋之口 寛 書記  
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記  
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長  
永 留 秀 一 総務課長  
南 田 敏 朗 水産商工課長  
今給黎 力 財政課長  
松野下 祥 一 建設課長  
今給黎 和 男 健康課長  
迫 野 豪 水道課長  
中 村 責 郎 農委事務局長兼農振係長  
俵積田 清 文 財政課参事兼財産管理係長  
山 口 英 夫 教育長  
日 高 孝 学校教育課長  
天 達 章 吾 文化課長  
今給黎 龍 浪 給食センター所長  
四 元 幸 一 監査委員事務局長  
竈 原 均 会計管理者兼会計課長  
山 口 太 行政係主査

地頭所 恵 副市長  
山 口 英 雄 企画調整課長  
俵積田 寿 博 市民生活課長  
白 澤 芳 輝 福祉課長  
真 茅 学 農政課長  
西之原 修 税務課長  
茶 屋 盛 忠 下水道課長  
園 田 勝 美 市立病院事務長  
揚 村 芳 江 健康課参事  
三 島 洋 台 教育委員会総務課長  
佐 藤 祐 司 生涯学習課長  
春 田 浩 志 保健体育課長  
田野尻 武 志 監査委員  
児 玉 義 孝 選管事務局長  
東中川 徹 行政係長  
奥 山 博 史 行政係主査

午前9時30分 開議

○**依積田義信議長** 平成23年第2回定例会が本日招集されましたが、出席議員17人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

この際、会議に入る前に御報告申し上げます。

原村且元さんから、1月31日に枕崎市議会議員の辞職願が出され、2月末日付の辞職を許可いたしましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから、議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、9番島野宏之議員、10番米倉輝子議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月29日までの26日間にしてはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成22年12月、平成23年1月及び2月執行の例月現金出納検査結果報告書並びに平成23年1月執行の定期監査及び指定管理者監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成22年第6回定例会以後の議長会報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号から第26号までの23件を一括議題といたします。

市長提出にかかわる案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 提案理由の説明を申し上げます。

平成23年3月議会の開会に当たり、市政運営の所信と基本方針について御説明し、市議会並びに市民の皆様への御理解と御協力をお願い申し上げます。

我が国の経済は、改善の兆しは見えつつも、本格的な景気回復の軌道に乗っておらず、いまだに慢性的なデフレ状態が続いております。

本市においても、魚価の低迷やリーフ茶の消費の低迷等による農業・水産業への影響に加え、口蹄疫・鳥インフルエンザの影響等による観光業界や地元商店街の売上の減少等もあり、非常に厳しい経済状況が続くことが心配されております。

そのような中、本市にとって明るい動きも出てきております。

天然調味料・だしの生産で日本有数の企業である、株式会社マルハチ村松の子会社であるマ

ルハチ・テクノロジーの誘致が実現し、去る2月21日に新工場建設の起工式がとり行われました。12月10日の竣工予定となっておりますが、会社の説明によりますと、工場の稼働により、当初計画を若干上回る新規雇用が予定されていると伺っており、若者に新たな雇用の場を提供できるものと思っております。

また、「枕崎鰹節」の地域ブランド登録や、本枯れ節の「本場の本物」認定による諸外国への輸出も視野に入れた販路拡大と普及促進が期待されているほか、農業関係においても、昨年枕崎市内の29の茶工場がISO9001を取得し、さらにGAP（ギャップ）の取得を目指し、競争力を高めるための経営改善に取り組んでいるなど、市内の業界・団体が新しいものに取り組む機運に心強く感じているところであります。

市長に就任してから一年余りが過ぎました。一年前にも申し上げましたが、私は、枕崎が置かれた危機的状況を打開するための必要な対策として、6つの項目を掲げ、その実現や課題解決に日々取り組んできました。

コンパクトシティにつきましては、これまで、市街地における空き地・空き家の現況調査や空き店舗所有者に対する意向調査、交通弱者の利用実態・ニーズ調査と福祉バスのルート変更による実証運行などを実施し、的確な現状把握と課題を整理するとともに、関係機関・団体等との調整など今後の具体的施策の実施に向けた条件整備を行ってまいりました。新年度は、市街地のにぎわい創出の具体策として、風の芸術展立体作品等を駅通りに設置し、芸術・文化の風薫る特色ある街並みを整備するとともに、交通対策として、交通弱者に配慮した将来の望ましい公共交通体系のあり方を検討するための協議会を設置し、実現に向け具体的方策を検討いたします。

雇用の場の確保につきましては、引き続き緊急雇用創出事業臨時特例基金事業やふるさと雇用再生特別基金事業等の積極的な活用による雇用機会の創出に努めるほか、企業誘致による雇用の場の創出の観点から、企業誘致を促進するための新たな方策について具体的に検討します。

福祉の充実につきましては、昨年7月から小学校3年生以下のすべての乳幼児・児童の医療費についての無料化を実施いたしました。新年度には、平成22年度の住民生活に光をそそぐ交付金事業を活用した福祉作業所を開所するなど、今後ともさらなる充実に努めます。

行財政改革につきましては、本市の厳しい財政状況の改善を図ることはもちろん、枕崎再生のための財源確保を図るためにも、重要な課題でありますので、平成22年度中に「第2次行財政集中改革プラン」を策定し、職員の意識改革を図りながら、行財政改革の具体的な取り組みを着実に推進していきたいと思っております。

職員の地域担当制につきましては、これまでに2つのモデル地区を設定し、地域の抱えるさまざまな課題について自主的に解決し地域を活性化するための取り組みを進めているところであり、新年度は、この取り組みをさらに拡充させていきたいと考えております。

快適な環境づくりにつきましては、昨年7月に美初地区の畜産施設について市と事業場、地元住民との公害防止協定を取り交わし、悪臭防止の対策を進めております。畜産施設や工場等の悪臭防止対策は、市民の生活環境を守る重要な課題であると位置づけ、市・事業場・関係機関一体となって今後とも引き続き取り組みます。

私の掲げた危機的状況を打開するための6つの項目について取り組み状況を御説明いたしましたが、本市活性化のためには、この6項目のほか、あらゆる機会をとらえて活性化策に取り組みなければなりません。

九州新幹線がいよいよ今月12日に全線開業いたします。本市におきましても、現在実施中のぶえん鰹スタンプラリーやカツオマイスター制度をはじめ、さまざまな取り組みを通じて本市への観光客の誘導に努めます。

そのためには、交通アクセス対策が極めて重要になります。現在、枕崎・鹿児島中央駅間にス

一パー特急バスを試験運行させる方向で事業者及び近隣市と調整中ではありますが、JRに対しても、観光特急列車の枕崎までの運行延伸やトロッコ列車など観光客の旅情をそそる特色ある列車の導入等について引き続き要望を行うなど、新幹線全線開業の効果を本市が最大限に享受できるための取り組みをさらに進めます。

本市の地域特性を生かした取り組みとして、現在、稚内市との交流に向けた取り組みを進めており、今月17・18の両日には、稚内市から市長以下8名が本市を表敬訪問され、友好都市盟約締結に向けた文書を取り交わす予定となっております。

また、今月20日に開催される春の市には、市内有志による稚内コーナーが設置されるとも伺っておりますが、今後、市内の各業界や団体等と意見交換をさせていただきながら、産業面も含めた幅広い交流を行うことにより、本市経済の活性化につなげていきたいと考えております。

さて、新年度から第5次枕崎市総合振興計画基本計画の計画後期がスタートします。新たな計画につきましては、現在実施中の意見公募手続を経た後、皆様にお示しいたしたいと考えておりますが、今後の市政運営に当たっては、限られた予算の中、創意工夫を凝らし、計画に盛り込まれた施策を一つ一つ着実に推進してまいります。

そこで、新年度の施策の主なものについて、第5次枕崎市総合振興計画の基本構想の6つの柱に沿って、説明いたします。

まず、「安全で潤いのあるきれいなまちづくり」について申し上げます。

市街地の再生・にぎわい創出のため、市街地の空洞化に対応し、街中居住を進めるための空き地・空き家情報をホームページにおいて広く情報発信するなど、街中居住を推進します。

水道事業については、市民に安全で良質な生活用水等を供給できるよう、老朽管の改良・更新を計画的に進め、有収率の向上を図るとともに、より一層の経営改善に努めます。

公共下水道事業については、立神北町の一部の面的整備を実施し、快適な生活環境づくりを推進するとともに、終末処理場の改築更新事業を引き続き実施します。また、改築更新事業に代わる長寿命化支援制度に取り組むため、長寿命化計画策定調査を実施します。

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、事業場からの排水対策について指導強化に努めるほか、公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽の設置について、積極的な推進を図ります。

また、循環型社会の形成を実現するため、し尿及び浄化槽汚泥の広域汚泥処理施設整備に取り組みます。

市民生活の安心・安全の確保を図るため、市内各地で発生しているヤンバルトサカヤスデの蔓延防止と駆除対策に努めます。

工場や畜産施設等の悪臭防止対策については、市・事業場・関係機関が一体となり悪臭防止対策を講じることにより、生活環境の保全に努めます。

ごみの分別の徹底、ごみの量の削減を図るほか、エネルギー使用量の削減促進等の取り組みなど、地球温暖化対策を推進します。

花渡川水系の改修事業については、総合流域防災事業として、金山川との合流部付近の河川改修及び橋りょう架替え工事を実施します。

地域の安全・安心を確保するため、地域安全運動等を展開し、意識の啓発を図りながら、各種犯罪・事故の未然防止に努めます。

災害に強いまちづくりの事業の一環として、自主防災組織及び女性消防隊の育成と充実に努めます。

また、災害時における要援護者の安全の確保のため、災害時要援護者避難支援プランに基づく登録台帳の整備・個別支援プランの策定に引き続き取り組みます。

消費者行政においては、高度な専門知識の習得に努めるとともに、事故等に関する情報収集、被害を未然に防ぐための啓発活動の実施など消費生活相談業務を充実し、被害防止や安全確保に努めます。

次に、「快適で便利な拠点性の高いまちづくり」について申し上げます。

風の芸術展の立体作品を駅通りに設置し、市民や観光客の憩いの場を創出するとともに、商店街や関係機関・団体等と連携した事業の実施により、市街地のにぎわいづくりに取り組みます。

道路については、市道茅野駒水線の改良工事等を引き続き実施するほか、都市計画道路についても「港線」道路改築工事に向け、引き続き用地取得と建物補償を実施します。

市道に架かる橋梁については、新年度から概略点検を行い、長寿命化修繕計画に着手します。現在整備中の国道225号・226号、県道枕崎知覧線・打木谷白沢津線の早期完成に向け、関係者との調整に努めます。

次に、「人と物が交流し、活力みなぎるまちづくり」について申し上げます。

平成22年の枕崎港市場取扱量は、15年連続で10万トンを超えましたが、金額は前年対比で約13億円の減となりました。これは、水揚量の減少に加え魚価安が影響したものです。

地元遠洋かつお一本釣り漁船は、依然として高止まりしている漁業用燃油価格と魚価安とのダブルパンチで極めて厳しい経営状況にありますので、引き続き入漁料の助成を行うほか、「枕崎ぶえん鯉」等のかつお鮮魚販路拡大事業や魚食普及活動を積極的に推進します。

また、本年1月に設立された「日本カツオ学会」と協力してカツオ資源やカツオによる地域や産業の振興等について討論する「カツオフォーラム」を本市で開催します。

漁港整備関係では、水深9メートル岸壁並びに衛生管理型荷捌き所整備事業を推進します。

沿岸漁業では、イカ柴の投入等による資源管理型漁業の推進、藻場・干潟等保全活動支援事業による藻場の保全に引き続き取り組みます。

水産加工業では、「本場の本物」認定や「枕崎鯉節」の地域団体商標登録を活用した消費拡大・販路拡大に努めるとともに、工場排水の適切な処理を推進し、加工産地としての機能強化を図ります。

カツオやかつおぶしに関する理解を深め、「枕崎のカツオ」を広く伝えていくために「枕崎カツオマイスター検定」を実施します。

農業については、シラス対策事業により排水路等の整備など農業基盤の整備を推進するとともに、農地の流動化による土地の有効利用や施設・機械等の整備を推進し、担い手農家や認定農業者の育成・確保に努めます。

また、有利販売を進めるために茶や果樹の改植に取り組みます。

安心・安全な農畜産物の生産や災害に強い農業の確立を目指し、農薬安全使用基準の遵守や生産履歴の記帳のほかISOやかごしまの農林水産物認証制度等への取り組みをさらに推進するとともに、降灰防止・降灰除去施設等整備事業に取り組みます。

畜産については、畜舎の整備や堆肥還元用地の造成、畜産に起因する悪臭や汚水などの改善対策に取り組むとともに、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の重要伝染病の本市での発生がないよう、さらなる家畜防疫の徹底に努めます。

林業においては、森林の持つ多面的機能が発揮できるよう引き続き健全な森林の育成に努めます。

宮崎県で発生した口蹄疫等の影響により、本市の商業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。地元商店街の利用を引き続き呼びかけるとともに、快適な買物空間の創出と魅力ある商業ゾーンの創出を図るための空き店舗対策等の支援策、枕崎ブランド等商店街の活性化策について、関係団体と連携して検討します。

地域の資源を活用した企業の誘致や産業の立地を進めるとともに、職場環境の整備された企業の誘致を進めるため、企業の進出しやすい環境整備のための新たな施策を検討します。

雇用環境と就業環境の充実については、ふるさと雇用再生特別基金事業や緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を引き続き活用するとともに、市内企業への就業機会を拡充するため、ハローワーク等関係機関と連携し、「しごと情報ネット」等の活用により迅速な情報提供に努めます。

九州新幹線全線開業を機に増大する観光客の誘致策について、観光協会・薩摩半島観光振興協議会と連携して取り組むとともに、駅前観光案内所を拠点として、観光ボランティアの協力を得ながら、観光情報の発信に努めます。

都市と農山漁村の交流を推進するため、農畜水産物や加工品等本市の豊かな地域資源を活用した体験型観光及び宿泊型体験学習等の定着と発展を目指すとともに、新たな観光の掘り起こしに努めます。

次に、「健康で心がふれあうやさしいまちづくり」について申し上げます。

保健面では、「健康まくらざき21」に基づき、健康管理に対する正しい知識の普及や意識の高揚を図るとともに、複合健診や健康づくり体験教室等の実施により、疾病の早期発見、生活習慣病の予防・改善に努めます。

高齢者に対する転倒予防教室や口腔機能向上事業、栄養改善事業及び簡単筋トレ事業を引き続き実施し、介護予防を推進します。

少子化対策の一環として、「妊婦健診」の公費負担を継続するほか、予防接種事業として、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種について、接種料の全額助成を実施します。

国民健康保険事業では、特定健康診査及び特定保健指導事業を推進し、受診率の向上とともに、生活習慣病の予防・改善の向上を目指します。

市立病院については、引き続き老朽病棟の建てかえ工事を実施するとともに、老朽医療機器等の更新を行います。

次世代育成支援対策については、昨年3月に策定した次世代育成支援対策後期行動計画に沿って事業を実施します。特に、地域の中で子供を健やかに育成できる環境整備を図るため、乳児家庭全戸訪問事業に取り組むとともに、体調不良型の病児・病後児保育事業の実施により、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等、安心して子育てができる環境を整備します。

高齢者対策については、保健や福祉、介護の状況を踏まえ策定した第四期老人保健福祉計画・介護保険事業計画に沿って事業を実施するとともに、第五期計画については、住民の意識や意向が的確に反映された計画となるよう取り組みます。

食の自立支援事業につきましては、将来的に持続可能な制度とするため、利用者負担金を、市民税非課税世帯で400円に、その他の世帯は450円に改定し、利用者への周知期間等を考慮して、本年7月1日以後の配食分から適用したいと考えています。市民の皆様の御理解をお願いします。

障害者対策については、障害福祉施策の統一的な展開を図るため、昨年4月に障害福祉係を新設しました。新年度は、障害者基本法に基づく障害者計画及び障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を策定しますが、国の動向等を注視しながら、障害者やその家族の方々の声が反映されたものとなるよう取り組みます。

さらに、平成22年度の住民生活に光をそそぐ交付金事業を活用して、福祉作業所を開所し、在宅障害者の就労の場の確保と自立支援に努めます。

次に、「豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちたまちづくり」について申し上げます。

小・中学校の学習環境の整備につきましては、耐震診断の結果に基づく補強工事や施設・設

備の補修等を年次的、計画的に実施します。

景気低迷等による困窮家庭等への対応を図るため、奨学資金貸付事業を引き続き実施します。義務教育については、今後の望ましい学校のあり方を検討し、小規模校対策に取り組みます。

また、小中一貫教育や地元高校との連携した活動を継続して実施するとともに、諸施策の推進に当たっては、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、本市の教育振興基本計画に基づき、ふるさと教育の充実に努めます。

建設中の新たな学校給食センターは、本年8月に完成し、2学期から稼働の予定であります。

調理・配送部門については、民間事業者にその業務を委託して、より効率的な運営を図るとともに、食育と地産地消の充実など、安全で魅力ある学校給食の環境づくりに努めます。

生涯学習の推進については、市民の多様な学習要求にこたえとともに、市民が心の豊かさを実感しながら充実した生活を送れるよう、積極的に学習活動に取り組める環境づくりに努めます。

郷土に誇りを持ち、心豊かでたくましい青少年を育てるために、豊かな体験活動の機会の充実に努めます。また、社会全体の教育力の向上を図るため、子育て講座やあいさつ運動標語の募集を実施するとともに、学校応援団組織の体制づくりを進めます。

スポーツ行政については、活動の拠点となる社会体育施設の維持・修繕に努めるとともに、市民運動会や市内一周駅伝などの行事やイベントを円滑に運営し、市民の融和を深めながら、生涯スポーツの振興、健康増進並びに体力向上を図り、スポーツを通した明るく豊かな生活の構築に努めます。

文化行政については、より市民に密着した文化活動の展開を図るため、文化財の保存・活用や伝統文化の継承に努めるほか、市民、各種団体、企業等と協力しながら、市民参加型の催し等をさらに充実するとともに、身近に芸術文化に接する場を街中に提供することにより、憩いの場の創出に努めます。

市立図書館については、蔵書や各種資料の充実に努め、子ども読書活動をはじめとする読書普及活動を推進します。

次に「新しい時代を拓く、連携と協働のまちづくり」について申し上げます。

長期的展望のもと市民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めるため、「市民協働によるまちづくりを進めるための指針」の確実な推進を図ります。また、職員を地域活動活性化推進員として地域に配置することにより、地域活動の活性化に向けた取り組みに行政も積極的に関与し、自主的、主体的な地域づくりを支援します。

「第2次枕崎市男女共同参画プラン」を策定し、さらなる男女共同参画社会の推進に努めます。

住民税等の課税事務における地方税ポータルシステム「エルタックス」を利用した国税との連携や、子供医療費等の助成に係るシステムの導入等、行政効率の向上により、質の高い市民サービスの実現に努めます。

組織機構の見直しについては、下水道事業の経営健全化の一環として、処理場の維持管理業務を専門の管理業者に委託することにより、下水道課においては、処理係と建設係を統合して、効率的で機能的な事業運営を目指します。

職員の定員管理については、現在、定員適正化計画の目標値を上回る達成状況となっております。今後も計画的に定員の適正化に努めるとともに、施設や業務の民間委託等にも取り組みます。

以上、新年度の施政に対する基本的な方針を述べましたが、これらの施策の実現については、住民福祉の向上を最優先とし、私以下全職員が一丸となり、研さん努力を重ね、計画的かつ効率的な執行を旨とし、真に公正で市民に奉仕する姿勢をもって対処する所存であります。

何とぞ、議会を初め市民の皆様に、より一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、予算関係14件、条例3件、公の施設の指定管理者の指定について5件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について1件、人事案件1件の計24件であります。このうち、人事案件を除く23件について、説明を申し上げます。

まず、議案第3号平成22年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億3,140万円を追加し、予算総額を107億6,820万円にしようとするものです。

繰越明許費の補正は、畜産基盤再編総合整備事業ほか2事業を追加し、住民生活に光をそそぐ交付金事業の1事業及びきめ細かな交付金事業の4事業を変更するものです。

債務負担行為の補正は、学校給食センター建設事業を変更するものです。

地方債の補正は、事業費等の変更に伴うものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職の退職手当、財政調整基金の積み立て、国民健康保険特別会計への繰出金、市立病院負担金、教師用指導書等購入などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してございますので、省略させていただきます。

次に、議案第4号平成22年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,809万6,000円を追加し、予算総額を41億6,916万1,000円にしようとするものです。

歳出の主なものは、療養諸費、高額療養費、共同事業拠出金並びに償還金及び還付加算金の増額であります。

以上の財源として、国庫支出金、療養給付費等交付金及び繰入金の増で措置いたしました。

次に、議案第5号平成22年度枕崎市老人保健特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ413万3,000円を追加し、予算総額を728万円にしようとするものです。

歳出の主なものは、総務管理費、繰出金の増額と医療諸費の減額であります。

以上の財源として、諸収入の増で措置いたしました。

次に、議案第6号平成22年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ258万5,000円を減額し、予算総額を21億6,442万3,000円にしようとするものです。

補正の内容は、南薩介護保険事務組合負担金及び地域密着型介護サービス給付費の減額と、居宅介護サービス計画給付費の増額であります。

以上の財源として、繰入金の減で措置いたしました。

次に、議案第7号平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ331万3,000円を減額し、予算総額を8億7,852万9,000円にしようとするものです。

債務負担行為の補正は、枕崎終末処理場水処理設備工事の協定変更に伴うものです。

地方債の補正は、資本費平準化債の変更に伴うものです。

補正の主な内容は、改築更新事業の効果等による需用費及び借入利率の変更等に伴う公債費の減額などであります。

以上の財源として、繰越金、諸収入及び事業債の増、事業収入、分担金及び負担金並びに繰入金の減で措置いたしました。

次に、議案第8号平成22年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、一般会計負担金の増に伴い医業収益を3,629万4,000円追加し、収益的支出において、非常勤医師報償費の増に伴い医業費用を291万3,000円追加しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、病棟建替事業費の減及び鹿児島県医療施設耐震化整備費補助金の追加に伴う企業債の減並びに一般会計負担金の増に伴い、収入を8,378万6,000円減額するとともに、支出を8,744万1,000円減額し、収入額が支出額に対し不足する4,594万6,000円については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんしようとするものです。

次に、議案第9号平成22年度枕崎市水道事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出において、支出を41万1,000円増額しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、収入を780万円減額するとともに、支出を863万1,000円減額し、収入額が支出額に対し不足する1億4,101万2,000円については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものです。

次に、議案第10号平成23年度枕崎市一般会計予算について申し上げます。

予算編成方針策定時における経済情勢の先行きについては、10月の月例経済報告の中で、景気が持ち直していくことが期待される一方、景気がさらに下押しされるリスクが存在するとともに、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることに留意する必要があるとの指摘がなされています。

このような中で、国は、平成23年度予算の概算要求組替え基準において、配分割合が固定化している予算配分を省庁を超えて大胆に組みかえることで、財政規律を維持しつつ、国民目線・国益に立脚した予算構造に改め、無駄遣いの根絶の徹底や不要不急な事務事業の大胆な見直しにより、新たな政策・効果の高い政策に重点配分する財源を確保することとしています。

また、県では、「県政刷新大綱」の趣旨を踏まえた行財政構造改革に引き続き取り組むとともに、これまでの取り組みからさらに踏み込んだ、歳入・歳出両面にわたる徹底した見直しを行う必要があるとしています。

このような状況の中、新年度の予算編成については、行財政改革を積極的に進め財政の健全化を推進しつつ、直面する課題に的確に対応するとともに、市民ニーズを的確に把握しながら、必要性、緊急性、有効性等を総合的に勘案の上、真に市民が必要とする事務事業を厳選して、限られた財源を効果的・効率的に配分したところです。

その結果、新年度の予算総額は、100億5,760万円で、肉づけ後予算となった前年度の6月補正後予算との対比では、3.4%の増となり、また、公債費を除いた一般歳出でも、4.2%増の84億5,398万6,000円となっています。

前年度の6月補正後予算との比較で申し上げますと、歳出の性質別では、義務的経費は0.3%増の61億4,329万4,000円で、予算総額の61.1%を占めており、人件費と公債費は減となったものの、扶助費については、子ども手当の拡充などで1.6%の増となっています。

投資的経費は、学校給食センター建設事業の影響が大きく、39.6%増の7億8,618万4,000円で、予算総額の7.8%を占めています。

その他の経費は、学校給食調理・配送等業務委託、ふるさと雇用再生特別基金事業、子宮頸が

んワクチン等の予防接種事業の実施などによる物件費及び市議会議員選挙公営費、後期高齢者医療広域連合負担金の増などによる補助費等の増などにより、3.0%増の31億2,812万2,000円で、予算総額の31.1%を占めています。

歳入については、自主財源は、市税が景気の低迷などで減となったのを初め、諸収入などについても減となりましたが、財政調整基金の繰り入れによって繰入金が大幅な増となったことから、4.0%増の30億2,530万7,000円で、構成比は30.1%となっています。

一方、依存財源については、市債などは減となりましたが、臨時財政対策債への振りかえが大幅に減少したことなどから地方交付税が増となったのを初め、学校給食センター建設事業や子ども手当、ふるさと雇用再生特別基金事業などに係る国県支出金の増などで、3.2%増の70億3,229万3,000円で、構成比は69.9%となっています。

なお、一般財源は、0.8%増の73億2,261万4,000円、特定財源は、11.1%増の27億3,498万6,000円となっています。

市債依存度は7.5%で、1.9ポイント低くなっており、現時点における平成23年度末の市債残高見込額は、112億1,125万3,000円で、平成22年度末見込額より6億3,828万6,000円減少する見込みとなっています。

庁舎建設基金等からの借入れを考慮した平成23年度末の基金残高見込額は、11億3,295万8,000円で、平成22年度末見込み額より1億9,888万円減少する見込みとなっています。

債務負担行為は、臨空工業団地造成地取得事業及び枕崎市土地開発公社事業資金借入れに対する債務保証をお願いしてございます。

なお、当初予算の主な施策等につきましては、別冊にして差し上げてありますので、省略させていただきます。

次に、議案第11号平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は、40億5,266万3,000円で、前年度当初予算に対し、5.2%の増となります。

歳出の主なものは、保険給付費、後期高齢者支援金、介護給付費・地域支援事業支援納付金、共同事業拠出金などであります。

以上の財源として、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金、繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第12号平成23年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は、2億7,831万9,000円で、前年度当初予算に対し、0.19%の減となります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などであります。

以上の財源として、後期高齢者医療保険料、繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第13号平成23年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は、20億0,285万6,000円で、前年度当初予算に対し、2.7%の減となります。

歳出の主なものは、総務費、保険給付費及び地域支援事業費などであります。

以上の財源として、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第14号平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は、8億6,233万7,000円で、前年度当初予算に対し、2.1%の減となります。

主な事業としては、処理場等の維持管理業務について、専門の管理業者へ委託を行い、管理の効率化及び経費の削減を図るとともに、立神北町地区の補助支線等污水管路施設工事による面的整備、終末処理場改築更新事業及び長寿命化計画策定調査などを予定しています。

以上の財源として、事業収入、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金及び事業債などで措置

いたしました。

次に、議案第15号平成23年度枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、病床数60床、年間患者数を入院で2万0,130人、外来で1万8,688人、一日平均患者数を入院で55人、外来で73人と決めました。

主な建設改良事業として、病棟建替事業及び医療機器更新事業を予定しています。

収益的収入及び支出では、収入額を5億2,943万5,000円、支出額を7億2,581万円とし、差し引き1億9,637万5,000円の当年度純損失を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額3億8,326万円、支出額を4億2,447万7,000円とし、収入額が支出額に対し不足する4,121万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんしようとするものです。

次に、議案第16号平成23年度枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、給水戸数を1万0,917戸、年間総給水量を300万6,000立方メートル、一日平均給水量を8,213立方メートルと決めました。

主な事業として、老朽管更新事業等を予定しています。

収益的収入及び支出では、収入額を4億6,779万3,000円、支出額を4億5,013万2,000円とし、税抜き後で1,265万円の当年度純利益を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額を171万4,000円、支出額を1億9,720万2,000円とし、差し引き1億9,548万8,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものです。

次に、議案第17号枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、職員の勤務時間について、国家公務員に準じて一週間当たり38時間45分にするとともに、それに伴う関係条例の条文整理を行うほか、条文の整備をしようとするものです。

次の、議案第18号枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、管理職手当について、管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、国家公務員に準じて定額化を図るとともに、本市の厳しい財政状況を考慮し、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間、職員の給料月額を減額しようとするものです。

次の、議案第19号南薩広域市町村圏協議会の廃止に伴う公の施設の使用料に係る関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、南薩広域市町村圏協議会が平成23年3月31日をもって廃止されることとなるが、同協議会を構成していた団体の住民が本市の公の施設を利用する場合の使用料について、引き続き本市住民と同額にするため関係条例の整理をしようとするものです。

次に、議案第20号から議案第24号までの5件について申し上げます。

これらは、枕崎市福祉会館、上釜会館、火之神会館、サン・フレッシュ枕崎及び枕崎市クリーン堆肥センターの5施設の指定管理者をそれぞれ指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の、議案第25号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、別府上手地区の辺地の解消を図るための整備計画に消防施設整備を追加するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○依積田義信議長 ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

**○17番立石幸徳議員** 多くの議案が提案されておりますけれども、本会議におきましては基本的な部分についてのみ、質疑をさせていただきたいと思っております。

私は、議案第10号並びに議案第18号について、質疑をいたします。まず、平成23年度の枕崎市一般会計当初予算。この中で、基本的に施政方針の中でも述べられております来年度からの第2次行財政改革集中プラン、これを施政方針では22年度中に出すということなんですが、一体いつ出されるのかですね。当然、23年度予算にはこの改革プランが盛り込まれている、折り込まれているはずなんですけれども、改革がどういったものが出るのかということでは予算審議もでき得ないわけですよ。一体これはいつ出されるのか、お答えいただきたいと思っております。

それから、議案第18号の関係で、管理職手当を今回定額化するということでもあります。その定額にする理由ですね。この説明をお願いしたいと思っております。

それからきょう、本日、今回の改正に伴う新旧対照表も出ているんですけども、一体幾らにするのか。これが、条例上では出ていないんですよ。なぜ、条例に定額にするというものの金額が明確に出てこないのかですね。

それからもう1点は、上限の範囲です。管理職手当の上限の範囲を現行の100分の10から100分の12に引き上げておりますけれども、この理由も説明いただきたいと思っております。

**○永留秀一総務課長** まず1点目の集中改革プランの提出時期であります、本議会の最終本会議終了後、3月29日全員協議会をお願いして、そこで御説明をしたいと思っております。

それから、第2点の管理職手当についてであります、まず定額化の理由でありますけれども、国におきましては平成18年の人事院勧告で定額化が出されているわけですが、年功的な給与処遇を改め、管理職員の職責を端的に反映できるよう、定率制から定額制に移行しようとする、そういう理由で国に準じて定額化しようということでもあります。

それから、条例でなぜ額を決めないのか、なぜ規則で決めるかということでもあります、国の人事院規則に準じまして、それから示されました準則あるいは他市の状況も勘案しながら、条例でなく規則で定めようとしたものであります。

それから、もう一つの現在の定率制の条例の率が100分の12なのにそれを100分の10の範囲にしたという理由であります、（「いや、逆ですよ」と言う者あり）あ、失礼しました。100分の10ですね。100分の12を100分の10に……（「いや、逆ですよ」と言う者あり）あ、失礼しました。100分の10を100分の12に改正しようとする理由でありますけれども、一番目には示された準則に沿ってするという、それから他市の改正された状況が100分の12であるということ。それからもう1つは、實際上、定額制の額を決定するにあたって、その職務の級の平均的な額をもって定額の額を決定したわけでもありますけれども、行政職の6級におきまして3万9,400円という額を定めようとしているわけなんです、行政職以外の医療職の給料表を適用されている管理職もおりまして、この管理職の方がその100分の10にすると3万9,400円より額が下がってしまうという、そういうことも勘案しまして100分の12が適当であるということで、100分の12にしたところでございます。

**○17番立石幸徳議員** 集中改革プランの関係ですけどね、最終日に出すと言うんですね。じゃあ、当初予算の審議には何らその、どういった改革が予定されているのか、議会はわからんわけですよ。そら、審議の当然、予算にはそういった改革のプランは出されなければ何をするのかわからんですよ。少なくとも、来週の11日に予定されております当初予算審議までに間に合わせるべきじゃないですかね。本来なら、本日出すべきですよ。なぜ、その最終本会議なのか、もうちょっと再度しっかりした説明をお願いしたいと思っております。

それから、管理職手当ですが、最後の上限の範囲内を広げるということですよ、当然議会で条例で規定していませんから、その目いっぱい広げたら、手当が上がっていくという可能性は

もう十分予想されるわけですね。もう少しこの、範囲を広げると、上限を。上げるという意味合いが私よく伝わってこないんですけどね。それと、準則とか、他市の状況を見て規則のほうで実際の金額を定めると言いますが、これはほかの例でもいろいろありますけれども、議会審議はできないわけです。規則といいますと、それはもう市長裁量でいつでもその範囲内でしたら、決められるわけですからね。この辺についても、しっかりした根拠になる説明をいただきたいと思います。

**○永留秀一総務課長** 3月議会の初日までに集中改革プランを出せなかったというのは、非常に申しわけないと思っております。1番の理由としましてですね、作成作業がおくれておりまして、当初予算との整合性をとるということで、その作業を行ってございましたわけなんですけど、それで取りまとめをした後、民間の委員によります行政改革推進委員会という委員会にですね、意見を求めてその意見もいただこうということで、3月1日にですね、行政改革推進委員会も開いたところでありまして、その意見も反映したかたちで集中改革プランを取りまとめようということで、初日に間に合わなかったところがございます。

それから、管理職手当を条例に額を入れないと、執行部のほうで勝手に変えられるんじゃないかというような御指摘でありますけれども、国におきましてもですね、管理職手当の定額の考え方というのははっきり示されておりまして、その級の属する中間位の額とするべきだという方向性が出されておりまして、そういう考え方で定額化していきたいということで、100分の12の上限を額にするという考え方は持っておりませんので、その級の中位の額を管理職手当の額としていくという考え方をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

**○17番立石幸徳議員** 最後の管理職手当のほうから3回目質疑をしますけれども、平均で現行と改正後はどういうふうになっていくわけなんですか。それからその、上限はさほど関係ないような説明をされますけどね、であれば、何も100分の10を100分の12に引き上げる必要はないんじゃないですか。

それからその、この集中改革プラン。これは少なくともですよ、11日の当初予算審議までには決定プランでなくても、何らかの概要あるいはそういったどういった改革が予定されていると。そういったものは示していただかないと、審議そのものができ得ないですよ。そういった手だてができるのかどうか、最後にお尋ねをいたします。

**○永留秀一総務課長** 管理職手当の100分の12にする理由を先ほどの答弁で三つ申し上げましたが、100分の10の率でしますと3万9,400円という6級の管理職の方を対象とした額を決めてあるんですが、この額がほかの課長の方々にもこの額が適用されていくと。7級の課長は、4万3,000円ですが、7級課長以外の方は3万9,400円という額が適用されていくわけなんですけれども、一般行政職の6級ではなくて、医療職の給料表を支給されている管理職もおりまして、そのこの最高号給を、その級を計算しますと100分の10、そのこの最高号給に100分の10を掛けても3万9,400円より下回るといいう支障がありましたので、上限を100分の12にしたほうが適切であると判断しまして、そういった3つ目の理由もありまして上限を100分の12にしたということがあります。

それから、集中改革プランの資料提出につきましては、当初予算審議までに出せるよう検討はしたいと思います。ただ、行政改革推進委員会ですね、提言というのをまだいただいておりますので、執行部段階の案ということで提出させていただきまして、行政改革推進委員会の提言を盛り込んだかたちでの議会への説明というのは、最終本会議に正式にまた行いたいと思います。

**○依積田義信議長** 次に、牧信利議員。

**○2番牧信利議員** 施政方針と予算関連に関して、幾つかお尋ねします。まずこれ、私の見るところ予算書には出ていないんですけど、いわゆる大雪によって8,800万を超える被害が出ているわ

けですが、その後の最終的な被害状況はどうなっているのか。

2番目に、この雪害支援対策は具体的にどうなったのか。県の方針は、どのようなものか。それから、被災農家の雇用をどのように調査したのか、雪害対策についてこれらについてお尋ねします。

2番目、学校給食センターの委託料が今回、3,133万6,000円、このように調理・配送委託として出されております。この委託がどうかたちで行われるのかというのは、まだ我々に説明はないわけですが、その内容を知るには当然、契約、仕様書それらが明らかにされなければこの予算審議というのはできないと思うんですね。当然、決定後の契約は結ばれるんですが、少なくとも予算審査にあたってはその契約のひな形、仕様書の、市としての方針ですから、明確に議会に提出してもらわなければ審議のしようがない。どういう方向で、市がやろうとしているのかという方針は契約のあり方と仕様書に示されているわけですから、これらの提出をされるのかどうか、その点をお尋ねします。

それから、3番目は施政方針の中でも快適な環境づくりというのを述べられていますが、かつお公社が垂れ流しをしたというのはこれまで明らかになっています。このたれ流しの状況がどういう状況だったのか、こういう状況が長年にわたってなぜ放置されてきたのか。そして、これらの対処はどうなっているのか、この点について快適な環境づくりということを行うからにはこういう市のかかわる事業所において、こういう事態が生じたということについての明確な報告をお願いしたいと思います。

次に、福祉給食の値上げの問題です。これは初めて今回、提起されて聞いたわけですが、この値上げは要するに持続的な制度運用を理由としていますが、この値上げにあたってどういう検討が行われてきたのか。2番目、いわゆる給食の中身の問題です。まずいという声が寄せられております。そういう点では、献立と調理の結果による弁当の中身について、どれほどの調査が行われてきているのか。また、利用者のアンケート等の調査をなされたのかどうか。さらに、福祉給食問題ではいわゆる剰余金問題が大きな問題になっていたんですが、利用料の収支の状況等についての把握、そしてそれに基づく利用者、市民への報告。これらはどのようになされているのか。また、今後の方針。以上。

次に、労働費に関してですが、今回ふるさと雇用再生特別基金事業等が出されておりますが、今回地域資源を活用した体験型観光開発事業というのが予算が大幅に増になっておりますが、この増の理由。それから、それぞれのNPO法人LCL、NPO法人アースハーバー、NPO法人子育てふれあいグループ自然花、NPO法人たすけあい枕崎、これらのこの事業の継続はどういうかたちで行われているのか。雇用の状況、枕崎に住民票がある……ここで従事する、働く人たちはそれぞれの法人で何名ずつになっているのか、これも明らかにしてください。

それから、住みよい環境づくり事業で今回枕崎清掃社が1,448万ということで載っておりますが、この事業の中身はどういうふうなものか、御説明をいただきたいと思っております。

**○真茅学農政課長** 12月31日からの雪害等の被害の状況ということでございますけれども、まず第1回目が12月31日から1月1日にかけての雪害、あと1月16日に低温の被害が出ています。それと、1月31日にまた雪が降ったということで、この3回の被害の状況でございますけれども、まず豆類、実エンドウ等を中心としまして6,080万2,000円、あと果樹、これはタンカン・デコポンが中心でございますけれども522万1,000円、それと果樹の樹体被害が342万9,000円、それとハウスがつぶれたりした被害が6,807万8,000円の合計で1億3,753万円ということで押さえているところでございます。それらに対する支援ということでございますけれども、まず市の農林技術協会等を中心にハウスの撤去作業と、そういう要請があるのかないのかということ等を調査しまして、全体的な要請はなかったところでございますけれども、農協等が設置したハウス

については農協の職員等が撤去また復旧等の支援をしているところです。あと、県の方針ということでございますけれども、県は3月補正予算でハウスの復旧事業の補助事業を計画しております。これは2分の1補助ということでございます。当初、これから建てかえるハウスのみを支援するという方針でありましたけれども、その後、各地からの要望等がありまして特にサツマイモの苗床等のハウスは既に復旧済みでありますけれども、これらも対象にしていくという方針でございます。あと、被災農家の声ということで、今後実際どの程度の被害があったというのを具体的に各生産部会また各公民館等の協力を得ながら、調査把握してそれらの予算を本市においては6月補正でお願いしたいと考えているところでございます。

**○今給黎龍浪給食センター所長** 今回提案をいたしております調理・配送業務の民間事業者への委託につきましては、調理業務、配缶業務、納品された食材の移しかえ、保管業務、配送及び回収業務、洗浄消毒業務、残さい等の集積搬出業務、施設・設備・敷地等の清掃業務などを考えているところで、本年の8月からの委託業務の開始を検討しているところでございます。現在、事業者の公募中でありまして、県内で実績のある事業者を今募集をかけ、業者の選定の作業の途中でございます。こういうこともありまして、今後、細部を詰める必要が出てまいりますので、契約書、仕様書につきましては今回の提出は差し控えたいと思っております。また、具体的な内容について、御質問等にはですね、要求水準書とか作成しておりますので、その範囲でお答えはしていきたいと思っております。

**○俵積田寿博市民生活課長** かつお公社の垂れ流しがどういう状況だったのかということでございますけれども、これにつきましてはかつお公社は排水処理施設を設置しております。処理して排水を側溝に流しているわけですが、その排水水につきまして水質検査を実施しながら、汚水の垂れ流し等については適宜指導も行っているところでございまして、昨年11月にも水質検査を実施しましたところ、その検査結果につきましては適合しない点がございましたので、汚水処理施設の現地調査を行いまして、適正な処理を行うように指導を行ったところでございまして、また昨年11月26日に現地指導をした際にも、適正な処理ができない場合には下水道への接続等のお願い等も行ったところでございます。かつお公社につきましては……。

**○南田敏朗水産商工課長** かつお公社の汚水処理につきましては、その後、取締役会におきまして、本市の下水道に接続するということが決定いたしております。接続時期につきましては、今、下水道課等の指導をいただきながら、今、諮っているところでございます。

**○茶屋盛忠下水道課長** かつお公社の下水道への接続につきましては、設計等も終わりをまして、3月中旬から着工予定となっております。

**○白澤芳輝福祉課長** 福祉給食サービスの値上げの検討経過ですけれども、これにつきましては庁内におきまして事務調整会議を2回開いております。その中でやはり過去の状況、それから社会福祉協議会の利益剰余金の現況、それから県下各市の単価の状況あるいは民間で委託しているところの状況や委託方式、あるいは各病院あるいは介護施設等で提起をされている食費の単価等、さまざまな面から検討を行っております。そして、2回行いまして、あと今まで市としても助成をしてきた。その部分にどういう考え方で持っていくかということで、課税世帯と非課税世帯に分けて、非課税世帯については改定の幅を半分程度に抑えようということで、検討経過がなされているところでございます。

また先ほど、給食の中身がまずいという御指摘がございましたですけれども、これについては過去も調査しておりますけど、その段階ではそういうアンケート調査の結果をもとにして刻み食やそういう個々に応じた、各利用者に応じたそういう献立を作成しているところでございまして、私どもも社会福祉協議会にもたびたび訪れてそういう利用者からの苦情等ないか、そういうところをお尋ねしているところでございますけど、現在私たちのほうにはそういう声が届いていない

というのが実際でございます。

また、扶養者とかそういう利用者の声、どういうふうにしてやっていくかという部分については、今後、今議会でさまざまな御意見あるかと思えます。そういう部分をお聞きしながらですね、今後……7月1日実施としましたのはやはり、そういう利用者への周知期間を十分設けたいということで、7月1日からの実施ということでやっておりますので、その利用者とまた扶養義務者についての周知等については今後その中で、今後の周知期間の中で徹底してやっていきたいというふうに考えております。

**○南田敏朗水産商工課長** ふるさと雇用再生特別基金事業の件につきましてでございますが、ふるさと雇用の地域資源を活用した体験型観光開発事業が増額されているということでございます。これにつきましては、平成22年度で取り組みましたふるさと雇用再生事業の地域を活用した体験型観光と、それから重点雇用といたしまして取り組んでおりました水産の町ブランド化事業を合体させたものでございまして、平成23年度につきましては体験型とそれからカツオマイスターの

本格実施、それからカツオフォーラムの実施。これらについて、事業を組み込んでいるところでございまして、額が増額をいたしたところでございます。雇用の状況でございますが、全体で8名の雇用になっております。そのうち新規雇用が6名、そのうち枕崎関係が2名というふうに伺っております。

**○真茅学農政課長** ふるさと雇用の関係で、地域資源・地場産品を活用した商品の製造開発による地域振興の関係でございますけれども、これまで粗塩等自然の塩等を主にした商品開発ということで、20余り開発しておりますけれども、またさらに新規商品の開発に取り組むということと、これまで開発した商品が既に店頭販売されているのもございますけれども、それらについての試験販売等も取り組んでいきたいというのが、事業の中身でございます。雇用の状況につきましては3名でございまして、うち2名が新規雇用で、本市に住民票を有しているところでございます。

**○依積田義信議長** ほかにありませんか。

**○依積田寿博市民生活課長** ふるさと雇用のまちなか環境流通拠点づくりでございますけれども、これにつきましては市民から出される粗大ごみを有効に利用し、ごみの減量化やりサイクルを目指して事業を展開しているところでございまして、雇用につきましては新規雇用者が3名であります。

次に、住みよい環境づくり事業でございますけれども、これにつきましては環境パトロールを実施し、ごみの不法投棄の撲滅及びごみステーション等でごみの分別の悪い、残されたごみ等の指導徹底を推進するとともに、市内各地で発生しておりますヤンバルトサカヤスデの駆除対策を実施していくことが事業内容でございまして、雇用といたしましては新規に4名を計画しているところでございます。

**○白澤芳輝福祉課長** 要支援・要介護を防ぐ新たな自立支援事業ですけれども、これについては雇用が3名で、新規雇用2名ということでございまして、事業内容につきましては、現在、高齢者を対象として高齢者生きがいサロンづくりを校区公民館で行っておりますけど、それを身近な各公民館で高齢者の方を参加しやすいような居場所をつくるということで、認定予備軍あるいは認定外高齢者もいらっしゃいますので、その認定者となる時期がおくれさせるということで、そういうことで医療費、保険料の削減につなげていこうということでございます。

次の、地域と連携した子育て支援事業、NPO法人子育てふれあいグループ自然花に委託する事業につきましては、全体で3名の雇用でございまして新規雇用は2人でございます。この事業につきましては、枕崎市内の親子を対象に、地域住民の知恵や農業などを活用した体験プログラ

ムを提供しながら、親子ふれあい体験、子育て相談、不登校対策、一時預かりなど子育て支援事業の定着化と地域活性化に寄与するためにこの事業を行うものでございます。

**○2番牧信利議員** 雪害対策ですが、今後の対応を考えていると言うんですが、具体的にはこの対策が予算化されるのはいつの段階か。それから、鹿児島市の取り組みを見てみますと、そこにはこの県の事業としては3月から5月までというふうな期限が切ってあったんですが、こういうのはもう見直しがされているのかどうか。それから、いわゆるもう既にハウスを建てかえたという農家がいるわけですが、それらについては今後においてさかのぼって対応するというふうになっていくのかどうか。農家の声を具体的に聞くというのは、いわゆる被害状況だけじゃなくて、そういう支援策についての要望も当然聞いておられるだろうと思うんですが、それらは具体的に、個々の農家でさまざま違うわけですが、その被災農家のすべてにわたって調査をされているのかどうか。以上、雪害関係はそれだけ。

それから、給食センターの関係ですが、契約書や仕様書について、これは差し控えたいというふうな話ですね。しかし、差し控える理由は1つもないわけでしょ。だれが、どの業者がこの申請をしようかとしても契約中身についての基本的な方針というのは市のほうにあるわけですから。それは当然すべての業者に対して明らかにした上で、契約にあたってはそれは調整される部分もあるでしょうが、市の方針としては契約書のひな形と仕様書は方針ですから、これは明確ですよ。それらは当然、この予算とのかかわりで審査に必要なものですよ。そういうものを出さないというのは白紙委任をするのと同じことだと言えますね。そういう点は、当然出すべきだと考えるんですが、それでもまだこの、市の方針にかかわる重要な契約書、仕様書について提出をしないという考えなのかどうか、改めてお尋ねをいたします。

それから、かつお公社の垂れ流しの件ですが、これは下水道区域に供用ができるような状況になった以降もずっとそういう状況が放置されてきたというのは原因は何なのか。それに市自体が経営の役員として参加をしているわけですから、そういう市の責任というのをどのように受けとめているのか。この件は、市長にお尋ねをしておきたいというふうに思います。以上であります。

**○真茅学農政課長** 雪害対策に対します、今後具体的な予算化の時期でございますけれども、6月補正をお願いしているところでございます。工期で3月から5月という話が出ましたけれども、本年度予算で県は予算化しておりますけれども、これを繰り越すという方針でございます。事業の実施につきましては23年度の年度末、24年3月31日までに終了すればいいというふうに聞いているところでございます。それから、既に建てかえたハウス等が対象になるかということで、県のほうもこれらも対象にしていくという方針でいるところでございます。被害に遭った農家の方々の調査ということで、漏れがないようにまず生産組織、果樹部会とかありますので、そういう生産組織を通して、また各公民館長さんなり小組合長さんの協力をいただいて、そういう調査をして被害状況等の把握等に漏れがないように努めてまいりたいと考えております。

**○今給黎龍浪給食センター所長** 給食センターの調理・配送業務にかかわります契約と仕様でございますが、現在細部を詰めている段階でありまして、正式に決まっておりますので、今、事業者に要求水準書という書類のかたちで示して、大筋その方向で進めることとされておりますので、その要求水準書に基づいて今後説明をしていくという方針でございます。

**○依積田義信議長** ほかにありませんか。市長。

**○神園征市長** かつお公社の件ですけれども、かつお公社が垂れ流しをしていたわけではありませんで、ちゃんとした法にかなった処理施設をつくってございましたが、時期によってそれがその数値を上回るときがあったということでございます。それは、かつお公社の社長のほうには報告がいついたらしいんですが、私たち平の取締役のほうにはそういう報告がなされていなかったと。それがわかりましたので、すぐわかった次の取締役会で下水道にきちっとつないでくれとい

う要請をいたしまして、その場で下水道に接続すると。その後は、下水道課と打ち合わせをしながら進めていると、こういうことであります。

**○2番牧信利議員** 給食センターの調理・配送委託の契約や仕様書というのは市の方針、基本的な部分なんですね。それらをやはり出そうとしないと。これはだから、住民に隠していく、ま言うなら白紙委任ですよ、議会もね。そういう状況を取ろうとしているのは大問題ですよ。こういうことが許されるのかどうかですよ。これは市政の重大な方針にかかわる問題ですから、この点について、契約書、仕様書については予算審査に必要な書類として提出すべきだと思うんですが、市長自身の見解をお尋ねします。

それから、かつお公社の垂れ流しはないと言うんですが、処理能力以上の作業を行えば、当然それは処理をできないわけですから、垂れ流しになるんですよ。實際上、このかつお公社が設置時の汚水処理施設の能力とそれから現実的なこの作業の量ですよ。これについては、どうなっていたのか、これを明らかにしていただきたいと思います。以上であります。

**○依積田寿博市民生活課長** かつお公社の汚水処理施設の排出量の関係でございますけれども、枕崎市民の環境を守る条例に基づきまして、指定施設の設置の届け出が昭和50年5月に出されておきまして、そのときにおきましては排水処理施設が生カツオが1日2トン、排出量が1日当たり4トンということで出されておきまして、新たに平成2年4月1日に変更届が出されておきまして、そのときには汚水処理施設の排出量といたしましては1日当たり20トンということで出されているところでございます。

**○神園征市長** 給食センターの件ですが、これらはすべてやはり明らかにしてですね、議会並びに市民の理解を得なければいけないとそういうふうに思っております。ただ、今の段階でそういう細かな詰めが行われていないので、今それが確定した段階ではないので出せない、こういう意味ではないのかと私は思っております。そういったものが出せる状況を早くつくってですね、これは出すのはきっちりと出すと、そういう姿勢で臨むべきだろうと思っております。

**○依積田義信議長** ほかにありませんか。

**○16番新屋敷幸隆議員** 私、1つだけ質問をしておきたいと思っております。この施政方針と一般会計に関連してですけど、施政方針の中でですね、3ページの中でいわゆる観光特急列車の枕崎までの運行延伸やまた稚内との交流ということであらうとありますが、これも大変重要なことだと思いますけど、1つだけ最も重要なことを忘れてるんじゃないのかなと思っております。それは三島との延伸、そしてそれから始まったフェリーの試験航路ですよ。これは、数年にわたってですね、三島と我が枕崎市と協議会をつくっていろいろ交流を図ってですね、いわゆる市民もこぞって参加して大いに協力してきたわけですよ。その辺がですね、全然この施政方針の中に1つも出てこないというのは、私はおかしいんじゃないのかなと思っておりますので、市長に御回答をお願いしたいと思います。

**○神園征市長** この中で、たまたま三島に関する記述がなかったというだけのことでありまして、せんだつてもその運航につきましては三島村役場におきましてことしの計画とか、そういったことが行われております。その際に、特に名指して枕崎はこの運航について、どう考えているのかというようなお尋ねがございましたので、私としてはこれは三島に対しては特に黒島あたりのあの黒潮流れでお世話になったこととかですね、忘れちゃならん恩義があるんだということで、こういったものには報いなければならんというような答えをして、こういうものを大いにできるものならば、これがやがて実際に運航されるようなかたちに持っていけるように、努力すべきところは努力をすると申してあります。で、ちょっと稚内という言葉が出ましたが、稚内は羽田から稚内空港行きの飛行機にはですね、私も行った時期もそういう時期だったんでしょけれども、カニ族といういわゆるリュックを背負った観光客がいっぱいなんですよ。で、満席でありまして、

ところがその稚内に着いて観光バスに乗りますと、その人が1人も見当たらんと。どうしているのかと思って聞きましたら、利尻、礼文に渡っているんだというわけですよ。利尻、礼文というのが私のこれはもう感想ですけれども、枕崎から見た三島の硫黄島とかですね、竹島、あれなんかは硫黄島を利尻とすると、竹島は礼文という非常にこう風景も似ていましてね、こういったものも生かして、そしてこの風景はJRに対しても日本でも有数の沿線の風景だというようなことで申してありまして、そういったことがあるからもうちょっと旅情のあるようなトロッコ列車とかそういったものを考えてくれんかとそういう要望もせんだってでも伝えております。

**○16番新屋敷幸隆議員** ぜひですね、この施政方針の中で市長が提唱しています人と物とが交流してですね、そして活力のあるまちづくり、またその次にですね、新幹線の開業のことにも述べていますよね。開業を機に、増大する観光客の誘致策についてということですね、それらをひっくるめてですね、稚内は私は北のバージョンまた三島はですね、南のバージョンということですね、ぜひ2つ両方成り立つようにですね、積極的にこれは取り組むよう市長にお願いしておきたいと思います。以上です。

**○依積田義信議長** 次に、村上ミエ議員。

**○5番村上ミエ議員** 私は、議案第24号についてお尋ねします。枕崎市クリーン堆肥センターの指定管理者の件ですけど、この指定管理は平成18年にもJAのほうになされていますけど、19年にオゾン装置が壊れて、そして私たちの集落はにおいにいまだ悩まされています。それに、適切に対応できなかった、話がうまくいかなかったと言えればそれまででしょうけど、それまではおって置かれた私たち住民にとって、果たして今回もここにJAに依頼して住みよいまちづくりができるのだろうかと思っておりますので、オゾン装置をJAが協定書どおり速やかに直して、住民が住みやすい環境づくりを約束できるのかどうか、お聞きしたいと思っております。

**○真茅学農政課長** 堆肥センターの脱臭施設の件でございますけれども、今、御指摘がありましたとおり速やかに修繕がなされていないというのは本当に申しわけなく思っているところであります。農協にも悪臭対策を早急にとるようということで、改善対策を農協から出さしていただいているところでございますけれども、その脱臭施設にスクラバーという建物がございまして、その建物を改修して消臭液によるシャワーリング脱臭をやって、悪臭低減に取り組んでいきたいということと、また堆肥舎の施設内で細霧装置で消臭剤をまいて低減していくということと、あと堆肥については消臭酵素等を混ぜていい発酵とまた悪臭を抑える、そういう対策をとっていききたい。そういうことで、悪臭を抑える対策を進めていきたいということで農協についてもそれがしっかり取り組めるように、行政としては指導してまいりたいと考えているところでございます。

**○5番村上ミエ議員** 私も再三、地域の人の調査をしたり、そして行政の人にもお話を聞いたりしましたが、これはJAとのそういうおたくが今申したような計画が確約ができるんでしょうか。

**○真茅学農政課長** 今、私が申しましたのは農協から出されてきた改善計画でございますので、これがしっかり守られるようにですね、取り組めるように指導をしっかりとしていきたいと考えております。

**○5番村上ミエ議員** ぜひ、そうしていただきたいです。それと、そのスクラバーの改修ですね、それはいつなさるといって確約は取れているんでしょうか。

**○真茅学農政課長** 農協の予算としまして23年度でということで、その農協の予算のですね、成立後、早急に取り組めるよう要請していきたいと考えております。

**○依積田義信議長** ほかにありませんか。

**○11番沖園強議員** 2点ほどお伺いしておきますけど、ただいま出ました堆肥センターの公害問題ですよ、なぜ公害防止協定に基づいて事業者とですね、指定管理者ですね。そして、地元

住民、公民館なり、そして行政とそういう防止協定の協議はできないんですか。やっているんですか、やっていないんですか。そこは問題だと思いますよ。

それと、給食センターなんですけど、執行権と議会そして契約者、事業者との関係から申しますと、今の時点でその契約書を議会に提出するのはいかがなものかと。先ほど、要求水準書と申しましたですかね。そういったものの提出なら理解できますよ。どう考えているんですか。

○今給黎龍浪給食センター所長 事業者に示しております要求水準書でございます。あの、市のホームページでも公開しているものであって、議会に提出することは可能だと思います。

○真茅学農政課長 協議についてでございますけれども、市、農協それから関係集落の代表の方々それと荒ノ口に畜産農家もおりますけれども、その農家も含めて協議をさせていただきたいと考えているところでございます。

○11番沖園強議員 給食センターは理解できましたんですけど、協議をさせていただきたいじゃなくて、今までしなければいけないわけですよ。今までできなかった阻害要因は何かあるんですか。どうなんですか。

○真茅学農政課長 阻害要因というのはないわけですけども、そこまで関係集落4つございませうけども、4つの集落。それと、荒ノ口地区にある畜産農家。私どもも最初、東白沢公民館のほうと協議していきたいというふうに思っておりましたけども、やっぱりこれは大きな問題ですし、また協定書につきましては関係4集落と結んでおりますので、そこも含めてやっていかなきゃいけないということで、申し訳ないんですけどもこれまでに、先ほど申しました市、農協、関係の4集落それと荒ノ口地区の畜産農家を含めた協議はなされていないところでございます。

○11番沖園強議員 協議はなされていないのか。しようとするけどできないのか、どっちなんですか。

○地頭所恵副市長 今、議員のほうから御質問があった件につきましては、直接の関係している集落のほうに協議をしたいということをお願いをしているところですが、今のところ現時点では協議に応じられないという回答でございまして、今その協議が進まないという状況でございます。

○依積田義信議長 これをもって、質疑を終結いたします。（「5番」と言う者あり）

村上議員、質疑は3回以内ということになっておりますので。（「もう1回」と言う者あり）いや、もうだめです。

ただいま上程中の予算関係議案につきましては、先例により各常任委員会から4名ずつ選出された委員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○依積田義信議長 異議がありますので、起立によって決したいと思います。

予算特別委員会を設置し、その構成は各常任委員会から4名ずつ選出された委員12名とし、予算関係議案を付託することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、予算特別委員選出のため、10分間休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時26分再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました、予算特別委員会の委員の選任については、牧信利議員、今門求議員、島野宏之議員、立石幸徳議員、茅野勲議員、村上ミエ議員、中原重信議員、園田武夫議員、板敷

作廣議員、板敷重信議員、豊留榮子議員、上釜いほ議員を指名いたします。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第27号を議題といたします。

市長に、提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました、議案第26号について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、上木原充氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○依積田義信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから、採決いたします。

ただいま上程中の案件については、それぞれ無記名投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○依積田義信議長 ただいまの表決権を有する議員は、16人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○依積田義信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○依積田義信議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○依積田義信議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○依積田義信議長 これから、開票を行います。

開票立会人に、8番板敷重信議員、9番畠野宏之議員、10番米倉輝子議員を指名いたします。立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○依積田義信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成16票。

以上のおおりの、全員賛成であります。

よって、議案第26号は同意することに決定いたしました。

次に、日程第28号福祉給食サービス事業の調査にかかる特別委員会の報告を求めます。

牧信利議員。

[牧信利福祉給食サービス事業の調査にかかる特別委員長 登壇]

○牧信利福祉給食サービス事業の調査にかかる特別委員長 ただいま議題となりました「福祉給食サービス事業にかかる調査特別委員会」の調査の経過並びに結果について、御報告いたします。

本調査特別委員会は、委員長に牧信利、副委員長に立石幸徳委員を選出いたしました。

本調査特別委員会は、平成22年3月19日に設置して以来、主に、延べ23人の証人喚問を中心とした調査を行い、合計14回にわたり、委員会を開催してまいりました。

ただ、本調査特別委員会の調査は、不正経理発覚後、約5年経過しており、しかも、関係資料も不足しているという厳しい状況下ではありましたが、本調査特別委員会としてできる範囲の中で精力的に調査を進めてまいりました。

また、調査の途中の経過につきましては、中間の取りまとめを行い、10月1日に調査の中間報告を行ってきたところであります。

そこで、これまでの調査の主な内容につきましては中間報告で御報告いたしましたので、その報告以後、明らかになった点を含めて総体的なまとめとして、以下、本調査特別委員会の最終報告をいたします。

それではまず、社会福祉協議会の事務経理として、なぜ、不正が行われたのか。その背景・原因は何だったのか。また、なぜ、早い段階で判明しなかったのかということであります。

このことにつきましては、関係者の証言等からいたしますと、社協は、市から福祉給食サービス事業を受託し、事業を進めておりましたが、この事業を進めるに当たり、車を初めとして、弁当箱などの必要な備品等の運営費が不足し、社協としては再三にわたり、市に予算要求を重ねてきたが、なかなか受け入れてもらえなかったということであります。

これに対し、市は、双方が協議し、了解の上、委託料を決定してきたということではあります。補助基準に従って事業を推進するあまり、委託料の内容の十分な検討を怠ってきたこと。また、事業運営についての社協との当事者間の密な相談業務等が十分になされてこなかったことが伺われ、ゆえに、これらのことが不正経理の引き金になった要因の一つとして考えられるのであります。

しかも、一方では、利用者からの負担金の剰余金が多額になってきているにもかかわらず、このことに市当局が気づいたのが、平成12年からの複式簿記導入に際し、初めて知り得たという状況であり、その後も、いわゆる食材費の剰余金の取り扱いについての具体的な方針は行政としても統一されておらず、不明確なものであったということが証言により明らかになったところであります。

では、その当時の社協への補助事業に対する行政の監督・指導は、どのようになされてきたものかということでもあります。

まず、委託事業に対する決算書の剰余金のあり方を含め、社協理事として参画していた行政として十分な分析・精査が行われていたものか。万一、行われていれば利用者からの負担金の剰余金が多額になってきていることはすぐにでも判明し、何らかの手だてができていたはずであります。

社協の事業運営について平成15年2月17日に行われた平成14年度の社協に対する鹿児島県（川辺福祉事務所）の監査・指導において、県は、「このことを社協理事会、評議員会に報告し、審議するとともにその内容を議事録に記載すること」を指導し、「福祉サービス利用支援について、利用支援者が利用者から徴収した利用料を預かる場合は、現金受け払い簿を作成し、受け払いの状況をその都度、明確にしておくこと」と、事務取扱についての具体的な指摘と指導が行なわれています。

このような指導を受けたにもかかわらず、議事録には、この部分が記載されていません。県が指導監査において、利用料の収支状況を明確にすることを指摘したことは当然のことです。

ところが市当局は、毎年度提出させる事業実績報告において、利用料の収支状況の報告を求めておりませんでした。これは、市当局が委託した福祉給食サービス事業において行政の責任を怠ったものと言わざるを得ません。なぜ、このようなことが行われたのか。ここに不正経理問題の核心があると言えるのであります。

ただいま述べてまいりましたように、利用者負担金剰余金の状況を把握せず、また、その後に、その存在を知っていたにもかかわらず、社協任せにして社協への指導は何らなされてきていなかった。むしろ、剰余金はあくまで食材費以外には充当できないと認識していながらも、逆に、その剰余金を備品購入等への流用を指示してきていたという実態が、関係者の証言により明るみになったところであります。

さらに、社協との委託契約を行うに当たっては、毎年取り交わすことなく、双方からの申し入れがなければ、福祉給食利用者負担金とともに、自動的に引き継ぐことになっていたことではありますが、このことは、当然に、委託契約時に、前年度の実績に基づき、お互い十分協議・検討を加えるなどの措置をとるべきであったのであります。

以上のことから総括いたしますと、外部調査委員会の調査でも指摘がなされておりますように、特に、契約の履行状況や事業運営状況の把握を怠っていたことが、改めて今回の調査で明らかになりました。

ただ、このような市当局の対応が、単なる怠慢として結論づけるには問題があります。

一つは、事業委託契約の自動継続であります。契約は前年度実績に基づき検討した上で行うべきものであります。委託契約の自動継続は、前年度の委託事業の総括が行われなかった疑いがあります。

二つには、賄い材料費等の検討がなされず、350円という単価を引き継いでいたことであります。前年度実績の総括が行われていたら、当然、利用者負担金の収支状況が明らかにされるべきであります。利用者負担金の収支状況が明らかになれば、350円という利用者負担金の是非が当然検討されていたと考えられます。なぜ、利用者負担金の収支状況の報告が求められなかったのか。証言でも、担当者らは、この点については明らかにしていません。多額の利用者負担金剰余金の発生を許した点として重要であります。

三つには、利用者負担金の剰余金が需用費に流用されていたことであります。この原因は、委託料の不足であります。このことは外部調査報告書においても指摘されていますが、委託料の不足を利用者負担金の剰余金で補っていたことであります。

市当局は、平成19年1月25日に再調査の報告を行い、利用者負担金剰余金の需用費への流用額は平成5年度から17年度までで1,421万1,348円であったことを明らかにしました。

以上の点から推察されることは、契約の自動継続も、利用者負担金350円の積算を行わず、自動継続にしたことも、市当局の意図が働かなければできないものであると言えます。

要するに、当時の市職員に不正経理に直接かかわった職員はいなかったものの、行政体制として不正経理の起きやすい、むしろ、それを誘発する環境要因が十分にあったことは否めない事実であると言わざるを得ないという結論に至りました。

さらに、外部調査委員会でも指摘されておりますように、水増し請求の事実を社協内では、早い時期から問題視されていたことが、なぜ、早い段階で発覚・表面化されなかったのかということに対し、本委員会としては社協の理事会や評議員会を初めとした組織改善の取り組みへの当局の指導のあり方を強く指摘しておくものであります。

それでは、不正経理が明らかになった後の市当局のとってきた取り組みはどのようなものであったのか。そして、今後の具体的な対応策をどのように進めていこうとしているのかについて、調査を行ってまいりました。

まず、市の対応として、不正経理発覚後、早速、内部調査委員会を立ち上げ、調査を行ってきております。

ただ、それが初期段階での調査であったことを考慮しても、当時の調査結果が今回の証人喚問等、調査を進めていく中で不確実な点が多く散在していることなどから、結果を見た場合、十分な調査であったとは言いがたいし、また、今回の調査の中でも、市当局としてもこのような立場は認識しており、最終的には調査を外部調査委員会に委ね、その報告書がすべてを包含しているという認識が示されたところであります。

さらにまた、この外部調査委員会の報告書でも市の執行体制にいまだに幾つかの解明されていない疑問点が指摘されておりますし、中でも特に、市は、給食費の使い道をしっかりと利用者に説明する義務があったにもかかわらず、それを行ってこなかった責任は大変大きなものがあると言わざるを得ません。

このことから、市としての今後の対応として調査のできる範囲の中で社協への対応も含めて調査し、市民に明確に示していくべきであります。

次に、執行部体制の姿勢にかかわる問題として調査の対象として取り上げられたことは、当時、市長であった神園征氏が現役時代にこの不正経理をいつ知り得ていたかという問題であります。

このことは、万一、市長の現役時代に知り得ていたことであれば、当時の市長としての市民に対する市政に重大な責任があることであるので、多くの関係者の証言を求めるなど特に多くの時間をかけ、調査を行ってまいりました。

その結果、神園氏は、不正経理を知り得たのは「平成18年3月1日であった」と証言したのに対して、神園氏へ情報を提供した関係者の証言は「平成17年12月であった」あるいは、「平成18年2月であった」というように、当時からの時間の経過によるところが大きく、個々の証言者によって大きく記憶の食い違いが見られ、特定した期日は断定できなかったところであります。

ただ、8月26日の本委員会で沖園強委員は、「今までの調査で12月3、4日某議員がというような表現をしていますが、私です。私が知ったのは12月3日であったことはもう確かでございます」と発言しました。これは、市の調査に対して納入業者が、12月3日、沖園議員から自宅へ電話があり、「ひょっとして新聞ざたになるかも、店の名前も出るかも知れない」と言われたとの証言、また、社協元事務局長の「この問題が大きくなると認識し始めたのは17年の12月3、4日のことだろう」との証言と一致するものであります。10月12日の本委員会で沖園委員

は、その情報入手は市長選挙の事前活動中であったこと、「その中で皆さん方から水増し請求が云々ということを手ラッチラッチと、小耳に挟んだ程度だった」と述べ、少なくとも12月初めの段階で、水増し請求についての情報を入手した経過について明らかにしたことを、ここで申し述べておきます。

また、先ほども報告いたしましたとおり、社協の調理職員の複数から神園氏宅に行ったのは「平成17年12月ごろ」との証言がなされました。

一方で、神園氏は水増し請求の情報を入手したのは、平成18年3月1日と証言し、沖園委員からの水増し請求の情報入手については、否定しました。

また、沖園委員からも神園氏には言っていないという発言がありました。

しかし、委員からは、これらの証言等から考えると神園氏が市長在職中に水増し請求についての情報をまったく知らなかったかという点については、疑問が残るといった意見や、この問題は市民に対しても重要な関心事であるので、再度、調査を掘り下げていくべきであるといった意見が述べられました。結局、この件については大いに疑問は残るものの、本調査特別委員会での調査は、時間的にもこれ以上の確固たる説明は難しいとの判断に至り、この件に対する調査はとめ置くことにいたしました次第であります。

次に、神園氏が、市長選における昨年のマニフェスト公開討論会において「やみに消えた3,000万円」の発言についてであります。

この発言は、市民の中では既に、一般的に調査が終了しているものと理解されてきていたところで、しかも、公の場での発言でもあったため、果たしてその根拠がどこにあるものなのか、慎重に調査を進めてまいりました。

このことについて、調査の最終段階で発言の当事者であった神園市長としては、決算書等から精算すると、単に福祉給食サービス事業だけではなく、他のホームヘルプ事業や老人デイサービス事業といった市全体の委託事業としての精算返納が適切に行われていたものか。その結果、約3,000万円が返納されていないのではないかという疑問が生じたということの説明がなされたのであります。

そこで、神園氏は、その時点で市に公開質問状という形で調査をお願いしたが、市全体の委託事業としての精算返納部分については、市からの明確な回答は得られなかったということでありました。

これに対し、市当局としての対応は、福祉給食にかかわる委託金の返納金の根拠は明らかにし、その回答はしたものの、その他の委託事業に対する決算状況は、過去当時にさかのぼって精査はできていなかったし、現在でもされていないということでありました。

ゆえに、市全体の委託事業としての精算返納は、すべてが返納されているとも、されていないとも、現時点では明確な資料がないため、何とも言えないということでありました。

また、市当局としては、当時の資料からすると、国の補助基準に沿った精算行為がなされているとは思いますが、ただ、今後、改めて調査するとなると、既に、平成5年度からの伝票は保存年数を超えていることから廃棄されているものもあり、また、莫大な時間を要することからも書類上確認することは現在となつては無理であるといった考えが示されました。

これに対して、委員から、基本的には明確にすべき精算行為が、関係者の証言から、また、全体的な決算書で明らかのように、事業全体の剰余金をプールして積み立てていたということからしても、すべての委託事業の精算行為が果たしてどのように行われていたのか。このことは「やみに消えた3,000万円」の真相の解明にも係ることであるので、調査の可能な限りにおいて調査を行うべきであるといった多くの意見が述べられたところでありました。

以上の意見等を踏まえて、本調査特別委員会としては、さらに調査を進めた結果、神園市長は、

「やみに消えた3,000万円」について、「いまだわからないことがある。それにつきましてもです、もう再調査する気はない。この問題は打ちどめに」と述べ、「これは、結局、調査の及ばないものであって、不明であったと報告するしかない」との見解を示し、また、「3,000万円については十分な調査のないまま発表したと理解してよいか」との問いに対して、神園市長は、「私が思った計算方法でやったら、そう出てきた。しかし、市のほうからは、また一部については別な回答が出てきた。それがまったく間違いないかどうか、今の時点でははっきりわからない。私の数字がどこに間違いがあったというのわからない。だからそのまま発表してもらえない」と答弁し、さらに「双方ともわからないということを確認できるか」との問いに対し、神園市長からは、「そのとおりだ」との答えを確認した次第であります。

結局、本調査特別委員会としては、先の外部調査委員会報告書とほぼ同様の調査の結論に至ったところでありますが、不正経理という金にまつわる重大な問題であることから、今調査で明らかにならなかった問題、特に「やみに消えた3,000万円」については、公の場での発言であるので、当時の市当局の立場とその後の神園市長の立場との食い違いについては、同じ行政の立場からも整合性のある結論を導き出すべきであり、今後の市政運営に生かしていくためにも、この問題から目をそむけることなく調査を進め、さらに、市民に対して明らかにする姿勢を示していくよう強く要望いたしました。

これに対し、神園市長からもこれらの問題の経過と考え方について、今後、市民の皆さんに説明していきたいとの確約がなされたところであります。

以上であります。福祉給食不正経理問題が発覚して5年余り経過している段階で、本調査特別委員会は、市民の負託にこたえるべく、1年間を通じ、精力的にできる限りの調査を行ってまいりました。

これまでの市調査委員会や外部調査委員会が調査しなかった契約のあり方、契約にあたっての事務処理、賄い材料費350円の決定根拠、賄い材料費の収支報告及び取り扱いについて、行政としての基本的な対処をしなかったばかりか、委託料の削減のために、契約条項に反する意図的とも言える対処をしてきたことが明らかになったことは、本調査特別委員会の設置目的から見て、大きな成果として評価できるものであります。

今後、再びこのような問題が生じることがないように、ここにその調査の概要を明らかにし、本調査特別委員会の最終報告といたします。

なお、本委員会に要した経費は26万2,848円であります。

以上で報告を終わります。

**○依積田義信議長** これをもって、福祉給食サービス事業の調査にかかる特別委員会の調査を終了いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時0分 散会

# 本 会 議 第 2 日

(平成23年3月7日)

平成23年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第2号）

平成23年3月7日 午前9時29分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	豊留 榮子 議員 (34ページ～42ページ)
		牧 信利 議員 (42ページ～51ページ)
		上釜 いほ 議員 (51ページ～60ページ)
		村上 ミエ 議員 (61ページ～68ページ)
		立石 幸徳 議員 (68ページ～77ページ)

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員  
3 番 板 敷 作 廣 議員  
5 番 村 上 ミ エ 議員  
  
9 番 畠 野 宏 之 議員  
11番 沖 園 強 議員  
13番 中 原 重 信 議員  
15番 園 田 武 夫 議員  
17番 立 石 幸 徳 議員

2 番 牧 信 利 議員  
4 番 茅 野 勲 議員  
6 番 今 門 求 議員  
8 番 板 敷 重 信 議員  
10番 米 倉 輝 子 議員  
12番 豊 留 榮 子 議員  
14番 佐 藤 公 建 議員  
16番 新屋敷 幸 隆 議員  
18番 上 釜 い ほ 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長  
橋之口 寛 書記  
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記  
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長  
永 留 秀 一 総務課長  
南 田 敏 朗 水産商工課長  
今給黎 力 財政課長  
松野下 祥 一 建設課長  
今給黎 和 男 健康課長  
迫 野 豪 水道課長  
中 村 責 郎 農委事務局長兼農振係長  
俵積田 清 文 財政課参事兼財産管理係長  
山 口 英 夫 教育長  
日 高 孝 学校教育課長  
天 達 章 吾 文化課長  
今給黎 龍 浪 給食センター所長  
四 元 幸 一 監査委員事務局長  
籠 原 均 会計管理者兼会計課長

地頭所 恵 副市長  
山 口 英 雄 企画調整課長  
俵積田 寿 博 市民生活課長  
白 澤 芳 輝 福祉課長  
真 茅 学 農政課長  
西之原 修 税務課長  
茶 屋 盛 忠 下水道課長  
園 田 勝 美 市立病院事務長  
揚 村 芳 江 健康課参事  
三 島 洋 台 教育委員会総務課長  
佐 藤 祐 司 生涯学習課長  
春 田 浩 志 保健体育課長  
田野尻 武 志 監査委員  
児 玉 義 孝 選管事務局長  
東中川 徹 行政係長

午前9時29分 開議

○**依積田義信議長** ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御承知おき願います。

これから一般質問を行います。

質問は1番豊留榮子議員、2番牧信利議員、3番上釜いほ議員、4番村上ミエ議員、5番立石幸徳議員、6番米倉輝子議員の順で行います。

豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○**12番豊留榮子議員** 皆さん、おはようございます。

任期満了の最終本会議での一般質問です。心して住民の福祉と暮らしを守る立場から、日本共産党議員団の一員として質問をしてみたいです。

国民の期待を集めて誕生しました民主党政権でしたが、民主党には裏切られたとの思いがますます強まっています。昨日の前原外相の辞任が拍車をかけ、政権維持も難しくなっているのではないのでしょうか。多くの国民が願っているのは、将来安心して暮らせる社会がほしいということです。

そこで私は、安心して暮らせるまちづくりについてということで、まず、携帯電話の基地局建設についてですが、携帯電話の普及が開始されたのは1987年だそうです。それが、あれよあれよという間に、2000年には固定電話を追い越したと言います。この基地局の建設について、市の対応がどのようになっているのかお聞かせください。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 現在、携帯電話の契約数が1億1,000万件を超えたそうであります。国民生活及びあらゆる社会経済活動を支える重要な基盤の一つとなっている中、携帯電話を利用できない地域も依然として存在していることから、国は国民生活の利便性の観点からはもちろん、非常時における通信手段確保の観点からも、このような地域格差の解消を図ることが喫緊の課題であると位置づけ、携帯電話の利用可能な地域の整備を推進しております。

市内の携帯電話基地局の整備状況につきましては、公表できないとする事業者もあることから、具体的な箇所数について正確に把握することはできませんが、現在は市内のほとんどの地域で通話可能となっているようであります。国のこれからの、これを推進する方針とか政策とか、そういったものを注視して見守っていきたいと思っております。

○**山口英雄企画調整課長** 携帯電話基地局の整備に関する市の対応ということでございますけれども、具体的に建設予定地が、例えば農地でありますとか、そういった建設予定地の状況に応じまして担当課に事前に相談が来ると、そういったことでございます。

○**12番豊留榮子議員** 別府地区で言いますとね、板敷、依積田の畑の片隅に、数年前に40メートルの基地局が突然建てられました。今ではその3社の基地が建てられています。現在は板敷の集落内に14メートルの基地局が建てられました。これも突然工事が始まりまして、どなたか家を建てられるのかなと思っていましたら、突然に基地局建設の札がかけられてびっくりしました。公民館長に尋ねても、何の連絡もありませんでしたということでした。このように地域住民への説明は全くなくて建設が行われていますが、この住民への説明とか地域の同意をとるべきだと考えますが、どうでしょうか。

○**山口英雄企画調整課長** 御質問にありました現在建設中の基地局につきましては、NTTドコモが設置いたします板敷西基地局でございます。今月末までの間に完成予定ということで聞いておりますけれども、この件に関しましては、建設予定地が農地であるかどうかといった現状確認が事前にあったところでございます。

今、事前説明ということでございますけれども、NTTドコモのほうに問い合わせましたとこ

ろ、現在建設中のこの板敷西基地局につきましては、ことしの2月2日に板敷公民館長へ電話連絡とあわせて現地説明を行ったということでございまして、この件につきましては板敷公民館長さんに問い合わせをいたしましたところ、工事業者が訪ねて来て、携帯電話基地局の設置について説明を受けたというふうにこちらのほうでも確認しております。

ただ、基地局の付近の住民への説明ということでございますけれども、基地局の一定距離内に民家がないといった事情から、近隣への住民説明はしていないということで聞いております。

**○12番豊留榮子議員** 館長には説明があったということなのですが、私にはそのようには言いませんでしたが、この建てられたところのすぐ隣に人家はありませんが、すぐ目と鼻の先に囲まれてあるんですね、人家が。その住民の方が大変心配されています。住民の皆さんが何を心配されているかというのは、それはもう各地で起きています電波障害の問題です。この電波障害の問題について、市がどのように受けとめているのかお尋ねいたします。

**○山口英雄企画調整課長** 電磁波の影響というふうに見られる被害といたしましては、テレビなどの放送機器、そういった電化製品への障害、あるいは健康被害が問題ということで、実際各地で訴訟等も提起されているということは承知しております。ただ、特に健康被害の問題につきましては、総務省の生体電磁環境研究推進委員会というところの報告書によりまして、具体的にまだ研究の途上でございまして、今後も科学的データの信頼性をより向上させなければいけないと。そして、電波の安全性評価に関する研究を進めていくことが重要であるというふうな結論づけにとどまっております。健康被害に対する因果関係というものにつきましては、現在のところ、まださらに究明すべき課題が多く残されているといった状況にあるようでございます。

こういった状況でございますので、市といたしましては、一方で携帯電話というのは国民生活に現在なくてはならないような、そういった必需品みたいなものにもなっておりますし、一方で住民生活の利便性向上にもつながることでございまして、各地の訴訟あるいは今後の研究の推移を見守りながら、今後、いろいろ検討していきたいというふうに考えております。

**○12番豊留榮子議員** この電磁波のことに関しては、私もこのドコモの福岡のほうに問い合わせしてみました。担当の方にお話を聞いたんですが、40メートルあるその基地局は電磁波が出て、今、ペースメーカーとかいろいろされている方もいらっしゃいますよね。そういう方には、何か今、保護する何かがあるということで、その40メートルの基地の2～3メートル近くまで来ると、ちょっと異常を来すかもしれないけど、通常は大丈夫なんですということと、その14メートルの、その板敷の集落内にできたその14メートルに関しては、ごく微力で何の障害もないですということなんですね。ですけど、この電波とか電磁波とか我々の目には見えないことで、本当に大丈夫なんだろうかって。もしもですよ、その基地が建てられた周りにペースメーカーを入れていらっしゃる方だとか、もしいたらどうなりますかね。子供さんたちもあそこは通学路ですから、通りますし、そういう何か目に見えないものに対する不安というのは、住民の方が特に近所の方はですよ、畑に行かれる方とか感じていらっしゃると思うんです。

その目に見えない不安を解消するために、地域住民へのやっぱり説明ですとか、幾ら私が聞いたことを受け売りでこう言ったとしても、納得されないと思うんですね。そして、住民の同意を求めるべきだと考えるんです。この基地局の建設について、市としての具体的な方針といいますか、出すべきじゃないのかなと考えるんですが、どうでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。

**○神園征市長** 携帯電話の基地局等の建設につきましては、総務省の九州総合通信局において基準審査を行っております。建築基準法の対象となり、許可申請が必要であるなど、限られた場合を除きまして、建設計画が具体的に把握できない状況です。携帯電話の利用可能な範囲の拡大というのは国の方針であり、住民生活の利便性向上につながるものでありますので、市としての今おっしゃるような指導体制の構築につきましては、国や他の自治体等の状況等も見ながら、その

必要性等を含め、調査・研究をしてまいりたいと思います。

**○12番豊留榮子議員** その携帯電話の利便性というのは、私も持っていますし、使っていますし、もう携帯電話がないと外出もちょっと不安だというような感じではあります。で、どこでもつながるといのは、本当にこの間の奄美の水害のときに電話がつかないという状況もありました。本当に必要なことだとは思いますが、その利便性の代償として、健康被害が出てくるというのはいかがかなと思うものですから、今回のこのような質問になったんですが、地域住民に何の相談もなく、館長には通したということでありましたが、住民に説明がなかったということで、皆さん不安に感じてます。今までだと、その40メートルの基地局は畑の中であるとか、山であるとか、そんなふうな感じでしたが、この目の前に建てられると不安は一層強まります。

全国ではこの電波障害、電磁波障害ということで、もう近所の人は耳鳴りがするとか、頭ががらがんするとか、いろんな症状を訴えられています。実際には、その基地局を撤去させた地域もあるというふうに聞いております。ぜひこれは、市長、この基地局が入って来る前に、まだこれからもできてくるかと思えます。この会社にお問い合わせしたら、この会社だけでも枕崎市内に白沢ですとか、駅前にも建てたというふうに言っているんじゃないかと、まだまだ我々の知らないところで建設がされていくんじゃないかなと思うんですね。利便性は大事なことなんですけど、そういう健康被害があるという一面も考えていただいて、ぜひこの、そういうものが建てられる場合は、何か市を通して、国が保障しているんだから大丈夫だということではなくて、先ほど市長も言われたように、ぜひこれは、検討を進めていただいて、我々が知らない間に建てられるということのないようにしていただきたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

**○神園征市長** 先ほど企画課長からも答弁しましたとおりですね、現在ではまだ、その被害があるのかどうか、ほかの機器に対する障害も含めてですね、生体に対するそういった影響があるかどうかというのは、まだ確定していないわけでありまして、今後の研究も待たなければいけない。下手にですね、市のほうで先にそういったことをやりますと、風評被害といったようなことも出てくるおそれもありますし、そういう研究の行く末をまず見守っていきたくて。連絡があったものについてはですね、市のほうに基地局建設の連絡があったものについては、可能な限り住民への説明はお願いをしても、これはもう差し支えないことでもありますから、そのようにしたいと思えます。

**○12番豊留榮子議員** 次に、国民健康保険についてお尋ねします。

最近の赤旗新聞には、高い国保税の記事が連日のように取り上げられています。高い国保税が払えずに、市町村の差し押さえが倍増しているといわれています。国保税を払いきれず滞納した人の財産を容赦なく差し押さえる動きが全国の自治体に今、広がっています。厚生労働省の調査では、2009年度に全国で実施された差し押さえの件数は18万2,583世帯に上り、2006年度と比べてほぼ倍増しているそうです。それなのに政府は、保険料引き下げの手立てをすどころか、収納率向上の取り組み状況を毎年示して、自治体を競わせて過激な徴収に駆り立ててきました。

共産党が市民の皆さんに御協力をお願いしましたアンケートでも、国民健康保険税が高いと感じている方が53.2%、やや高いが26.6%を含めると、79.8%の方が国保税が高いと感じています。この国保税の引き下げをすべきと考えますが、いかがでしょうか。

**○今給黎和男健康課長** 国民健康保険税は保険者にかかります医療費の分、後期高齢者の支援金分、介護納付金分についてそれぞれの歳出から国、県、社会保険診療報酬支払基金等の補助金等を差し引いた額を、国民健康保険法や地方税法に基づき算定するという目的税であります。しかしながら、現在のところ医療費等の歳出が年々増加している状況にありますので、国等の補助金等の大幅な増加がない限り、国保税の引き下げを実施するのは困難な状況であります。

**○12番豊留榮子議員** 次に、国保法の第44条ですが、これに基づいて病院の窓口での一部負担

の減免の実施についてなんですが、これはいつから始まるんでしょうか。

○今給黎和男健康課長 現在、取り扱い要領を作成中でありますので、実施に当たりさまざまな、以前から申し上げておりますように課題がありますので、その整理を行い、23年度から実施する予定で準備を現在進めているところであります。

○12番豊留榮子議員 3月3日付のこれも赤旗新聞によりますが、経済的な理由から医療機関への受診がおくれて死亡したとみられる事例が2010年の1年間で71人に上り、2005年の調査開始以来、最も多くなったといえます。

全日本民医連の調査によりますと、高すぎる国保税の滞納によって無保険、もしくは短期保険証、資格証明書を交付された人が42例、無保険が25例、社会保険や国民保険など正規の保険証を持ちながら、窓口負担の重さのために受診がおくれ、死亡したと考えられるのは29例で、昨年調査の約3倍です。71例の中には重症のぜんそくのため、高校を中退して以来、非正規の仕事を繰り返し、無保険のまま救急搬送され、その入院の10日後に亡くなった32歳の男性という方もいました。1割の窓口負担が払えないと受診を拒否した84歳の男性など、3人の後期高齢者も含まれます。

この調査は全日本民医連に加盟する144の病院、そして、523の診療所など、総計1,767施設を対象に実施されたものです。特徴は2005年から死亡の事例がふえ続けていることです。その原因について全日本民医連は、高い保険料と重い窓口負担が結果的に増加させたとしています。長瀬文雄事務局長は「事例は氷山の一角だ。国や自治体は実態をしっかりと調査して早急に対策をとるべきだ」としています。この事例から見ても、44条の適応を入院だけではなくて、通院にも適応すべきだと考えますが、市は入院だけなんでしょうか、この44条の適用は。そこをお尋ねいたします。

○今給黎和男健康課長 現在作成中の要綱等の内容ですが、国から示されております一部負担金の減免につきましては、入院療養を受ける被保険者の属する世帯というのが基本になっておりますので、外来の部分は想定しておりません。

○12番豊留榮子議員 先ほど調査事例もお話しいたしましたがけれども、病院の窓口負担が重くて払いきれなくて病院に行かれないという方も出ているということです。これ枕崎でも該当することがたくさんあるんじゃないかなと思います。私の周りでもいます。これはぜひ、なぜ入院だけなのか。これはぜひ、窓口負担、通院に関しても適応すべきだと思うんですが、市長どうでしょうか。

○神園征市長 国の通知等もありまして、今言ったような答えになっているわけですが、国保財政は確かに、この国の負担金の削減によって大きく影響を受けておりますので、一方でこの医療費はふえ続けているわけですね。ですから、被保険者の国保税負担をこれ以上ふやさないためにですね、市長会等を通じて財政支援の要望活動を国に対して行ってまいりました。そしてまた、今年度開催された都道府県ブロック会議の中でも、市町村の意見等の提出要請があったため、財政支援の強化策について要望しております。今後も国に対してはそういう要望をですね、続けてまいりたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 23年度整次第ということですが、めどとしては何月頃からになりますか。

○今給黎和男健康課長 4月から実施の要綱を交付してやっていきたいという計画にしております。

○12番豊留榮子議員 この全日本民医連は緊急提言として国保の短期保険証、資格証明書の発行を直ちに中止し、すべての人に正規の保険証を交付すること、そして窓口負担を軽減すること、高齢者と子供の医療費は無料にすることなどを求めています。

今日の国保財政の危機は、国の負担金の、先ほど市長も言われましたが、削減にあります。市

町村の国保財政に対する国の負担は、1984年までは50%、半分でした。それをどんどん減らして、今では24%にまで減らし、国保財政を悪化させる大きな要因となっています。

先ほど市長言われましたけれど、もう一度、国の負担をもとに戻すように要求すべきだと考えますが、市長の見解、再度お伺いいたします。

**○神園征市長** 先ほども申し上げましたようにですね、国に対しましてはそういった要望をずっと継続して行ってまいりたいと思っております。

**○12番豊留榮子議員** ぜひお願いしておきます。

次に、予防接種についてお尋ねいたします。

私は市長が施政方針で少子化対策の一環として、妊婦健診の公費負担の継続、そして予防事業として子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種について接種料の全額助成を明らかにされたことを、この問題を取り上げてきた者として大変うれしく思いました。ところが、3月5日の新聞で「ワクチン接種後4人死亡」との見出しで、小児用肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンの接種を受けた乳幼児が2日から4件相次ぎ、厚生労働省は4日、これらの接種を一時見合わせることを決め、自治体に伝えたとの報道がありました。この報道はこの問題を取り上げてきた者として大きなショックを受けました。原因はこれから調査するとのことですが、一日も早い原因の解明が行われることを願っています。私はこの死亡報道も踏まえて質問させていただきます。

一つに、子宮頸がんを予防するワクチンは、12月議会で全額助成が必要だと提案し、施政方針で全額助成の方針が明らかになりましたので、この具体的な取り組みをお尋ねいたします。

**○今給黎和男健康課長** 子宮頸がんワクチンの接種料の助成につきましては、施政方針でも申し上げましたように、接種料全額を公費で負担するというので、4月から実施をしていきたいということで、今年度の当初予算にもそういうふうにしてお願いをしてあります。

**○12番豊留榮子議員** これは対象人数だとわかりますでしょうか。

**○今給黎和男健康課長** 対象者でございますが、子宮頸がんワクチンの対象者は13歳から16歳の女子というふうになっておりまして、本市の対象人数は419人と現在のところ見込んでおります。

**○12番豊留榮子議員** このワクチンの接種は、市内の医療機関で受けることができるのか。お母さん方からの問い合わせがありますので、ワクチン接種の医療機関についてお尋ねいたします。

**○今給黎和男健康課長** この子宮頸がんワクチンの接種が市内でできる医療機関ということですが、正式には4月以降の医師会とお話し合いで接種機関が決まるわけですが、現在のところ市内でも接種できる医療機関があります。

**○12番豊留榮子議員** この助成制度について、わかりやすい広報が必要かと思いますが、どのようにお知らせするのかお尋ねいたします。

**○今給黎和男健康課長** 先ほどからありますけれども、子宮頸がん、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン、これは4月からということで現在のところ準備を進めているところでありますが、この辺につきましては、4月の広報紙とかお知らせ版、あと医療機関等にチラシ等も配布していきたいと思っております。

また、子宮頸がんは先ほど申し上げましたように、13歳から16歳ということで年齢がちょっと高いんですけども、あとのヒブワクチン、肺炎球菌等につきましては0歳から4歳というのが基本的な対象年齢でございますので、これは乳幼児の健診時、母子手帳の交付時等の機会をつかまえて、対象者には周知を図っていきたいというふうに考えております。

**○12番豊留榮子議員** わかりました。

この接種によるものかどうか、まだわかりませんが、期待されて誕生してきた幼い子供が亡くなるということは、御両親や家族だけではなく、国民にとっても大変悲しいことです。国

としてこのようなことを起こさない対策を強めてもらうように、政府に要望していただきたいと思いますが、見解をお伺いいたします。

○今給黎和男健康課長 今回の予防接種、ヒブワクチン、肺炎球菌、子宮頸がん等も含めてですけれども、今回、3月5日に厚生省のほうから発表されました死亡事例のことについてだと思えますけれども、国のほうでも、まだ接種が始まって1年から2年ぐらしかたっていないワクチンですので、今、この3種類の部分はですね、これから専門家の方々に今回の死亡事例等も含めてですね、検証を進めていって、そういうことのないようなものにしていただくということで現在進められておりますので、私どものほうもその経過を見守っていきたいというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 それと同時にですね、不幸にしてこのような事態が起こった場合の補償などの取り組みも必要ではないかと考えます。出産障害での補償制度ができていますが、このような取り組みが必要ではないかと考えますが、市長はこのような制度をつくるように政府に対して要望する考えはないか、お尋ねいたします。

○神園征市長 ワクチンにつきましては、従前から必ずしも100%賛成ということではなくて、反対の意見もあったことは御承知かと思えます。国のほうでも言っていますように、まずこの原因をですね、解明することが先であろうと思っております。今直ちに、その原因がわからないままに補償とか何とか、そういったことを行えと。そういうことは、まだ今のところ考えておりません。

○12番豊留榮子議員 もちろんそうです。でも、これはぜひ、頭に置いていただきたいことだと思いますので、よろしく願いしておきます。

次に、子供の医療費について、その無料化についてお尋ねいたします。

子供の医療費無料化の年齢の拡大がどんどん広がっています。県内でも中学校卒業までの無料が川内市や南さつま市など、また南九州市が12歳まで無料化年齢の拡大を実施するようです。本市においても計画的に年齢の枠を広げて、子育て支援をしていく考えがないか。市長はまた、小学校卒業まで無料にする考えはないか、お尋ねいたします。

○神園征市長 この子供の医療費の無料化の年齢拡大につきましては、昨年7月1日以後の診療分について、小学校3年生まで対象を拡大し、実施しているわけではありますが、対象年齢の拡大による影響額を前年度と比較しますと、ひと月平均で約138万円増加しております。これをさらに小学校卒業まで対象年齢を拡大することとなりますと、多額の一般財源を必要とすることからも、現時点では困難であると判断をいたしております。

○12番豊留榮子議員 財政が苦しいことはよく承知しております。ですが、子育てをするお母さん方にとったら、病気をしたときにお金がなくても病院に走れる。これは子育ての最大の安心料ですよ。

これはぜひ、市長が頭に入れて置いていただきたいのは、ここまでやったからいいということではなく、この拡大の枠を広げていくというお考えがあるかどうか。今やる、やらないではなく、そのお考えがあるかどうかだけ確かめたいと思えます。もう一度お願いいたします。

○神園征市長 これは議員が今おっしゃったようにですね、財政全体と密接に関連がありますので、そういったことが可能になるような財政改革に取り組んでいかなければならないと、こう思っておりますが、直ちに年齢幅を広げて無料化すると、それはまだ今のところはちょっと厳しいだろうと思っております。

○12番豊留榮子議員 何度も言いたくはないんですが、その立場はわかります。ただ、私がお尋ねしたいのは、市長のその考えがあるかどうか。年齢層を拡大していくという、今すぐにできる、できないは別として、拡大の枠を広げていく考えをお持ちなのかどうかということをお尋ねしております。

○**神園征市長** できるような財政状況になればいいなとは思いますが、しかし、今ここで、いつからやるとか何とか、そういったことはお答えできませんということです。

○**12番豊留榮子議員** 何か私の質問とかみ合わないんですが、私は今すぐやれとか、いつになったらできるとか、そういうことを言ってほしい……まあ言ってほしいですけども、できない事情はわかりますので、そういう考えをお持ちなのかどうかということをお尋ねしてるんです。

○**神園征市長** 本市の財政状況と照らし合わせながらですね、そういった考えが頭の中に起こり、そして、それがどンドンどンドン広がってくるということではないかと思っておりますので、それはだれしめですね、何でも自分たちの望むことが全部実現できればいいと。これはだれしも考えることではあります。あれをしろ、これをしろということはだれしも考えることではあります。そういった意味でですね、私もそういったことができるようになればいいなとは思いますが、市長としてですね、この場で軽々な答弁は差し控えたいと思っております。

○**12番豊留榮子議員** もうこれ以上、お尋ねしても一緒かと思っておりますので、次にいきます。

ヤスデの駆除対策についてです。去年は本当に朝早くから毎日ヤスデ退治にお金と時間を費やしました。年末から新年にかけてのこの寒波で、ヤスデも絶滅したかと思いましたが、何と枯れ葉の下で寒さを耐えていました。暖かい日には早くも活動を始めています。日本共産党のアンケートにも、ヤスデの駆除に力をいれてほしいという声が多数寄せられました。もうお金が続かない。ヤスデの駆除の仕方隣近所いさかいが起きている。1年に1回でも側溝のふたを開けて掃除をしてほしい。山沿いの家は大変、薬代も続かない、余分にほしいなど、広い地域から寄せられております。市内25地域に広がっているといえます。

市長は施政方針で市民生活の安心・安全の確保を図るとして、ヤンバルトサカヤスデの蔓延防止と駆除対策に努めますと述べられました。市のヤスデ駆除対策についてお尋ねしますが、新年度ヤスデ対策の予算は幾らでしょうか。

○**依積田寿博市民生活課長** 平成23年度におきまして、ヤンバルトサカヤスデ対策におきましては、平成23年度のふるさと雇用再生特別基金事業の住みよい環境づくり事業におきまして、ヤンバルトサカヤスデの駆除対策を計画しているところをごさいますて、住みよい環境づくり事業につきましては、当初予算にもお願いしておりますけれども、約1,400万お願いしておりますて、その中でヤスデの蔓延防止対策に努めてまいりたいと考えているところです。

○**12番豊留榮子議員** 市長が述べられましたヤスデの蔓延対策と駆除防止は、具体的にはどのような取り組みをされるのかお尋ねいたします。

○**依積田寿博市民生活課長** この具体的な対策でございましてけれども、このふるさと雇用事業におきまして異常発生しております、発生地域の住宅地に隣接しております山すそ地区の伐採等の環境整備並びに薬剤散布を行いまして、住宅地域へのヤスデの侵入防止に努めるようにしていることではあります。また、住宅地や公民館内の住宅地等につきましては、今まで行っておりました薬剤の無償配布等もあわせて実施してまいります。また、薬剤の無償配布につきましては、ヤスデが集団移動する時期が春と秋が想定されておりますので、それらも考慮しながら住宅地への薬剤の無償配布も行っておきたいと考えているところをごさいます。

○**12番豊留榮子議員** 駆除代のお金がかさんで大変だとか、市が半額でも補助してもらえないかなど、ヤスデ駆除への財政的な負担が大変だという声が多数今、寄せられておりますけれども、市の配布される無償の駆除剤というのは一人に対して何回とか、そういう決まりがあるのでしょうか。

○**依積田寿博市民生活課長** 各公民館内における異常発生地区の個人というよりも、市としての考え方でございましてけれども、初期発生地区におきましても地域住民からそういう苦情等や相談等がまいりまして、それを市の職員が現地調査及び確認いたしまして、その地区一帯で公民館を中心として地域住民と一緒に駆除をするということで、薬剤の無償配布をやっているところ

ろでございまして、1回限りというわけではございませんで、異常発生している地域やそのところにも昨年も3回、4回程度は配布をやっておりますけれども、今回もこの事業によりまして薬剤を発生地域においては、そうやって公民館と一体となって駆除するために薬剤を無償配布しますけれども、ただ、春先は卵からかえって小さい幼虫なんですけれども、その時点で大量に発生した場合は、そういった地区には無償配布等やりながら、駆除対策を実施してまいりますけれども、また秋におきましては繁殖のために集団移動、これは相当成虫になっておりますので、そういったことも想定しながら1回というのじゃなくて、そういったかたちでいろいろ状況等勘案しながら、公民館等への薬剤の無償配布については検討していきたいという考えでございまして。

**○12番豊留榮子議員** それと、一袋大体何キロでしたっけ、あれは。家の周りまくと一袋なんですよね。それが1週間か2週間まで効き目があるのかなというところなんですけど、昨年のようにあんなに大量に発生されると、本当に薬代も続かないってなるんです。無償もそうですが、例えば半額、もう何キロか何十キロって買うわけですよね。半額の補償とかというのは考えられないでしょうか。半額補助するという。

**○依積田寿博市民生活課長** 薬剤の購入に対する補助という質問でございましてけれども、その辺につきましましては、衛生自治連合会とか市と一緒に、今後検討させていただきたいと考えております。

**○12番豊留榮子議員** 担当課の御苦勞は本当に緊急に呼び出されたりとか、大変なことはよくわかっております。また、その薬による駆除だけではなくて、大もとから駆除する方法が蔓延防止には欠かせないんじゃないかなと考えます。それで市として、国や県への取り組みなどについてしておられるのか、また、国、県の対応がどのようなものなのかお尋ねいたします。

**○神園征市長** ことし1月31日にですね、市長と知事との意見交換会というのが行われましたので、その中で枕崎市が提案市となりまして、ヤスデの蔓延防止の対策に要する財源確保を知事に要望をいたしました。ほかの市も幾つか賛同する市が出てきたんですけども、知事の答弁はですね、漠然としたものでありまして、息長く取り組むしかない、そういった答弁でありました。今後ともそういった機会がありましたら、知事等に強く要望をしてみたいと考えております。

**○12番豊留榮子議員** ぜひ、そのヤスデ対策は県内はもちろん、全国的な取り組みが必要だと考えます。市として国や県へ強力に進めていただきたいと思いますので、ぜひ、よろしくお尋ねいたします。

次に、道路・側溝の整備についてお尋ねいたします。これは、まくらぎき保育園前の交差点、前、線路が通っていたところですね。これは通過するたびに大きなショックを受けるといいます。小さい子供さんなどは飛び上がるような衝撃であるということなんですけど、このでこぼこを直して平坦な道路にしてほしいという要望です。その線路を超えたあたりのこの沈みなんかもあります。その点も考慮して改善をお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

**○松野下祥一建設課長** 御指摘の箇所は現地調査の結果、旧南薩鉄道踏切跡と市道との取り付け部分に生じているグレーチングの段差によるものと思われまますので、側溝の改修を行い、対応したいと考えております。

**○12番豊留榮子議員** よろしくお尋ねしておきます。

次にですね、立神本町のAコープ立神店から駒場公園までの側溝にふたをしてほしいという、これは大雨が降ると庭に水が流れ込んで床下浸水になるということです。そして、この駒場公園の手前は側溝も深く、大雨が降ると道路に雨水があふれ、車の通行も危険な状態になるということです。ここの側溝にふたの取り付けをという要望です。お尋ねいたします。

**○松野下祥一建設課長** 御指摘の改修工事につきましましては、これまで側溝があふれたという苦情は聞いていませんが、今後、大雨時に現地調査を行い、対応していきたいと思っております。また、駒場公園からの蓋盤設置につきましましては、今後、地元公民館とも協議しながら対応していきたいと

考えております。

○12番豊留榮子議員 よろしく願いしておきます。

次に、板敷なんです、板敷本町の道路の補修と側溝にふたをとという要望です。商店前の道路なんです、これが路面が傷んででこぼこしています。ちょっとカーブのところもあつたりするんです、つまずいて転んだ方もいるということです、この道路の補修をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○松野下祥一建設課長 舗装補修につきましては、今後、地元公民館とも協議しながら対応していきたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 ぜひ、高齢者も多いことですので、よろしく願いしておきます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時30分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧信利議員。

[牧信利議員 登壇]

○2番牧信利議員 日本共産党市議団の一員として質問をさせていただきます。任期最後の一般質問ということになります。

今、日本は先の見えない閉塞感によって支配をされているということで、今こそ政治が元気の出る政策を打ち出す。国民に住民に希望のある方向を示していく。このことが今、極めて大切だと考えています。

大企業は244兆円のため込みを持っていて、使い道がないと困っています。昨年9月の国会で我が党の佐々木議員が日銀総裁に質問しましたが、「財界の人たちもたくさんお金がたまっているが、使い道がない」と、こう言っていますと国会で答弁しています。「この財界の方々がそのお金を社会のほうに還元いただければ、日本経済も潤うでしょう」と、こういうふうに言っています。

ことしの連合の旗開き、富士通経済研究所の専門家があいさつに立って言ったことは何か。4%の賃上げを皆さん頑張ってください。富士通の経済研究所というのは、財界のために仕事をしているところです。そこのそういう専門家が労働組合に賃上げのハッパをかける。財界には200兆円の金をため込んでいると。その金を社会に還元すれば、労働者の賃金を大幅に引き上げることができますと。

日銀総裁にしても、財界お抱えの研究所にしても、今、日本共産党の主張している日本経済の見直しの方向と同じ立場に立っている。つまり、方向は一つです。国民の懐を温める、家計を豊かにして、もっともっと買い物ができるような、そういう世の中をつくる、そのことが今の日本の停滞を打ち破る一番のかぎだということでもあります。

賃下げだ、賃下げだと、こんなことをやっていきますと、買い物するどころか、いかにして将来のために準備をするかと、こういうふうになっていますから、こういうのがどんどん、どんどん悪循環となって日本経済が停滞している。経済大国2位の地位から3位に低落しましたが、中国が抜きましたが、これは中国が発展したのは事実ですが、中国の国民総生産は一人当たりでいいますと、日本の10分の1しかになっていない。なぜ抜かれたかということ、これは日本の経済成長がとまっているからです。そのとまった原因は、労働者の賃金を引き下げている。正規労働者を派遣に切りかえている。ここに一番の原因があり、こういう政治の転換が今、まさに財界を含めて心ある人々の中からその方向性が示されてきているようになっています。そういう中で、それじゃ、枕崎でそういう立場に立って市政を進める立場にあるのかどうかと、このことを私は質

問をしていきたいと思うのであります。

住宅リフォーム助成制度の創設。限られた経済とそして地域の中で、これは今、枕崎の地域活性化に大きな役割を果たすであろうというのを全国の経験から学んで提案をするわけでありまして。住宅リフォーム補助制度は今、全国180の自治体で地域経済の活性化として取り組まれ、仕事がふえたと、雇用がふえたと喜ばれ、経済波及効果は10倍、20倍にも上がっていると言われてい

ます。  
3月4日のしんぶん赤旗は、滋賀県近江八幡市について、「申し込みに長蛇の列、経済効果は助成額の18倍」との見出しで報道しています。それを紹介しますと、窓口になっている市商工観光労政課の担当者は驚きましたと、繰り返しながら、その日の様子を話します。一番に申し込もうと前夜8時ごろから市役所前で2人が徹夜で待ち受けました。当日は早朝から受付待ちの列ができて、受付開始の午前8時半には150人余りが市役所を取り巻くように並びました。初日の申し込みは282件、4,500万の予算を組み、150件程度に助成を予定していた市の予想を1日で大きく上回りました。申し込みをしても助成を受けられなかった人たちの救済が課題となりました。市は急遽9月に4,000万円の追加予算を組んで、すべての人に行き渡るようにしました。建設工事業一筋50年以上という70歳の男性が語ります。廃業も覚悟しなければならぬほど仕事が不足している状態だったのが、このリフォーム助成で逆に仕事が忙しくなって、応援を得てやっているほどです。解体業、塗装業など関連業種にも仕事は回って喜ばれています。

この近江八幡市の助成制度は、住宅の修繕、補修、模様替えなど、10万円以上の工事に対して経費の15%の助成をすると。最高限度を30万円、工事は市内に本社がある法人や個人の施工業者を利用する。中小の業者に仕事が回るようになっている。その目的は多岐にわたる業種に経済効果を与え、個人消費を促して地域経済の活性化を緊急に支援するためとうたっています。70歳以上の高齢者、障害者の場合は、3万円以上の改修工事に対して助成率を50%、限度額30万円に引き上げて喜ばれている。市は経済効果額を約13億円と推計している。助成額7,200万円の18倍の効果があつたと言っています。

これが、実際にこの制度を活用している自治体の具体的な事例であり、地域経済の活性化は消費の拡大につながります。先の見通しが無い閉塞感が支配している今日の状況を少しでも打開し、枕崎を元気にする政策として、市としての取り組みを行うべきだと考えていますが、市長の見解をお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 昨年の12月議会でただいまのような御質問を受けまして、検討はいたしました

が、現在、まだこの制度を設ける段階に至っておりません。  
現在では、国の住宅リフォーム支援制度というのがありますので、市の建設課がリフォーム相談窓口となっております。このような制度があることを斡旋してまいりたいと、こう思っております。しかし、今おっしゃるように、非常にこれができれば、いろいろな成果がまた新たに生まれるであろうということは想像できますので、今後、さらに検討を進めてまいりたいと思っております。

○2番牧信利議員 検討をしていくということですので、希望はあるということだと思いますね。今の時期に何をすべきかという緊急性、これらがやっぱり政策の具体化に必要だと思うんですね。枕崎で多くの皆さんが思っているのは、枕崎は元気がない、人が少なくなった、こういうのが盛んに言われています。だから、一つ一つの具体的な政策が、そういう住民の抱えている将来への不安、枕崎へのやはり新しい希望をどこで見つけ出していくか、それはもう政治がやる以外にないというふうに考えています。

先ほど豊留議員の子供の医療費無料化について、財源の問題で答弁をされていましたが、今、枕崎の市内の若い方々が言われるのは、南さつま市は中学校卒業まで無料だと。もうこれは、子

育ては南さつまのほうがいいんじゃないかと、こういうふうに言われています。つまり、それはなぜかと。政策の違いですよ。つまり、子育てしやすい町、こういう目で子育て世代の皆さんは枕崎市政を見ているということです。そういうものにどうこたえるかというのが、今、緊急性が求められている問題だと思います。

金がないと言っても、財政調整基金は5億現にあるわけですから、その何10分の1、これを使うだけで、少なくとも住民に対して、市民に対して希望を与える力になる。先ほど出たように、本当にこの制度を実施された地域で、そういう気持ちで行政を見ておられることがわかります。その点ではぜひ、具体化を急いでほしいと思います。

次に、小規模工事登録制度の創設についてお尋ねします。

昨年3月31日現在で449市町村、1,750自治体の4分の1に達しています。ここにもリフォーム助成制度と同じような内容。この制度を行った自治体での住民の反応が示されています。これは昨年12月20日のしんぶん赤旗ですが、東京板橋区の71歳の塗装業を営む人、「不況で建設関連産業はこれまで経験したことのない仕事減で困っています。区の小規模登録工事を受注してうれしかった。自治体から頑張れというサインだと思っています」こういう受けとめをしているわけです。ここには生きる希望をぐっと大きくしてきた自治体の政策が、住民にきちんと受けとめられているということが示されています。ですから、具体的にはどんなことをやるかという、建具、ガラス、サッシ、網戸、障子、ふすま、畳、タイル、ブロック、内装、塗装、壁、屋根、門扉など建築関係の仕事。土木関係では、防護柵、塗装、舗装、遊具、造園、こういう仕事。設備関係、電気、配線、照明、空調、ボイラー、このような仕事。こういうものを実際、登録制度にして、いわゆる入札資格のない方々を対象にしてこれを行っていくということである。これは桐生市の例であります。ここでは、1件当たりの金額がおおむね50万以下のものを対象としてこういう制度を実行しております。100万以下というところもございまして。

こういう点でも、やはり、地域の元気を取り戻す具体的な政策が実行されて喜ばれているわけですが、この点について枕崎市での実現は考えていないのかどうか、市長にお尋ねいたします。

**○神園征市長** 現在、小規模工事請負登録制度は設けてはいませんが、建具とかガラス、あるいはガス工事等の小規模な工事におきましては、指名業者以外に仕事をお願いをしている状況であります。

なお、市営住宅の修繕工事においては、平成22年度90件中、18件は指名業者以外の方をお願いしております。これを制度として設けるかどうかについては、今後、さらに検討をしてみたいと思います。

**○2番牧信利議員** だからそれを、実際に公平に仕事が回るようにきちんと登録してもらおう。そういうことが必要じゃないかと思うんですよね。だから、そうしておけば、その希望のある方々がそういう仕事に就けるわけですから、やはりそういう面では行政のほうであれこれと業者選択をするんじゃないなくて、登録業者の中からそれは決めていくというのがずっと民主的であり、公平性があるというふうに思うんで、そういう改善をすべきではないかというふうな提起であります。いかがでしょうか。

**○神園征市長** ただいま申し上げたとおりでございまして、さらなる検討を進めてまいると。こういうこととございまして。

**○2番牧信利議員** だから、実際にそういう登録制度をつくる考えはないということですか。

**○神園征市長** 検討というのは、あらゆる可能性をにらみながら検討してまいると。こういうこととあります。もうしないとか何とかという結論を今、言う段階ではないと思っております。

**○2番牧信利議員** 具体的に検討をするというのは、実際上はそういう、いつごろからそれを実行するというふうな具体的なめどがあるんですか。

**○神園征市長** それらを含めて検討を進めてまいります。

○2番牧信利議員 実際にそういう他市の登録制度について、具体的な資料を取り寄せて検討をされたことがあるんですか。

○松野下祥一建設課長 小規模の登録制度につきましては、鹿児島県はまだ持っていませんが、調査の段階では霧島市、曾於市、薩摩川内市、日置市が制度を持っているようでございます。

○2番牧信利議員 だから、それがどういう制度でどういう取り組みをされているのかというのは、県内でそういう自治体がやっているというだけじゃなくて、中身も含めてですよ、検討すべきだと私は思います。そういう点では、まだ実際、市の取り組みというのは、ただこれは議会でやりとりをして、次の議会まで延ばしていくと。そういう繰り返しになっているんじゃないかと思えます。時間がないので、次に行きます。

次は学校給食センター運営についてお尋ねします。

まず今回、調理・配送業務委託として3,133万6,000円予算が計上されております。学校給食の調理・配送業務の民間委託の目的、これを明らかにしていただきたいと思えます。まず市長、教育長の見解をお尋ねします。

○神園征市長 本市の置かれた厳しい財政状況等からですね、効率的な行財政の運営が避けて通れない課題となっておりますから、行財政集中改革プランに基づいた調理・配送業務の民間委託に取り組んでいるところであります。

○山口英夫教育長 ただいま市長のほうから答弁がございましたとおり、効率的な財政運営という視点から、給食調理・配送業務の民間委託を進めるということでございます。

○2番牧信利議員 だから、今回の民間委託は、教育的観点はないと。財政の効率的運用というのが目的だというのが明確になりました。そこで、今回の民間委託によってどれぐらいの経済効果、節約がされるのか。その具体的数字を教えてください。

○今給黎龍浪給食センター所長 さきの議会でも答弁をいたしておりますけれども、調理・配送業務を民間へ委託した場合で年間おおよそですね、2,783万程度の年間の効果額を試算をいたしているところでございます。

○2番牧信利議員 教育的見地から見て、今回の民間委託ですが、前進的な意味がどういうところにあるのか。それを教育長にお願いします。

○山口英夫教育長 学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養うなど、教育面からも極めて重要であると考えております。このことは、調理・配送業務が民間委託されても変わらないというふうに思っております。

○2番牧信利議員 いわゆる民間委託で前進的な意味はないと。民間委託によって教育的な立場から見た場合は、前進的な意味はないと。こういうことになるんじゃないんですか、今のところはね。それも確認しておきます。

それでは、次に契約について。委託業者はどうして決めるのか。

○今給黎龍浪給食センター所長 業者の選定に当たりましたは、募集要項なり要求水準書という書類を作成いたしまして、県内で学校給食の民間委託の実績のある、県外を含めてですね、そういう事業者の募集を行っているところでございます。これについては、そういう資格を有したところを公募いたしまして、現在、安心できて委託できる業者を今、選定の作業に入っているところで、現在4社ほどの応募があるところでございます。

○2番牧信利議員 これ市内の業者が含まれているんですか。応募しているというわけですから、どこの住所を持っている業者なのか、これを明らかにしてください。

○今給黎龍浪給食センター所長 これにつきましては、一定規模の、確か750食以上の給食調理業務を現に行っているところということで、市内に該当する事業者はございません。

○2番牧信利議員 今回の委託費3,133万6,000円の中で人件費は幾らですか。数字と割合を教えてください。

○今給黎龍浪給食センター所長 今回予算にお願いしました金額については、3,133万6,000円でございますが、人件費、失礼しました。ちょっと、しばらくお待ちください。ちょっと細かい資料を今、探しているんですけど、年間4,700万というのがベースになっておりまして、そのうちの3,200万程度が人件費にかかわる分野でございます。

○2番牧信利議員 これは年度途中からのスタートということで、金額は4,700万と、年間いきますとね。そのうちの3,200万が人件費と。こういうことですから、1,500万は人件費外ということになりますね。そうすると、この1,500万はだれが取るんですか。

○今給黎龍浪給食センター所長 これにつきましては、衛生管理とかそういうのに要する消耗品類、配送車の燃料、そういうものが主体になっているところでございます。

○2番牧信利議員 そしたら、委託業者の取り前は幾らですか。

○今給黎龍浪給食センター所長 各業者によってそれぞれ差はあると思いますが、見積もりしたところによりましては、300万ほどが4,700万のうちですね、300万ほどが本部管理費ということで、即会社の管理費用、営業経費とかということで見積もりをもらっているところでございます。

○2番牧信利議員 雇用者数と地元雇用の数を教えてください。

○今給黎龍浪給食センター所長 基本的に現在、調理・配送を16名で現在のセンターが行っておりますが、新たにアレルギー対応、炊飯業務が入ってまいりますので、常時働く人については18名、それにかかわる代替のパートとかそういう者が入ってきます。ベースとしては16が18の常時雇用を見て、あとパートとか代替要員、そういうかたちが入ってくるということでございます。（「地元雇用は」と言う者あり）業務の責任者、幹部については、会社の持っている人材から数名は来るとは思いますけど、大半は現在委託されている職員の方々を優先的に雇用し、また、市内を中心として雇用の呼びかけ、募集ですね、そういうのは行うように要綱等でも定めておりますが、そのように考えているところであります。

○2番牧信利議員 そうすると、その労働賃金は幾らで、その中で正規職員、臨時、パートなどのいわゆる雇用状況、これについて具体的な数字でお答えください。

○今給黎龍浪給食センター所長 具体的にどの分野は幾らというのは、各会社によって違いますので一概には言えませんが、現在の委託されている職員の現状も示しておりますので、それを下回らないようにということで今、各事業者に対してもお願いをしているところであります。

○2番牧信利議員 もし、この民間委託によって事故が起きた場合ですよ、その責任はだれがとるんですか。

○今給黎龍浪給食センター所長 これにつきましては、いろんなところで事故等発生した場合は、業者任せでなく、センター職員も現場に向かって対処法を検討します。また、業者側に瑕疵がある場合については、賠償保険に加入を義務づけることとしておりますので、その中でも対応はできるということでございます。市の責任である場合は、当然、市のほうの賠償になるものと思っております。

○2番牧信利議員 仕事をするのは民間業者ですよ。そこで事故が起きたときですよ、枕崎市の職員の責任は問われるのかどうか、そういうことですよ。

○今給黎龍浪給食センター所長 すべての責任は市にあるわけですけど、業者の瑕疵による場合は業者の賠償、そういうものになってくるものと思います。

○2番牧信利議員 総務課長にお尋ねしますが、そういうことになるんですか。市が運営する給食センターで事故が起きたとき、それは委託業者がすべて責任をとるというふうに確認しているんですか。お答えください。

○永留秀一総務課長 ただいま給食センター所長が答弁いたしましたけど、基本的には市の施設ですので、市の責任となるわけですが、業者の瑕疵による場合には業者のほうに責任が生じますの

で、業者のほうに保険のほうにも加入をするという条件をつけて、業者が賠償の責任を負うということになると考えております。

○2番牧信利議員 作業中のいわゆる事故、労働者の事故、それと給食によって引き起こる事故というのがありますよね。食べた子供たちの事故ですよ。そうすると、その子供たちが事故に遭ったときですよ、その責任は当然、市が持つべき問題ですよ。そうじゃないんですか。

○今給黎龍浪給食センター所長 原因でいろいろと違うと思いますけど、市の原因による食中毒とかであれば当然、市の責任。また、業者が明らかな過失とかあった場合はですね、業者の責任で賠償していただくということになりますけど、いずれにしても全体の責任は市にもあるものと思います。

○2番牧信利議員 それでは調理業務について、ちょっと具体的にお尋ねしますが、献立はいわゆる学校栄養士がつくるということですが、その学校栄養士がつくる献立に基づいて業者が調理を行うわけですね。そうすると、献立どおりの調理が行われているかどうかというのは、市としてはどうかたちで確認をするんですか。

○今給黎龍浪給食センター所長 栄養教諭の職務としまして、献立を作成するという職責を担っておりますので、それに基づいて食材を発注して、検収をして受け取って、それを受託事業者の業務責任者に調理内容の指示を行います。そういった中で、給食ができていくわけですが、一応、その途中ですね、いろんな味を見るとかというのは、また向こうの業務責任者等を通じて栄養教諭が確認しますので、今までと変わらないようなですね、給食の質になってくるものと思います。

○2番牧信利議員 子供たちによりよい給食を提供しようと考えれば考えるほどですね、学校栄養教諭は、学校の栄養士はですね、その業者が使っている調理員との細かな打ち合わせをしなければならないと考えるんですが、そういう点は具体的にはどうなるんですか。

○今給黎龍浪給食センター所長 一応、業務責任者、副業務責任者は調理師の資格、栄養士の資格を持った職員が当たりますので、栄養士とのやりとりの中で十分目的が達成できると思います。個別に指示することはないものと考えています。

○2番牧信利議員 そしたら、学校給食センターの栄養士はですよ、言うならば調理にはノータッチと、献立をつくって渡すだけと、そういうことでこのよりよい給食の提供というのが可能ですか。

○今給黎龍浪給食センター所長 先ほども申し上げましたように、献立と食材も安全なものを使って調理を指示しますし、調理の行程についても一通り今までしたようにですね、業務責任者が示していきますので、内容が落ちることはないし、また、途中もですね、いろんな業務責任者からのわからないところは質問等も受けながらですね、対処してまいりますので、そのように思っています。

あと保存食の管理とか、いろんなチェック機能を果たす役割も担っているのが栄養教諭でございます。

○2番牧信利議員 管理栄養士と栄養教諭との打ち合わせというのは全くないんですか。献立を渡したらそれっきり。そういうことで、子供たちに安全な給食の提供というのは保障されるんですか。あるのか、ないのか。

○今給黎龍浪給食センター所長 これについては、栄養教諭と業務責任者と十分な打ち合わせ、協議を行って調理に入りますので、今までと変わるところはないものと思います。

○2番牧信利議員 その打ち合わせというのは毎日やるんですか。

○今給黎龍浪給食センター所長 これについては、毎日の作業を指示、きょうの献立について、調理過程はこうにしてくださいということで、毎日行われるということでございます。

○2番牧信利議員 そしたら、言うならば市はですよ、栄養教諭を通じて毎日作業についての打

ち合わせというかたちで指揮・命令をやっているのと同じじゃないですか。もし、そういう打ち合わせが行われているとすれば、これはいわゆる偽装請負、労働者派遣法違反、そういうことに該当するんじゃないんですか。この点はいかがですか。

○今給黎龍浪給食センター所長 先ほども申し上げましたのは、栄養教諭が業務責任者ですね、責任者のみに指示をして、業務責任者は調理員に具体的な指示をするということで、直接することは、個々にすることはございませんので、偽装ではないと思っております。

○2番牧信利議員 打ち合わせはするが、それではないと言うんでしょ。打ち合わせというのは、そういうためにあるわけですよ。献立に基づかないで、ほんなら委託業者が勝手に献立を変えられますか。献立という指示表があって、それに基づいて打ち合わせをするわけですよ。そしたら、当然それは行政の側からの注文ですよ。命令ですよ。そういうことになりませんか。総務課長、そういう点はどういう見解を持っているんですか。

○永留秀一総務課長 受託業者に対する指示については、個々の従業員に対して指示するのではなく、業務責任者である管理栄養士なりに指示書あるいは献立表として指示をしているわけでありまして、この指示については、市は契約に基づく調理業務の実施が適正に行われることを監督をする責任と権限を持っておりますので、その委託業者の管理責任者に対して毎日の打ち合わせなりのそういう指示を行ったとしても、直接調理現場で調理員に指示することではありませんので。失礼しました、詳細な毎日の打ち合わせをしたとしても、偽装請負とは考えられないものと思っております。

○2番牧信利議員 考えられないとは思っているんじゃないかと、それじゃあ、皆さんは鹿児島労働局に相談もされたんですが、鹿児島労働局はそういう問題でどういう見解でしたか。

○今給黎龍浪給食センター所長 募集要項、要求水準書等をですね、持参いたしましたして、労働基準監督署と協議をしたわけですが、その中でもうほとんど、特に問題はないということでしたが、あえて言えばですね、献立とか作業行程表、そういうもので事業者に示すことは支障はないけれども、具体的に人員とか担当者、それなどはできないことになっているので留意してほしいということですね。それとか、作業時間等についても目安程度で示したものでなければ、これでしなさいとかですね、そういうことでなくて目安程度ということであれば問題ない。このことを指導されたところであります。

○2番牧信利議員 2009年8月、埼玉労働局は調理業務の委託は偽装請負ということで是正指導を行っているんですよ。これは2007年に派遣労働の問題が国会でも大きな問題になったとき、厚生労働省は、この点はきちんと各全国の労働局にもそのことを通達しているわけですよ。鹿児島の労働局がそういう見解だったとすれば、これは我々も再確認をいたしますが、いわゆる調理業務の委託が埼玉労働局では偽装請負と断定をされて指導が行われているというのは事実でありますから、皆さん方もその見解をきちんとただしてないわけですよ、鹿児島の労働局に。きちんとただしていただきたいと思えます。

次に、食材を提供するのは有料ですか、無料ですか。

○今給黎龍浪給食センター所長 食材については、学校給食法の中で保護者の負担ということでございまして、市で、ま、給食センターで調達した食材を事業者のほうに無償で提供して調理してもらおうと、そういうことになっております。

○2番牧信利議員 これは2007年1月、兵庫県の丹波市教育委員会、これ学校給食の民間委託の検討を発表したんです。これに対して兵庫労働局は、市が購入した食材を受託業者に提供する方法が国の基準、請負の区分基準、機材や設備、材料も受託業者が負担すべきであるという昭和61年4月17日の労働省告示第37号に合わない指摘をしました。これを受けて、丹波市教育委員会は2月14日、調理部門の一部民間委託が食材の提供を委託業者から提供を受けて、受託した業者の労働者が教育委員会職員や学校職員などとの指揮・命令のもとで作業を行う可能性もあ

るというようなことで、この偽装請負に該当する可能性を否定できず、9月実施は凍結という態度を発表しているわけです。つまり、具体的事例で労働局との関係で確認をしたところは、学校給食の民間委託というのは偽装請負だという指摘を受けているわけですね。

次にお尋ねしますが、この給食センター施設ですが、これは使用料を取るんですか。無償で貸すんですか。

○今給黎龍浪給食センター所長 受託事業者は市の所有する施設、設備、配送車等を使用して調理・配送業務を行うわけですが、使用に際しては善良なる注意義務を持って管理をすることとなります。また、設備、配送車、施設ですね、そういうものについては、無償での使用とすることを考えておりますが、業務委託契約とは別に、施設、設備及び配送車等の使用についての契約を別途締結することとしております。

○2番牧信利議員 そうすると、先ほども述べましたが、器材、設備、材料も受託業者が負担すると、そういう契約になるんですか。

○今給黎龍浪給食センター所長 施設、設備、車両等の貸与契約を結ぶわけですが、その中で当然、燃料費とか簡単な維持修繕ですね、そういう費用は業者の負担ということで仕様書の中でうたわれてくるということになります。

○2番牧信利議員 つまり、そうすると市として、再度確認しますが、その契約で使用料をもらうんですか、業者から。

○今給黎龍浪給食センター所長 使用料としてはもらわずに無償ということですが、修繕費とか燃料費、そういうものの業者の負担は出てくるということで、施設、設備の貸付料というのは無償ということで考えております。

○2番牧信利議員 それはだから、いわゆる昭和61年4月17日の告示第37号に違反するわけですが、これは鹿児島労働局はどんな解釈を示したんですか。

○今給黎龍浪給食センター所長 労働基準監督署から特別そのことは聞いてはいないんですけども、市の考えとしましては、昭和61年4月17日の労働省告示第37号の労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準の第2条の2のハにおいてですね、請負により行われる事業については、次のいずれかということがございます。いずれかに該当するものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこととされております。今、議員のおっしゃる分については1つ目の「事故の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材又は材料若しくは資材により、業務を処理すること」とあります。いずれかのもう1つの分、2つ目につきましては、「自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理すること」とありますが、本市の委託につきましては、2つ目の要件に該当するものと認識しておりますので、違法ではないものと考えているところであります。

○2番牧信利議員 解釈を聞いているんじゃないかと、労働局の判断はどうだったか、と聞いているわけですよ。聞いていないわけですから、だから、都合の悪いのは聞いてないわけよな。

それで最後に、時間もありませんからお尋ねしておきますが、2010年3月17日、衆議院文部科学委員会で川端達夫、当時の文部科学大臣はですね、我が党の宮本議員の質問に、「行革でいろいろな施策が取り入れられているが、少なくとも学校給食の役割を損ねてまで合理化することは本末転倒だ」と答弁をしています。子供の教育の現場で法律違反を犯すことは許されないと考えるわけです。健やかな成長を推進する立場から、民間委託の方針を見直して、市の直営で行うべきだと考えますが、市長の考えをお尋ねします。

○神園征市長 現場での実際のそういった業務等がですね、違法と確定したものであれば、これはもう当然、違法であるものはやめるべきですが、そういったことはまだ発生していないわけでありまして、本市の置かれた厳しい財政状況等から、効率的な行財政運営が避けて通れない喫緊の課題であるということから、民間委託をするようになったわけでありまして。

受託事業者の選定に当たっては、学校給食に対する確固たる理念を持ち、信用と実績のある事業者を選定いたします。また、業務の遂行に当たっては、学校給食法、食品衛生法や労働基準法等の労働関係法令等を遵守して、安全で安心、おいしい給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

**○2番牧信利議員** せっかく労働局まで相談に行っておいて、きちんと肝心なところは聞いていなかったわけですよ。今の市長の答弁はそういうのもごまかしてしまう答弁ですよ。

最後に給食問題でお尋ねしますが、市外の業者への委託というのは、市民の税金を市外に持ち出していくということですよ。ですから、1,500万、年間4,700万のうち1,500万は業者の取り分ということで、管理料はまた別ですが、つまり経済効果、この効率は2,700万か、というような答弁を最初されていましたが、実際はそんなものではなくてきているというのは、だから、市民の税金を市外に持ち出すようなこういう民間委託ということについて、市長自身はどういうふうを考えているのかお尋ねします。枕崎の経済効果をむしろ後退させる、経済活性化に後向きの政策だと考えています。どうですか。

**○神園征市長** 枕崎市内にですね、そういった実績を持っている。また確実にいけるといような業者があればですね、これは枕崎市内の業者を優先ということも考えられますが、現実にはそういったものはございません。

こういったことは、給食問題に限らず、いろんな場面で行われていることであります。これは、世の中のそういった金の流れとか何とかというものは循環しておりますので、必ずしも枕崎がよその業者にただでやるわけじゃないですから、仕事の対価としてそういったことを支払うわけですから、問題はないだろうと思っております。

**○2番牧信利議員** 直営で行えば、地域の雇用、そういう地元業者の物品納入、それらも従来どおりできるわけですよ。今の市長の考え方は、まさに経済効率第一と、優先という立場から今回の民間委託を進めようとしているという点は明らかになりました。

それでは、次に行きます。高齢者や障害者の足の確保としてコミュニティバス、乗り合いタクシーの検討がどうなっているのか、現状をお聞かせください。そして具体化はいつからか。これについてもお尋ねします。

**○山口英雄企画調整課長** 交通弱者の交通対策につきましては、交通弱者の利便性向上はもちろん、コンパクトシティの実現に向けた周辺部から市街地への流入を促進するという観点からも検討しているところでございまして、他自治体ではいろんな交通体系を導入しているという事例がありますけれども、本市に最も適した交通体系を構築するためにも、まずは実態を的確に把握する必要があります。そういったことから、これまでの取り組みといたしまして、交通弱者の実態とニーズを把握するため、昨年末、70歳以上の方1,000名を対象に交通手段等についてのアンケート調査を実施しましたほか、老人福祉センターへの無料送迎バスとして運行しております市福祉バスにつきまして、市役所を経由するといったかたちでルートの一部変更しまして、昨年12月から本年3月末までの期間、試験運行及び実証運行を実施しまして、利用動向の変化等を見定めるとともに、利用者のニーズ調査を実施しております。

なお、アンケートの結果につきまして、大体概略申し上げますと、病院への通院や買い物、金融機関の利用ということで、全体の9割近くが、利用目的として9割近くがその3つを占めまして、移動手段としましては、現在のところ自前の交通手段が8割、バスやタクシーなどの交通機関が15%程度というふうになっております。ただ一方で、将来公共交通機関を利用したいかという質問については、5割を超える方が利用したいという意向を示しております。そういったことから、利用しやすい交通体系の構築を求める交通弱者の声は、強いものがあるというふうに分析しているところです。

これらの結果をもとに、新年度バス・タクシー等の交通事業者や市民の代表者等からなる検討

機関を設置するため、今議会に予算をお願いしているところでございます。検討に際しましては、高齢者のアンケート調査、それから老人福祉センターバスの実証運行等の結果を十分に踏まえながら、交通弱者に配慮した、また市街地への誘導にもつながるような利便性の高い永続的な交通体系が構築できるよう、具体的に検討を行いまして、一日も早い交通体系の実現に向け努力していきたいと考えております。

○依積田義信議長 時間です。ここで1時10分まで休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午後1時8分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上釜いほ議員。

[上釜いほ議員 登壇]

○18番上釜いほ議員 皆様こんにちは。

ことは正月早々、数十年ぶりの大雪となりました。ひと月に3回も積雪に見舞われることは、南の枕崎市では初めてのことでないでしょうか。「雪は豊年のしるし」とか「雪を積み蛍を集む」と申します。ことしも実りある年になりますように祈念いたします。

ところで、KTSテレビ「ほこ×たて」番組が2月28日、日米決戦アメリカ最強ミキサー対かつおぶしのタイトルで放映されました。西村協水産加工組合長がアメリカのユタ州に単身乗り込み、「絶対にかつおぶしが勝ちます。最強のミキサーには負けません。勝ちます。絶対に負けません」と何度も言う自信に満ちたイケメン男の表情が印象的でした。世界一堅い食品かつおぶしを、最強ミキサーに1分間で粉々にできるかどうかという対決でした。結果はかつおぶしが3分の1残り、世界一堅いことが証明され、夫婦で拍手喝采、久しぶりにすがすがしい思いがいたしました。ギネスブックに申請したらいかがでしょうか。

3月1日には全国紙の新聞に、生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム、いわゆる内臓脂肪症候群の予防改善のため、バランスのよい食事や適度な運動を継続する国民の割合を現在の33%から50%以上に引き上げるとの目標値を盛り込んだ、新しい食育推進基本法計画の改訂案が示されています。生活習慣病の予防改善を国民的課題と位置づけて、市町村と地域社会の連携のため全市町村に食育推進計画の策定を求めています。これからは、ますます食育と健康に対する行政の取り組みが重要視されると思われれます。

ところで私は、10年前の平成13年第1回定例議会におきまして、観光振興の一環として南の終着駅と北の終着駅との姉妹盟約都市は考えられていないのかと、当時の市長に見解をお聞きしたことがございます。そのきっかけとなったことは、地方紙の世論の広場でした。その質問を再現いたしますと、次のようになります。昨年3月、地方紙の世論の広場に次のような投稿がありました。楽しき満載駅ノートと題して述べております。

枕崎駅の待合室に2冊のノートが置いてある。以前も置いてあったが古くなったので、ある篤志家が置いたようだ。そのノートには指宿枕崎線枕崎駅待合室Mの終着駅編という題がつけてある。ノートには県内だけでなく、県外の人たちにも枕崎を訪れた印象や出来事を書きつづけている。私は枕崎駅でバスを待っているとき、このノートを読むのが好きである。このノートに記された文章を単行本にして、皆に読んでもらったらいいと思う。そしてその文章を読んだ人たちが、日本全国からツアーを組んで訪れたらすばらしいと思う。これからもこのノートがずっと続けられたらと思う。これからも枕崎を訪れたら、感想を書き続けていくことを願っている。南国の駅に東風吹き花咲く。

とありました。何と心温まる旅人でありましょと質問いたしました。当時の市長は次のように答弁されました。

それから観光振興について、日本最北端の町稚内と枕崎との姉妹盟約の問題であります、残

念ながら枕崎は本土における、九州における最南端の地ではございません。そういう点でもございまして、最北端、最南端の地ではございませんけども、ただし、JRの最終着駅のある町としては、これまでもテレビ番組等で紹介されました。こういったことを観光資源として生かしたいと現在、市の観光協会ではいわゆる「終着駅のある町到達証明書」を仮称でございまして、そういったことについて検討中ではございまして、稚内との姉妹盟約の件につきましては、先方の考えもありますので、これから観光協会等との意見を交わしながら検討してまいりたいと思っております。

なお、現在稚内市には四極交流盟約というのがございまして、これは最北の稚内市でございまして、一番南が佐多町でございまして、それから東が根室市でございまして、それから西が長崎の小佐々町でございまして、東西南北、いわゆる四極、これを結んで交流等の事業を実施しているようではございまして、あとにつきましては、関係部課長が御答弁申し上げます。

と平成13年の第1回定例会で述べられました。目から鼻へ抜けるというか、立て板に水といった答弁であったことを、今でも鮮明に覚えています。私は「南国の駅に東風吹き花咲く」とうたった旅人の心に感銘を受けたのでありまして、最北端とか最南端とか四極交流とかは質問していないのであります。

「旅は情け人は心」と申します。人は心の持ちようが一番大切なものであります。今回、図らずも執行部から稚内市への視察にお誘いがあり、参加させていただきました。そこで、北と南の友好提携について、今後の取り組みをどう進めるのか、お尋ねいたします。

第1点は、市長は年頭あいさつの中で、「地域の魅力は事情、旅情、人情の3つの情からなる」と言う人がいます。事情とは歴史と文化、旅情は自然、人情は地域の人々の魅力です」と述べておられます。枕崎駅から稚内駅まで3,000キロ以上の鉄道の旅、首都東京から直線でお互い1,000キロの南と北の位置にある両市の友好提携をどういう趣旨で取り組まれるのか、お伺いいたします。

第2点は、10年前の平成13年3月議会で答弁された「終着駅のある町到達証明書」を現在の市の観光協会では検討中であるとのことでありましたが、その後の対応はどうなったのか。今後の取り組みについてもお聞かせください。

第3点は、海の幸が豊富な両市です。国におきましてもメタボリックシンドローム、いわゆる内臓脂肪症候群の予防改善のためにも食材と栄養のバランスが重要です。食をキーワードとした特産品や人材の交流も肝要かと思いますが、御見解をお聞かせください。

第4点は、矛盾という言葉をもじった「ほこ×たて」対決ではありませんが、かつおぶしと昆布を生かしたグルメ対決や食品開発など、地元製品の取り組み等についてもお聞かせください。

第5点は、シンボリックなモニュメントや楽しさ満載駅ノート等の試みも大事かと思いますが、御見解をお尋ねいたします。

〔神園征市長 登壇〕

○神園征市長 稚内にお誘いというより、もう去年のうちから友好都市ということについてはいかがですかという、いわば電話等での申し込みはしておりましたので、向こうの反応を見てこれはかなりの脈があると踏んだ上での議長、副議長への一緒に取り組んでいただけませんか、というお誘いであったわけで、視察というのとはちょっと違うかと思いますが、私がかつて一人旅をして稚内に行ったときに、稚内の駅に「北の終着駅から最南端の終着駅指宿」と書いてありました。それを見て、ここをどうしても書き直させないといけないと、こう思いをずっと持っていたわけでありまして、そのことがありまして稚内とのことを考えたわけでありまして、稚内は同じ港町でありますし、いわば戦争の犠牲にもなっているというような点も枕崎と若干似通っております。景色で言いますと、先般質疑の際にもお答えしましたが、稚内から見る利尻・礼文という風景は、枕崎から見る三島の風景とも非常に似通ったところもあるといったようなさまざまなこと

がありまして、ほかの都市との友好盟約よりも稚内のほうがいろいろと話題になりやすい。また旅人の旅情もかき立てることができると、そういった思いで稚内との友好都市盟約というものを考えたわけでありまして。

今お尋ねの食の交流とか、あるいはグルメ対決とかいうことにつきましても、稚内に申し込みをする段階で市の職員からこういうことを考えていると。どういう交流が考えられるか、もう思ったままを書いて出してくれと言いまして、職員からたくさんの交流についてのアイデアが生まれております。その中にグルメ対決とかその他盛りだくさんのものが書かれておりますので、今後、稚内とそういったことについても話し合いを進めていきたいと。

今月の17日と18日に稚内市から市長ほか関係者合計8名が枕崎を訪れます。で、そのときに友好都市提携に向けた誓いの文書を取り交わすことになっておりまして、具体的交流についてはその際に、またいろいろと稚内と意見を交換したいと考えております。これは再々申し上げておりますが、行政が行き来するだけの友好都市盟約ではあまりおもしろくない。産業や観光を初め、幅広い分野で枕崎市に効果をもたらすものでなければならぬと考えておりまして、それは稚内市のほうでも同じ思いをお持ちだと思います。

それから、モニュメント、駅ノート等につきましても、駅ノートは現在もありまして、いろいろとおもしろいことが書かれているやに聞いております。

とにかく、民間レベルの交流を何とか活性化させたい。そして、単に稚内にとどまらずですね、稚内と共同して、日本各地で物産展等を開いて、物産展等で最も人気があるのは北海道の物産展だそうでございますので、少しそれも利用させてもらって合同の物産展等をしてながら、枕崎のいろんな産物を売り込んでいけたらと、販路を開拓できたらと、そういった思いでおります。

**○南田敏朗水産商工課長** 私のほうから到着証明書のことにつきまして御答弁をさせていただきたいと思っております。南の終着駅と北の終着駅の姉妹盟約をとということで質問をされました平成13年3月議会以降の取り組み状況ということでございますが、当時検討中でした到着証明書につきましては、平成13年10月に観光協会が作成をいたしまして、現在も200円で駅前観光案内所等6カ所で販売をしているところでございます。販売実績につきましては、年間大体1,000枚程度でございまして、駅前観光案内所で1月末現在で約630枚が売れているところでございます。以上です。

**○山口英雄企画調整課長** モニュメントの設置のことがございましたので、その件で御答弁申し上げますけれども、現在稚内市のあります宗谷岬のほうには、「最北端の地記念碑」というのがあるということで伺っておりますけれども、稚内市との友好提携に向けた取り組みの中で、それに相応するようなものが本市においても可能なかどうかということについては、検討してみたいと考えております。

なお、現在枕崎駅のホームには、市民有志によりまして設置していただきました「ようこそ枕崎へ」それから「最南端の始発終着駅」と表示した2基の大きな看板のほか、来訪者のおもてなしの意味も込めました花壇も整備されております。また、今回、市内の団体が駅の入り口付近にアーチ型の大きなモニュメントを設置しようというそういった計画も伺っておりますので、今後ともそういったいろんな方々の御協力もいただきながら、そういった周辺環境整備に努めていきたいというふうに考えております。

**○18番上釜いほ議員** かつおぶしが世界一堅い食べ物であるということで、ギネスに登録してはという質問に関してはいかがでしょうか。

**○神園征市長** 水産加工業協同組合にそういったお話があったということをお伝えしたいと思います。そしてまた、加工業者とそういったことについて一致しましたら、市としてできることはやっていきたいと思っております。

それから、先ほどちょっと答弁漏れがありましたけれども、私が指宿というのを枕崎に書き直

させたいというそのことはですね、せんだって稚内駅から、稚内に行ったときに私は稚内駅長にも会ってきたわけですが、稚内駅から稚内市を通じまして枕崎から何キロと、そういった表示を今度新たに設けるという連絡もございました。

**○18番上釜いほ議員** 稚内市から資料をいただきまして、その中に日本最北端到達証明書というのがありました。それでまた、枕崎市も私の質問以来、そういったかたちで13年10月に作成したということで、枕崎市は日本最南端ではないので、やっぱり終着駅を強調すべきであると思っております。それから、枕崎の駅前にある灯台のあのモニュメントがありますが、あれは私どもが、まくらぎきハーモニーネットワークが、会員であるホテルの奥様がお客様が来られたときにバックになる最南端の表示というのがないということで要望がありまして、すぐにライオンズクラブに要請をいたしまして、それで、ライオンズクラブから建てていただいたものであります。そういったことで、私も質問するに当たりホームを見てみましたけれども、枕崎駅を想う会の方々が非常に手入れをしてありまして、お花とかそれからJRの最終駅というような表示もありましたので、これはもう大分そろっているなと思いました。それでホーム内に私どもが前、吉松から人吉に抜けるしんぺい号に乗ったことがあります、真幸駅というのが、真に幸いの駅というのがあるんですが、その駅のホームに鐘を置いてありまして、その幸せの鐘をついてまた次のホームに行くというかたちで、皆さんそうやって何て言うんですかね、御利益のある駅というようなかたちで非常に利用されているなと思いました。それで、枕崎駅も何かそういうカツオに關した縁起のいいもの、背皮カブイとか、ああいった何か昔から知っている方がいらしたら駅のホーム内か観光案内所に設置していただいて、縁起を担いで帰っていただくとか、そういうことはできないものかなと私一人思ったところです。

それから、かつおのぼりですね。やっぱり、駅の周辺にかつおのぼりをたなびかしていただきたい。かつおのぼりのたなびく町、そういったことで宣伝していただけたらと思います。

そして、稚内と枕崎の共通点ということは、やっぱり合併しなかったし、それから刑務所誘致をした町、それから北と南に島が見える町、そういった似通った点があると思いますので、長くつき合っていけたらと思っております。

それから、私どもは食生活改善推進をしておりますが、これは全国組織でありまして、稚内の食生活改善推進がいるのかどうか調べてもらったんですが、それ、回答をお答えいただけますでしょうか。

**○山口英雄企画調整課長** 食生活改善グループの関係ですけれども、稚内市のほうに照会いたしましたところ、現在、稚内市のほうにはそういったグループはないというふうにお伺いしております。

**○18番上釜いほ議員** それでは、今度市長が来られたときにぜひ、食生活改善推進を要請して、そういう会をつくっていただきたい。そして、かつおぶしと昆布のだしの対決を私たちにも手伝わせていただきたい。そのように申し出たいと思います。

それから、モニュメントの件ですけれども、宗谷岬が日本最北端の地ということで、モニュメントが建てられてありまして、遠くにロシア領が見えておりました。同じように海が見える地点として、火之神公園が日本最南端の地として、やっぱり島が見える同じような条件であると思えますので、そういったかたちで火之神公園は県立公園でありますので、ぜひ県とも協力していただいて、記念のモニュメントを建てていただけたらなと思っておりますが、この件についてお答えいただけますでしょうか。

**○山口英雄企画調整課長** 先ほども答弁申し上げましたけれども、その稚内の最北端の地に対応するというかたちでと申しますか、先ほど質問者が13年3月の議会の記録を読みましたが、その中でもありましたとおり、本市は最南端の地というわけではございませんので、そういったモニュメントができるのかといったことは検討しなければいけないと思っておりますけれども、その

モニュメントの設置につきましても、稚内との友好提携に向けた取り組みの中でどういったことが可能なのかどうかというふうなことについて、検討してまいりたいと考えております。

**○18番上釜いほ議員** 今後、北と南の交流が進むように努力していただきたいと思っております。

それでは、市民の声、行政関係についてお尋ねいたします。

第1点は、緑の基金と樹木医の活用について、また、植樹した後の対応はどうなっているのかであります。環境の保護やCO<sub>2</sub>の問題等で緑の基金による森林づくりを通じて、地球温暖化防止などのため、森林ボランティアの育成や森林整備、植栽、間伐等進められております。2011年は国連が定めた国際森林年でもあります。本市の活動についてお聞かせください。

また、本市においても記念事業として植樹が学校等でもされておりますが、その手入れや害虫等による被害はないのか。そのための樹木医の活用等についてお伺いいたします。

**○真茅学農政課長** 毎年植樹祭等で公園等に植樹を行っておりますが、その管理につきましては、植樹した場所の管理者にお願いしているところでございます。本市の緑の基金の活動としましては、各小・中学校への草花の助成とか、また、老人クラブですかね、そういうところへの草花の補助等、あと緑の少年団の育成等、そういうのをやっているところでございます。

本市の樹木への被害ということで、昨年、今ちょっと病害虫の名前を思い出せませんが、雑木が枯れる病気が発生しまして、これは2～3年たてば県内各地の発生状況からするとおさまるといようなことのようにございます。で、樹木医の活用については、最近でそういう実績については聞いておりませんが、この事業につきましては、緑の基金を活用してかごしまみどりの基金では、県内各地の名木・古木等を保全するために、名木・古木等緑の文化財保全事業を実施しております。この事業は地域の神社等にあるシンボリックな名木・古木等が対象であり、地域から要望があれば、市のみどり推進協議会からかごしまみどりの基金に申請を行い、内容等の審査の上、採択されれば樹木医による診断や木の治療と申しますか、そういうのを施してもらえるようになっております。

**○18番上釜いほ議員** 毎年植樹祭がありますけれども、市内の植樹祭で最初に校区として進められたのが桜山校区だと思っております。桜山中学校の体育館入口に桜を植えたんですが、それはある建設会社が寄附して下さって植えたのですが、既に枯れてしまいました。そういうことで、植えたはいいけれど、後の管理がよくないということで、すぐに枯れてしまいますので、そこらも気をつけていただきたいと思っております。

それから、火之神公園に市制50周年でみんなと植えた松の木も伸び放題になっておりますので、そこらも管理をお願いしたいと思っております。

それから、樹木医の件ですけれども、南方神社、妙見神社、大木があったかと思うんですが、こういう樹木医の派遣を知らなくて切ってしまったのではないかと、そういうお話を伺っておりますので、ぜひ、神社等内の大木等がありましたら、そういった樹木医派遣等も考えていただいて、市民の方々にもこういう制度があるんですよって教えていただけたら、枯れる木もなくなるのではないかと思います。

それから、次にまいります。

第2点は、サン・フレッシュの運用活性化について、シルバー人材センターに管理委託しておりますが、十分機能しているのかお尋ねいたします。国の事業仕分け等の関係で、厳しい状況等考えられますが、率直な感じとして、現役を引かれた方々で管理委託等新しい試みはどうなっているのか不安を感じるのがありますが、その心配はないのかお聞かせください。

**○佐藤祐司生涯学習課長** お尋ねのサン・フレッシュ枕崎につきましては、平成9年12月に枕崎勤労者福祉センター・サン・フレッシュ枕崎として開館以来、平成21年度までで約32万人の利用者がありまして、関係機関等の連携によりまして広く市民に浸透しているところでございます。現在は、1年を通じて教養講座や自主講座などを実施いたしまして、生涯学習の拠点として

生きがいや健康づくりに楽しく利用できる施設として、多くの市民が利用しております。

開館当初からシルバー人材センターに管理委託をお願いしておりまして、平成18年度からは指定管理者として管理運営をお願いしておりまして、今回5年目が経過しようとしているところでございます。これまでの管理の状況から、今回議案にも提案しておりますけれども、また引き続き指定管理者としてお願いしたいというふうに考えております。現実的に開館の維持管理ばかりではなくて、教養講座につきましても、その募集から運営までシルバーのほうで行ってきております。これからもそのノウハウを発揮してもらいたいということと、定期的にお知らせ版等にチラシをとじ込むなど運営努力によりまして、使用料収入も順調に上げておりまして、経費節減にも努めているというようなことで、シルバー人材センターに今後もお願いしていきたいということで考えております。

**○18番上釜いほ議員** シルバー人材センターの決算を見ますと、21年度の決算ではサン・フレッシュが別の会計が出ていたのですが、22年度ではサン・フレッシュも一緒の会計になっておりました。そういったことで、どうしてかなと思うんですが、やっぱり事業仕分けの中で経営がうまくいかないのかなという気もいたしました。

それと、今度議案23号で2年間の指定ということで、ほかは5年間ということですが、こちらのことで、やっぱり市民の方々から言われると、やっぱり、お年を召された方々で講座に偏りがあつたのではないかなというふうなお声も聞いております。せっかく生涯学習課にいい先生方もいらっしゃるのですから、力を貸していただいたらと思っております。そういった要望をいたしておきます。

それから、第3点ですね。南薩地域地場産業振興センターの利用促進について、2階資料館等の活用についてであります。近くにお魚センターやかつお公社等あり、地場センターの利用者も少なくなっているようでもあります。また、第三セクターとして、近隣市町と一緒に建設されたわけではありますが、平成の合併で当時とは大きく変化しております。新しい取り組みが必要かと思いますが、お尋ねいたします。

**○南田敏朗水産商工課長** 南薩地域地場産業振興センターは、御指摘のように昭和56年8月に南薩地域の地場産業振興を目的に鹿児島県と当時の南薩地域2市6町の自治体、並びに商工会、商工会議所、川辺仏壇組合や川辺地区茶業振興会、枕崎水産加工業協同組合、薩摩酒造株式会社が出資して設立された財団法人でございまして、2階の展示資料室には当時の2市6町の様子やカツオ漁業、かつおぶし製造業、お茶、焼酎製造業に関する資料が展示されておりまして、遠足や修学旅行で枕崎を訪れる児童・生徒たちに、南薩地域の特性や産業について知りたい人等にも活用していただきたい施設であると考えているところでございますが、御指摘のとおり建設後28年間一度もリニューアルをいたしておりませんので、展示内容が当時のままで古くて、施設の老朽化も進んでおりまして、入館者も減少している状況でございます。

資料展示室を活用していくためには、展示内容を刷新して、南薩地域の広域的観光資源として、子供たちの地域学習やグリーンツーリズムなどでカツオの削り節体験など、体験ができる施設としてリニューアルする必要があるのではないかと考えておりまして、現在、検討をしているところでございます。以上です。

**○18番上釜いほ議員** 南さつま市、南九州市合併しまして、金峰町とそれから穎娃町が入ったわけですが、そこらに関してほかの南さつま市、南九州市との話し合いはどうなっているのか。構成市が変化してくるのではないかとと思いますが、その件について議題に上ったことはないのでしょうか。

**○南田敏朗水産商工課長** そのことにつきましては、理事会等でも少し触れてはおりますけれども、実際にまず、評議員会の中で担当課長等が来られますので、担当課長等にはそのような説明

をするとともに、現地を見ていただいているところでございます。

**○18番上釜いほ議員** 坊津町のあの唐カラ船とかそれとか仏壇とか、ただ置いてあるという感じで、もう枕崎市だけの第三セクター、地場センターという感じがいたしますので、やっぱり構成市の方々にも活性化策を考えていただいて、協力してお話し合いをしながら、再建策を考えていくべきではないかと思えます。2階の資料館も本当に一度行ったきりで、もうそのままの状態だということですので、ぜひリニューアルして活性化していただきたいと思えます。

それから第4点は、子宮頸がん、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの基金についてであります。厚生労働省は4日、自治体が費用を公費で補助して接種している小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの接種を受けた乳児の死亡報告があり、これらの接種を一時見合わせることを決め、自治体に連絡したと報じておりますが、実施するとすれば対象年齢、豊留さんが質問されましたので、対象年齢はどんなになっているのか。また、妊婦の人数等もお聞かせいただきたいと思えます。

**○今給黎和男健康課長** 今回の子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等の対象年齢ですが、子宮頸がんワクチンは先ほど申し上げましたように13歳から16歳の女子、ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンにつきましては0歳児から4歳児が対象ということになっております。

妊婦健康診査のほうは、14回の妊婦健診があるわけですけれども、対象人員としましては155名程度を予測しております。

**○18番上釜いほ議員** さっきお答えになった、接種場所は市内でもと言われましたが、市外が主なんでしょうか。市内でもという答弁だったんですが。

**○今給黎和男健康課長** ただいまのこのワクチンの関係ですが、接種場所につきましては、基本的にはこれは市の単独事業でやる関係で、市内の医療機関で接種をしてもらいたいということがあります。

先ほどありましたように、子宮頸がんワクチンにつきましては、現在、市内の医療機関でも接種がなされているところであります。

**○18番上釜いほ議員** 次の第5点、防災グッズの利用法についてお尋ねいたします。霧島連山の新燃岳の噴火で防災に対する関心は高まってきております。いざというときの備えと訓練は行政の責任であります。市報や回覧等を通じて広く市民に知らせるべきだと思いますが、その考えはないのか。防災グッズの注文等ですね、市報を通じての注文等は考えられないのか、お聞かせください。

**○永留秀一総務課長課長** 災害が起きて、いざ避難というときに備えまして、ラジオあるいは懐中電灯それから医薬品、食料品などの防災グッズをリュックなどに入れて準備をしておくことは非常に大切なことですので、広報紙やあるいは市のホームページにですね、非常時持ち出し品の準備ということで掲載をしたいというふうに考えております。

それから、注文をとることは考えられないのかということなんですが、防災グッズをセットにした非常持ち出し袋などが通信販売などで売り出されているんですけれども、市民の方に紹介をして注文をとるというのがどのようなかたちでできるのか、今後、検討をさせていただきたいと思えます。

**○18番上釜いほ議員** 昨年6月の防災訓練のときにグッズを見て女性の方々が、そういったかたちで要望を出されましたので、提言してみました。考えてみてください。

それでは市民の声の教育関係についてお聞かせください。

第1点、コピー代についてお尋ねいたします。昨年、私がコピー代について質問した9月議会の後、南日本新聞の9月22日の紙面に「情報公開後ろ向き」と題した記事の中で、2009年度鹿児島県内情報公開度ランキングの順位が記載されておりました。その中で調査した鹿児島オンブ

ズマンによると、コピー1枚分の単価は枕崎市31.5円を最高に、19市のうち9市が20円以上を徴収、全国では9割近い自治体が10円としており、高さが際立っていたと報じておりましたが、その後、どう検討されたのかお尋ねいたします。

**○天達章吾文化課長** 昨年の9月議会で民間のコピーサービスの1枚当たり10円に対して、市立図書館のコピー代が1枚当たり31.5円であり、高いとの指摘をいただきました。その後、庁内で検討を重ねた結果、平成23年度から全庁的にA3版までの白黒コピーについては、1枚当たり10円とすることにいたしました。

**○18番上釜いほ議員** 安心いたしました。

第2点は、女生徒のズボンについてであります。ことしの冬は殊のほか寒く、1月に3回も大雪に見舞われました。マフラーにスカート、女生徒の姿でした。大人はみんなズボン、女生徒もズボン着用を実施すべきではないのか。学校、家庭、そして女生徒の納得のもと、時代に即応した対応をすべきと思いますが、御見解をお尋ねいたします。

**○日高孝学校教育課長** 女生徒のズボン着用の御質問についてでございますが、市内の4つの中学校につきましては制服を指定しておりまして、女生徒はスカート着用が原則ということになっているようです。冬季の寒さの厳しいときには、ほとんどの女生徒が防寒用にタイツを着用して登下校しているということです。今のところ保護者や児童・生徒から、女生徒のズボン着用についての話題は出ていないと聞いております。児童・生徒の服装については、学校が保護者の意見等を聞きながら、これまでの経緯や地域性を考慮して主体的に決めることであり、教育委員会といたしましては服装の乱れ等については、今後も指導してまいりたいと思います。

**○18番上釜いほ議員** 男子生徒はズボン、女子生徒はスカート、そういったのは固定観念であるのではないかとある学校をやめられた方が言われました。家庭では女子はズボンもはいております。なぜ、学校だけがはいてはいけないのか。ズボンの制服の規定も選択もあっていいのではないかと、そのように思います。私もそう思います。年をとると、年齢が上がるにつれるとズボンを着る機会が多くなって、集まりとかどっか行くときにもスカートを着ている方は少ないです。なぜ、子供にだけスカートの着用を決めるのか。そこらがちょっとおかしいです。

私は議員になって初めて言ったのが、男子生徒は黒のランドセル、女子生徒は赤のランドセル、なぜなんですかと言いましたけれども、なぜ、男がズボンだけ、女はスカートを強いられるのか。家庭では女の子もズボンをはいているじゃないですか。女の子のズボンも決めてくださればいいんじゃないですか。考えてみるとそうだと思うんです。今は女医さんもピンクのズボンをはいていらっしやいます。看護師さん、それから歯科助手、ピンクのズボンでやっておられます。鹿大の病院も看護師さんがピンクのズボンで働いていらっしやいます。城山観光ホテルも男子も女子もみんなズボンです、受付も。

そういったことで、何か、前、小学校のお母さん方が女子のブルマーをはかしたくないと。そして今、青いズボンになっておりましたけど、要望がないからしないんじゃないかと、言えないんですよ、子供たちは。どこに言えばいいのか。私の子供が中学校に入ったとき、男子の子供でしたが、黒いズボンを1年中だったんです。それで日に当たって本当に暑そうだったから、夏の制服を、男子の制服を決めていただきました。今、男子の夏の服として灰色のものがありますが、それなんです。

お母さん方は、子供たちは言えない状態がある。ただ、その固定観念で女子はスカートだという決め方がおかしいと思います。ズボンの制服もあっていいのではないかと思います。これは教育長にお尋ねいたしたいと思います。

**○山口英夫教育長** さきに課長のほうから答弁がございましたけれども、児童・生徒の服装につきましては、学校側が保護者の意見等を聞きながらですね、検討していくということで、きょう議員さんからそういう御意見がありましたので、学校としては、そういう意見が出てないのかです

ね、そこら辺については聞いてみたいというふうに思っております。

**○18番上釜いほ議員** いつも教育関係で思うんですが、まず教育長のお答えを聞きたいと思うんです。私、長いことやってきていますが、吐師教育長、牧野教育長、基本的なことは教育長がお答えになって、後で課長がお答えになりました。教育長の基本方針としてお答えいただきたいと思います。最近、教育長の発言というのが、基本的な御答弁がないような気がいたしますので、そういった基本的なことについては答えていただきたいと思います。

以上、要望をいたしておきますが、ここには質問としては出してはおりませんが、学校のげた箱ですね、あれもげた箱も雨靴を履いて行きたいけれども、げた箱は雨靴は入らないげた箱になっているらしいです。高さがないらしいです。で、仕方なく雨の日に運動靴を履いて行って濡れるというような、そういった、あのげた箱は雨靴は入らない高さになっているそうです。言わないからと言いますが、そういった現状らしいです。見てみてください。

それから、第3点は塩浜グラウンドのトイレの改修についてであります。和式トイレから洋式に一つだけは改善されましたが、グラウンドゴルフや高齢者のスポーツ大会等では足の悪い方々が多く、洋式にしてほしいとの強い要望がありました。また、女性にとりまして手洗い場は不可欠であります。鏡一つありません。水周りの設備はその町の文化のバロメーターです。他市町と比較して恥ずかしい思いがいたしますが、今後の取り組みをお聞かせください。

**○春田浩志保健体育課長** 塩浜グラウンドのトイレの手洗い場についてでございますが、御指摘のように現在、男女棟とも台や鏡は設置されていないところでございます。また、蛇口から下のセメント部分まで90センチメートルほどありまして、水を出しますと水が飛び散るような状況でございます。このようなことから、セメント部分に排水能力のあるマット等を敷くなどして、水が飛び散らないように工夫をしていきたいと考えております。台や鏡の設置等については、その水のはねの対応策後、検討してまいりたいというふうに考えております。

**○18番上釜いほ議員** トイレを洋式にしていきたいという要望で見に行きましたら、一つだけできておりました。それで、お電話もいただいたんですが、洋式ができたよって。でも、グラウンドゴルフのときは足りないのよねって。足が悪い方々が多くて、もう一つ取りつけてちょうだいって言われました。そういった方々、高齢の方々が非常に塩浜グラウンドも使われますので、ぜひ、洋式をもう一つふやしてほしい、そういう要望がございました。

それから、手洗い場の件ですけれども、あそこを見ていきますと、もう本当にセメントも割れてしまって、ただ水道がついている。ハンカチを口にくわえながら足を広げて飛ばないように手を洗う。普通の洗面台ぐらい置いていないのかなって、もう市内のグラウンドでありながら、本当に何なんだろうっていう気がいたしますよ、枕崎市は。鏡一つないんですから。帽子かぶった顔を見たい、そういったのを見たくても鏡もないんですから。ちょっと考えていただきたいと思います。もうほかのところは、自動の水道が出るようなそういった設備をしているんですから、ちょっと考えていただきたいと思います。

それから次、市民講演の依頼についてであります。3月5日KYT放映「世界一受けたい授業」の番組に、桜美林大学の阿久根先生が出演されました。3月13日の生涯学習フェスティバルに来られて講演されますが、阿久根先生は枕崎出身の方であります。身近な方の講師は若者に大きな夢を与えます。例えば、市制50周年のときお願いしましたが、実現できませんでした。今、朝ドラの後、NHK番組に朝の8時15分から毎日出演している有働アナウンサーとか、それからなだ万の木浦さんとか、それから田代元市長の次女の田代祐子さんとか、そういう枕崎出身の方々のお話を聞きたいと思いますが、どうお考えでしょうか。

**○佐藤祐司生涯学習課長** ただいま議員から御紹介がありましてとおり、本市出身の著名な方は今回生涯学習フェスティバルで講演される阿久根先生のほかにも多くいらっしゃると思っております。予算面、先方の御都合などいろいろ検討する面はございますけれども、多方面に情報収集

するなどして、生涯学習フェスティバルなどの機会に講演を実施できるよう働きかけていきたいと考えております。

○18番上釜いほ議員 ただいま3月13日の講演について防災無線がされておりますが、枕崎出身とぜひ、言ってほしいと思います。テレビ放映のこの「世界一受けたい授業」のときに子供から電話がありまして、枕崎出身の方が今出るのよって言って、見てちょうだいと言いましたので、ぜひ、枕崎出身という言葉も入れてほしいと思います。

次、第5点は戦艦大和の慰霊祭について、平和教育として児童の参加は考えられないのか、ということです。枕崎の市街地は大戦により、市街地のほとんどが焼け野原となりましたが、歴史を振り返り平和の誓いとして意義があると考えますが、御見解をお聞かせください。

○日高孝学校教育課長 海上特攻第二艦隊戦没者追悼式が行われます4月の7日は、小・中学校の入学式の翌日でありまして、授業日であります。各学校には、それぞれ計画された教育活動がありますので、出席は難しいのではないかと考えます。

教育活動のよりどころとなる教育課程は、各学校で編成することになっておりまして、教育委員会としては、一教育活動としての追悼式出席の呼びかけは難しいのではないかと考えます。なお、平和を思考する教育につきましては、発達に応じまして各学校年間を通じて意図的、計画的に実施しているところでございます。以上でございます。

○18番上釜いほ議員 この件につきましても、教育長から基本的なものをお答えいただきかけたかと思っております。いかがでしょうか。

○山口英夫教育長 ただいま課長からありましておとり、追悼式が行われる4月7日、これは小・中学校の入学式の翌日と、授業日でありますことから追悼式への出席は難しいと考えております。

○18番上釜いほ議員 この件につきましては、毎月清掃している方々からお話がありました。名古屋の名城中学校の方々が遠く来られまして、鹿児島県の私立高校とか来られます。それから、鹿児島水産高校も出席されます。なぜ、枕崎の子供たちは出席しないのという単純な御質問を受けましたので、質問いたしました。平和教育として枕崎市にあるものですから、ぜひ、この機会を利用してというか、そういう参加させていく方向も考えられたらよろしいのかと思います。代表等でもよろしいのではないかと考えます。いかがでしょうか。

○日高孝学校教育課長 先ほど申し上げましたように、平和を思考する教育の内容につきましては、各学校がそれぞれ計画的に実施しておりますが、本市のそういうような事情につきましては、枕崎市の副読本などにも火之神公園あたりの地図等も掲載しておりますので、そういった中でも重点化を図っていくように今後、学校等とは話題にしていきたいと思いますが、水産高校生の出席につきましては、追悼式の実行委員会のほうから直接御案内があり、ここ数年来出席しているということでございました。名古屋の南山中学校は、私立の中学校でありまして、宗教科という授業の中で海上特攻第二艦隊戦没者追悼式のことを知っていらっしゃる方が御講演に来られて、その御縁で招かれて学習の延長として平成21年に参列されたというふうにお伺いしております。また、平成22年の池田中学校の2名の出席につきましては、池田学園の創始者の方と奉賛会の方の何か交流の御縁で学校に出席依頼があったので、出席をさせたところと伺っているところでございます。

本市の児童・生徒につきましては、教育的に考えましたときに、今の現状で私どもとしては特別に呼びかけていくことは難しいのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○18番上釜いほ議員 それでは私の質問を終わります。ありがとうございました。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午後2時4分 休憩

午後2時14分 再開

○**俵積田義信議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、村上ミエ議員。

[村上ミエ議員 登壇]

○**5番村上ミエ議員** 早速質問に入らせていただきます。

私は、12月議会で環境・悪臭対策についてお尋ねしましたが、時間切れだったので、その続きを念頭に質問したいと思います。

先日、初日議会のときに市長の施政方針を聞きましたところ、生活環境の改善に努める。また、畜産については、畜舎の整備や堆肥還元用地の造成、畜産に起因する悪臭や汚染などの改善対策に取り組むとのことで、ほっとしたところです。議会前に、あちこちの課に行って熱く語った思いが市長の一言でこんなにほっとするものかなと思うところでありました。

きょうも、明確なお答えを期待して、質問させていただきます。

まず1、枕崎市堆肥センターについて、オゾン脱臭機が3年前から故障しています。何の手だてもなく協定書を守ってこなかったが、この責任はだれにあるのか。また、白沢集落への補償対策は立てているのか、お伺いします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** この悪臭対策というのは、ことしの施政方針だけではなくて、私が選挙に立候補するときからこれに力を入れるということは申し上げてきたとおりでありまして、ただその対策を、どのような対策を講じるかということになりますと、一通りではないわけでありまして、そのことはまず御理解をいただきたいと思います。

堆肥センターの件ですが、堆肥センターの原料受け入れの現状につきましては、平成8年度で1万4,500トンあったものが、平成21年度は6,316トンで、平成8年度の44%まで減少しております。また、最も臭気の強い鶏ふんについては、平成8年度で1万0,655トンありましたが、平成21年度には1,006トン。つまり平成8年度の9%まで減少しております。平成22年11月16日に鹿児島県環境技術協会が行った臭気測定では、すべて基準値以下の測定結果となっております。

御質問のオゾン脱臭装置の修繕がなされていない責任ですが、第一義的には管理者である農協にあると考えておりますが、施設の管理を委託している市にも、責任はそれなりにあると思っております。

このため市としては、農協から出されている改善計画をもとに、臭気の軽減が図られるよう指導に努めたいと考えております。また、芫ノ口全体の臭気の軽減が図られるよう、市、農協、芫ノ口の畜産農家、関係集落で協議したいと考えております。

○**5番村上ミエ議員** 私がさらにお聞きしたいのは、議会初日に先輩議員からも質問がありましたが、オゾン脱臭機が壊れた時点です、協定書を交わした集落関係者に事の真相を告げ、同じテーブルで対策を考えなかったのか、その理由を説明してください。

○**真茅学農政課長** オゾン脱臭機が故障した段階で、農協のほうから、市また関係集落へ報告するようになっていまして、その点につきまして関係集落に即座にその報告がなされなかったということにつきましては、誠に申しわけなく思っているところでございます。修繕についての協議は、平成19年当時、農協とやっておるわけでございますけれども、事業費等のことで整理がつかずに修繕がされてこなかったという状況でございます。

○**5番村上ミエ議員** 私が調べたのでは18年に堆肥センターの指定管理者にJAを指定して協定書を結んでいますよね。そのときに9対1でそういうことがあったら対処するっていうふうに記載されておりますけど、どうしてそういうことが、協定書があるのに実行できなかったのでしょうか。

○**真茅学農政課長** 堆肥センターの修繕につきましては、まず、基本的には農協が行うというこ

とであるが、修繕について、農協と市が協議をする場合に、市が修繕するという事になれば協定書にあるとおり農協が9割、市が1割負担となっているところでございます。当時、そういうのも含めて協議されたと思っておりますけれども、先ほど言いましたように、途中で協議が途絶えてしまって修繕がされないままにきてしまったということで、本当に申しわけなく思っているところでございます。

**○5番村上ミエ議員** 申しわけなく思っております。それで済むんでしょうか。3年5カ月も黙っていて。私たちの集落は悪臭に悩まされて今日まできているのです。

昨日も役員会がございました。そのときに市長の施政方針を述べることができ、私は、取り組んでくれるんだという確信がありまして、皆さんにもそのようにお伝えしたところです。ですけど、どうして3年間も黙っていたのか。

初日の日に副市長が、白沢集落が同じテーブルにつくの拒否しているような御返答をなさいましたけど、勘違いしているんじゃないでしょうか。本当は、公害防止協定書を遵守しなければならない。また、堆肥センターの事業が住民に迷惑をかけないように見守り、指導するのが行政の仕事なんじゃないでしょうか。私たちにテーブルにつけ、どうのと言うのは、最初故障した19年度ですよ、そのときに即座にすることなら私も納得します。私が議員になって初めての年、そのときにはもう故障していたわけですよ。12月の議会のとおりと同じ質問になるかもしれませんが、3年間も黙っていた。環境に一生懸命取り組んで足しげく通う、要望する。それに対して今度は、あまり何回も行くと、村上議員一人が来ても何にもならない。取り上げないんだよ、というような言葉を市の職員が申しました。そういうことがあっていいものなのでしょうか。そして、18年にですよ、指定管理者にしたところが19年に早速壊れて、それを黙っている。もう、物が言えないですね。それに対してですよ、何も手だてをしない。

農政課長のところに行きまして、畜産に対してどれだけの経費をかけているのか、業者に対してですよ。そういうことを聞いたら、何とおっしゃったと思いますか。国、県のお金をいただいて事業をしたことを、どうして素直に何年度にこれだけ出しています。そういうことがどうして言えないんでしょう。何回も私が粘りまして、私は行政をつつくために言うんじゃない、これからの対策を考えるために見せてくださいと申しましたら、こんなに分厚い書類をですよ、めくって教えていただきました。公のものをいただいて悪いことをするわけじゃないですよ。そういう資料がたくさんあるのに3年間も黙ってですよ、施策をしなかった。それに対してその書類はですよ、猫に小判じゃないですか。私はそんなふうに取り取りました。

じゃあ、次に入ります。その次の2番目ですけど、関連ですよ。堆肥センターへの持ち込み業者名、購入者名はどうなっているか、これについてもですよ、協定書に出し入れはきちんと伝票で整理する。そういうふうに協定書にも書いてあるんですよ。それを見せて、集計してとお願いしたところ、いや、何のかんのって、見せないものですから、私は相手方がそういう集計をとってなくて見せないのかな、言えないのかなと思っていました。何のどっこい、ちゃんと資料を持ってきまして、伝票じゃないですけど、集計をしたものをですよ、ああ、これこれです。そういうふうにして出すんですよ、小出しに。自分が3年前に適切な対応をしなかったのにですよ、そういう、議員が一生懸命になって環境をよくしようと思ってお尋ねしているのに、そういう対応ってあっていいものなのでしょうか。市長、どんなに思いますか、職員のそういう態度を。

**○神園征市長** どういう態度であったのかどうかということにつきましては、私のほうではよく存じませんので、お答えはいたしかねます。

**○5番村上ミエ議員** そういうものなんでしょうか。だって、課長に指名なされたのは市長じゃないですか。私たちの税金を使って重たい職務について一生懸命働く人を指名なさるんじゃないでしょうか。

**○神園征市長** 課長というのはどの課長のことかわかりませんが、時の市長が、課長は異動時期

にきちっと決めるわけですがけれども、おっしゃっているのがどういう状況であったのか、もっと詳しいことがわからないと私のほうでは何とも申し上げられないと、こう言っているわけです。

**○真茅学農政課長** 先ほどの御質問とあわせて御答弁申し上げますけれども、まず、堆肥センターへの持ち込み業者ということでございますけど、21年度における市内畜産農家から堆肥センターへの持ち込み者は、別府地区が7戸で2,118トン、桜山地区8戸で1,440トン、立神地区3戸で1,452トン、枕崎地区1戸で16トン、合計19戸の5,026トンとなっています。

21年度における堆肥の販売先は、市内の人に2,743トン、市外の人に1,855トンが販売されております。議員が言われました伝票の件ですがけれども、別府地区の購入した量等を知りたいと議員からの話の中で、私が申し上げたのは、農協が伝票の仕分けにおいて、例えば各支所、事業所で販売する分、また茶とか花とか、その他の野菜で販売する分、また市外向け。また、バラ堆肥とか、フレコンバックで販売する分と、農協がそういう仕分けのやり方をやっているところがございます。それについては委員にお話したところでございます。ただ、別府地区の方がどんだけ買っているかということについて、そういう仕分けができるのかと、農協のほうに問い合わせましたところ、堆肥センターでの販売というのは名前だけの伝票になっているということで、住所等の記載がないということ。それともう一点は、支所、事業所で販売する分の伝票は、その他の伝票等と一緒にしているということがございます。堆肥の伝票だけを拾い出して、またそれを地区ごとに仕分けするという作業が必要になってくるということで、地区ごとの販売量や個人ごとの販売量を把握するには多くの労力を要し、非常に困難であるというのが農協からの話であったところでございます。

**○5番村上ミエ議員** 何事でもですよ、指定管理者になったほうは、引き受けたほうは明確に伝票を整理するのが義務じゃないですか。そういうふうに協定書に書いてあるじゃないですか。それを難しいから、難儀だからと言ってですよ、なあなあであるからこういうふうになったんじゃないですか。あなたの姿勢が間違っているんじゃないですか。3年余りも黙っているということはどういうことでしょうかね。

それとこの前、堆肥センターへ持ち込む業者名をお聞きしたときに、豚の部類でJAが非常に多く868トンも持って行っています。あとの人は288トン、172トンとかございます。JAが一番多い。断トツじゃないですか。そこに対して、どうして19年のときに交渉をうまくできなかったんでしょうか。

**○真茅学農政課長** 今、ありましたとおり、堆肥センターでの処理量で一番多いのは、農協でございます。先ほどから言っておりますけれども、本当にその時点できちっと協議の結論を出せなかったというのは、本当に申しわけなく思っているところでございます。

**○俵積田義信議員** 村上議員、できるだけ通告に従って質問をお願いいたします。

**○5番村上ミエ議員** 関連があるからお尋ねしているのであります。そんな難しい質問ではないと思いますが。

じゃあ、次にまいります。各畜産業者への指導はどのようにしているのか。

**○真茅学農政課長** 毎年、関係機関と一体となりまして、市内の畜産農家に対する悪臭防止対策等の研修会を、財団法人畜産環境整備機構などから講師を招いて行っております。

また、それぞれ個々の施設につきましては、市で独自に行ったり、また、家畜保健衛生所等にもお願いして、不定期的に現地での指導を行っているところでございます。

**○5番村上ミエ議員** それでは4番。これまでに堆肥センターにかかった事業費は幾らでしょうか。

**○真茅学農政課長** 堆肥センター施設設置については、平成5年度広域畜産環境整備緊急対策事業及び平成6年度堆肥総合利用対策事業を活用し、総事業費、これは土地代も含んでおりますけれども、6億7,768万2,000円。うち市費が、3億2,356万4,000円を要しております。

オゾン脱臭施設整備は、平成9年度畜産環境整備事業を活用し、総事業費8,705万5,000円。うち市費5,835万円を要しております。また、施設維持のための修理を平成13年度、平成15年度、平成16年度、平成17年度、平成18年度に実施し、総事業費1,203万5,000円。うち市費120万3,000円を要しております。これをあわせまして総事業費7億7,677万3,000円。うち市費3億4,742万8,000円を要しております。

○5番村上ミエ議員 7億7,000万もする事業ですよ。その事業を軽く見ているんじゃないですか。そして、協定書にもですよ、悪臭を出さない設備にします。迷惑はかけません。そういうもとの移設された堆肥センターですよ。それを3年間も黙っている。何も施策をしない。何がそうさせたんですか。7億もかかる事業をして。そして改善策をこちらが要望すると、「いや、大きい事業ですから、村上さん」と、おっしゃいます。そんなに言える言葉がどこから出てくるものでしょうか。7億円もする事業を自分が預かっている、大事な事業なんだと思ったら、事故が起きたときにすぐに処置するのが移転を進めた行政のとり手段じゃないでしょうか、いかがですか。

○真茅学農政課長 本当に大きな事業費をかけて地元の集落の方々に迷惑をかけないということで進めた事業でございまして、平成19年度当時、農協にぴちっとそういう対策をとれるよう指導できなかった。また、協議を進めなかったということにつきましては、本当に申しわけなく思っているところでございます。

○5番村上ミエ議員 じゃあ、5番の質問に入ります。畜産業者の個々への設備改善に使った費用は幾らでしょうか。

○真茅学農政課長 平成7年以降で、市と農協を除いての分でございますけれども、畜産農家等のふん尿処理等にかかわる畜産環境整備事業等については、23の事業主体が実施し、その事業費は5億9,887万1,000円であります。また、事業費負担区分は、国庫補助金1億5,784万円、県補助金1億5,660万8,000円、事業主体、これは農家の負担でございますけれども、2億8,442万3,000円で、市の負担はないところでございます。

○5番村上ミエ議員 5億ものお金をですよ、個々の畜産業者にいい経営ができるように、足腰の強い産業に育つようにと言って、税金、国のお金であろうと県のお金であろうと私たちの税金です。それを投資したわけですよ。そのときにですよ、白沢の住民がにおいに困るんだなあ、19年度にその機械が壊れて交渉がうまくいかなかったときにですよ、その堆肥を持ってくる一個人が10今まで持ってきているんだしたら、8にしてくれないでしょうか。今、機械が故障して白沢の住民に迷惑をかけているんですよ。あとの2を循環型農業で、足腰の強い産業に育てるためにも皆さん個々、力をつけていったほうがいいですよ。自由貿易になったときに困らないですよ。そういう両方のことをかんがみながら指導していくのが行政の仕事ではないでしょうか、お尋ねします。

○真茅学農政課長 最初の市長の答弁の中で、堆肥センターへの堆肥の搬入量等の答弁がありましたけれども、あの当時からすると現状ではだいぶ減っているということで、当然、経営をやめた畜産農家もおりますけれども、この23の事業体の中で堆肥センターに畜ふんを搬入している農家もおまして、自分のところで堆肥舎を設置して、自分の堆肥舎で間に合わない分を堆肥センターに持ってきていると、そういう農家の方も何戸かおるところでございます。

今、委員が言われる畜産農家が、そういうふうに分でやれることはやっていくというような、堆肥センターに持ってくる畜ふんの量が減るということであれば、総体的なそういう臭気というのは当然減ってくると考えられますので、検討してみたいと。ただ、畜産農家も経営的には厳しい状況等もございまして。また、そういう資金的な投資的にどうなのかということや、堆肥舎を設置するとなれば、地域の方々の同意なり、またその設置をする場所なり、そういう問題等もございまして難しい面もございましてけれども、そういう方向も検討してみたいと考えております。

○5番村上ミエ議員 おたくと交渉事をしていると、いつもやってみないうちにできない、難しいことです。難しいことがあったらそれを手助けするのが行政じゃないんですか。

畜産業者はそういうふうに分たちにですよ、堆肥舎をつくってあげる。ショベルローダーを提供する。また、その半分はもちろん自費でやっています。それに農協にもそういうふうにして提起をしていますよね。そういうところに私もいろんな牛、肥育のところ、肉のところ、牛乳のところ、いろいろ回ってまいりました。その中で、自分のところで循環型農業を一生懸命やっているところもごさいます。そういうところには、それ以上に伸びていくように指導していき、そうでないところには心して指導していく。そういう気持ちがあったらですよ、19年度にオゾン装置機が壊れたときに白沢の人のこともそれくらい思ったらですよ、私がさっき述べたような業者に10持ってくるものを8に抑えていただいてもらうとか、そういう工夫一つなさっていないじゃないですか。10センチぐらいのあなたの机の上にある資料は何なんですか。私たちには見せない、そうかといって自分たちが困ったらですよ、お手上げになったら協定を結んだ住民とテーブルを並べたい、そんなにおっしゃいましたよ。恥ずかしいと思わないですか、7億7,000万もするお金を使って、そして今でもですよ、市債でその借金を返しているんですよ。自分たちは前向きに取り組まないでおってですよ、「話し合いをしたい。交渉がうまくいきませんでした。すいませんでした。これからうまくします」って言っても、20何年もだまされた私たちにとっては、同じテーブルにつくことが怖いですよ。言葉で飾られた協定書を持ってきて自分の都合のいいときだけですよ。そんなふうで私たちの市財を預かっていいんですか。

この前、初日のときに、質問者と答弁者の食い違いもあったのかなと、冷静に考えたらそういうところも私も反省をしましたが、そういうときには国会じゃないですけど、つまみ食いをしたところだけ申し上げたら私は憤慨でしたよ。それで先ほど農政課長が、難しいところがあるが進めていきますとおっしゃいましたが、その難しいものをクリアしてですよ、ともに畜産業者と足腰の強い産業に育てていく気で進める気があるんでしょうか。

○真茅学農政課長 堆肥センターの悪臭の軽減ということで、脱臭装置が壊れてから何にもして来なかったということじゃなくて、農協はいろんな酵素を使ったり、またそういう努力はしているというのは御理解をお願いしたいと思います。

先ほど言いました畜産農家が堆肥舎を設置するという、その方向につきましては、全体の臭気の量が当然減ってくるとことと思いますので、いい方向じゃないかなと。ですから、検討させていただきたいということでもありますけど、ただ、先ほども言いましたように、資金的な問題、用地の問題、同意の問題と難しい件があるということも申しわけないですけど、御理解をいただきたいということで申し上げたところです。

○5番村上ミエ議員 先ほどよりちょっと進歩したお答えですけど、難しいものをお互いに解決していく。そうしないといつまでもずるずるべったんですですよ、いつまでも環境は変わらない。いや、稚内と交流したい、何をしたいと言いましてもですよ、来て「ああ、臭いね」って言われたら、そのときは「うんうんって、こういうところかなあ」って。後が続くものでしょうか。

市長の施政方針に、環境にはすごく力を入れる、そういうものが書かれていて、私はすごく期待しています。だけど、今のような課長の答えで市長はいいと思いますか。

○神園征市長 御質問等、一生懸命聞いておるんですが、まだ私にはその全体像がはっきりつかめない状況であります。とにかく環境問題には力を注がないといけないと、これはもう確固たる信念であります。

○5番村上ミエ議員 じゃあ申しますが、市長さん、私は12月にですよ、議会で質問をした後、即、おたくのところに行って話し合いの場を設けてほしい、私の話を聞いてほしいと申しあげました。そしたら、今度は市長室に行きましたら、「きょうは、たんかんのはさみ入れ式ですごく寒くて体調がちよっとすぐれないみたいなんですよ」と、おっしゃいます。「そう、大変ねえ」

そういう私たちの議員のですよ、心配り。そういうものも私なんかにはあるんですよ。だって、私たちの代表者じゃないですか、市長は。秘書が市長の体調をいたわって言う。それに素直に従って帰る議員。そして、また申し込みに行きました。そのときも「忙しくてねえ」何のかんのおっしゃいました。また次行って、今度は総務課長と話をしているときに、市長が何か忘れたと行って帰って来られました。その前に秘書にですよ、市長が帰って来たら、ぜひ白沢の住民のことでお話があるからコンタクトをとってください、と申し述べました。そしたら「はい」ということで、私は総務課長と話をしていたら市長が帰って来られて、けどその方はですよ、ずっと立たずに知らない、わざと知らないふりをしたのか、気がつかなかったのか、別な人は気についていました。だから、「だれだれ君どうなの」と言ったら、ぱっと走ってきてですよ、私のところに駆け寄って電話番号を聞きます。聞いたまではいいんですよ、本当にコンタクトをとりたいたのであれば、携帯に電話したときに、こういう要件で電話しました。そういう一言があってもいいものじゃないでしょうか。私は市のほうに電話をしたら、「どこからだったのか、わかりません」交換士はそう言います。そういうふうでいいんでしょうかね。一生懸命取り組む議員。議員は市民の代表者ですよ、そういうところもよく考えていただきたいと思います。

もう一回重ねて尋ねますけれども、循環型農業へ移行していく、そういう考えが畜産業者と手を取り合っていますよ、やっていく自信があるんですか、課長。

**○真茅学農政課長** 堆肥センターのあり方について、畜産農家を全体的に循環型農業へということで方針を出しているところではございませんので、その点は御理解をお願いしたいと思います。

ただ、持ってくる量が減れば当然、堆肥センターの悪臭は減ってまいりますので、そういうことでは本当いいことではないかと思っておりますので、先ほど言いましたように、難しい面はありますけれども検討させていただきたいと思っております。

**○5番村上ミエ議員** それではですよ、今度、この前指定管理者のあれが出ていて、初日の日に私も質問をしたんですけど、こういう約束事を守らないところに指定管理者にどうしてなさるんですか。

**○真茅学農政課長** 今回、農協へ指定管理者をとということでお願いしているところでございますけれども、農協へお願いする理由としましては、農協は公共的団体ということが第一点でございます。農協が堆肥センター建設当時から、経費の負担をしております。また、農協独自のいろいろな物品等も堆肥センターに現在あるところでございます。また、堆肥センターができた当時から農協が堆肥センターの管理運営を行っているということと、また堆肥センターの運営に関するノウハウとか、堆肥処理に関する技術等、農協も何十年というそういう業務に携わっておりますので知識が豊富であると、そういうこと等をお願いしたいと考えているところでございます。

**○5番村上ミエ議員** 十何年もですよ、枕崎のクリーン堆肥センターを農協にお願いして、そして前進しなかった。そういうところをお願いする、そういう気持ちが私にはわかりません。ただ移設するために協力していただいた。それだけでいいんでしょうか。私は農協でなくても、別なところをお願いしてもあなたの姿勢でしたら、そういう事故が起きたときに対処ができるんですか。3年もほうっておいて。ほかの業者に委託しても私の触感ではですよ、あなたに質問をしたり、お尋ねしたりしたときの触感では、今のお答を聞いてもそんなふうに感じますけど。どうですか。

**○真茅学農政課長** 指定管理の協定書があるわけですけども、あの内容がしっかりと農協に遵守してもらおうと。その点については、農協にも本当に強く申し上げていきたいと思っております。

**○依積田義信議長** 村上議員、質問の途中で、市長あるいは課長に質問するときに、「あなた」というような言葉は控えていただきたいと思っております。

**○5番村上ミエ議員** 失礼いたしました。これから気をつけます。

その協定書をまた取り交わす議案が出ていますけど、その中にですよ、約束を守らないところ

にお願いする、善処します。農協の予算の中に修繕をするようになっておりますと、この前初日の日にお答えしましたが、詳しくそこを教えてください。

**○真茅学農政課長** 農協のほうから、悪臭の改善計画ということでいただいております、まず1点目が、スクラバー脱臭施設の修繕を行い、循環式水処理水槽への消臭剤を投入し、水と消臭剤でシャワーリングを行うことにより臭気低減を図るとというのが1点目でございます。2点目が、堆肥仕込み時に発酵菌と消臭剤を使用し、臭気低減に取り組みますと。3点目が、発酵施設内を細霧装置にて消臭剤、カラーシードという消臭剤らしいですけども、それで細霧を行い、臭気の低減に取り組みます。4点目が、鹿児島県環境技術協会環境測定課へ、規制地域・規制基準に基づいた方法での臭気測定を行います、というのが農協から出されている改善計画でございます。

**○5番村上ミエ議員** じゃあ、4番目に申しました臭気測定のことですけど、この前結果が出たので詳しく環境課、それから農政課でお聞きしましたけど、あの測定の仕方でもいいものでしょうか。実際に住民が困っているのは、自分の生活の場で感じるにおいを測定すべきじゃないんでしょうか。きのう、おとといの朝もすごくおいがしましたと、館長のお話でした。だけど、あんまり朝が早かったのね、電話はしなかったのよ。そういうふうにもね、朝晩すごく困っているんですよ。私も言いたくないですよ。枕崎の知能のバンクじゃないですか。そういう人たちにこういうことを申し上げるのは心苦しいです。だけど、足腰の強い産業を育てるために、意見を言わなければならない私の立場も考えてくださいよ。そして、安心・安全で住めるまちづくり、それがモットーじゃないんでしょうか。

それと、協定書。協定書を交わすとき、今回交わすときにですよ、今回オゾン装置を直して契約がなされた場合、契約をなさるときに、後、また5年間の指定管理だと思うんだけど、その間に今よりもですよ、今よりも強い悪臭がしたときには、即刻操業停止。そういう文言を盛り込んでほしいと思いますが、いかがですか。

**○真茅学農政課長** まず、堆肥センターの臭気測定については、悪臭防止法に基づく臭気の測定方法ということで、敷地境界の風下側で測定しておりますけれども、議員が言われますように白沢集落内の臭気状況等については、市民生活課等とも連携しながら調査してまいりたいと考えております。

それから、協定書に悪臭がしたら、次はもう堆肥センターは即停止というのを盛り込めないのか、ということにつきましては、そういうことを盛り込むのがどうなのかというふうに感じておりますけれども、とにかく協定が遵守されるよう、また悪臭の低減対策には、しっかり取り組んでいくように強く申し上げてまいりたいと思います。

**○5番村上ミエ議員** あのね、協定書だけじゃないですよ。公害防止協定書というものも結んでいるんですよ。そのときに、においのしない堆肥センターをつくります。それが最大の契約の、契約調印ができた一番の柱じゃないですか。それをないがしろにしているのでしょうか。それくらいの文言を入れないと、指定管理者もそれを遵守しない。慣れっこじゃないですか。今でも私たちの税金で借金を払っているんですよ。その財産を使ってもらっているんじゃないですか。もっと自分のそういう財産に誇りを持って取り組んでください。

それと、先ほどちょっと忘れましたが、この費用。そのオゾンを……、スプリンクラーとか、先ほども述べましたその費用は、JAが全額持つのですか。

**○真茅学農政課長** 今回の改善、スクラバー等の改修費につきましては、費用について現時点では農協が持つというふう考えております。

**○5番村上ミエ議員** それを聞いて安心しました。何でかという、来年度で、その市債の農協の市債の分ですね、それが返済が済み、あと5年間耐用年数があって、あそこを使わないといけない。補助をもらった事業だから、すぐにはのけられない。そういうようなお話も聞きました。そして、2017年ですね、それをめどにちょうどその今回、今11年ですから5年したら16年度。

その耐用年数が切れる前にですよ、また指定管理のそれが、協定書が順調にいけばですよ、切れるわけですけど、その5年をめどに大きな事業ですけど、においがしたときはですよ、そういう装置をつけてにおいがしたときには、先ほど述べたような対応をしていただく。それと協定書に文言をぜひ加えていくことが私たちに対する、白沢住民に対する安心・安全の答じゃないかと思えます。補償って何ですか、お金ですかっておっしゃる方がおられました。人の命をお金にかえられるものじゃないと私は思います。

もう一回お尋ねしますが、協定書にそういう文言を入れられる約束ができますか。

○真茅学農政課長 指定管理について、農協と協議をしてきたわけでございますけれども、今、農協と話していることについては、これまで農協と結んできた協定書のその線でいこうということで話しているところでございまして、今、議員が言われるような文言を即ここで入れられますということは、ちょっと言えない状況であります。

○5番村上ミエ議員 じゃあ、19年に適切な対応ができなかった。そして住民に長い間黙っていた、伏せていた。そしてだんだんにおいが強くなり、去年の9月にですよ、住民から、館長からこうだよって。もうミエ、限界。そういうような話がきました。それまでにね、説得できなかった、交渉ができなかった、その代償としてですよ、強く言わなければならない立場じゃないですか。いや、同じテーブルにつかないの何のおっしゃいますけど、そういうことで住民に不安を与えることがいいことでしょうか。たくさんのお金を使って計画を立てたことには責任を持つべきだと思いますけど。重ねてお尋ねします。

○真茅学農政課長 悪臭が特に強くなったという話でございますけど、私どももまた現地の調査、また白沢集落周辺を含めて何回かやりましたけれども、今後とも堆肥センター、また荒ノ口の畜産団地周辺を含めて、そういう臭気の状態等の調査を重ねまして、堆肥センターは堆肥センターの対策、また、ほかの畜産農家は、畜産農家の対策をしっかり取り組めるように進めていきたいと考えております。

○5番村上ミエ議員 皆さんね、考えることはだれでもできると思うんですよ。少しずつでも実行していく、そういう気持ちがないから今じゃないんですか。私は市民の代表として、断固としてね、そういうことは許されないとします。協定書もあるんですよ、協定書も。公印を押した。私たちの住民は、交渉がうまくいなくて、いつまでもこのにおいがするのであれば、即刻中止、操業中止。それを伝えてくれっていうふうには私は依頼されました。それほど切実なんですよ、おたくは3年半も黙って、そしてその後、5カ月ですよ、5カ月たつけど畜産業者に対して、こんなにしてね、機械が壊れているからちょっと工夫をしてみてください。何百万もですよ、一業者に、プライバシーの何のって言うから申し上げませんが、たくさんのお金を5億もですよ、畜産業者に経営がうまくいくように提起をしたんでしょ。そういうこともかんがみ、前向きに取り組んでください。

以上で、質問を終わります。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午後3時12分 休憩

午後3時22分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○17番立石幸徳議員 本日の一般質問のしんがりを務めさせていただきます。通告いたしました次第に基づき、一般質問をいたします。

本年1月8日、高知県黒潮町におきまして、日本カツオ学会という新しい組織が設立されました。私たちの枕崎市もこの学会へ加入をいたし、設立総会へ参加されたということでもあります。

四方を海に囲まれたこの日本列島の中で、日本人が最も親しみを持ち、愛していると言われる魚はカツオであると言われます。数多くのあらゆる魚種の中で、最も速いスピードで泳ぎ、大海原を回遊いたし、江戸の昔には庶民が、女房を質入れしてまで食べたという初カツオに関する一句も残されており、カツオに生きる町として、内外にカツオの活用策を発信しています本市にとりまして、このカツオ学会に対する取り組みは、極めて重要なものになっていくものと考えます。この新しい組織の設立趣旨や会の目的、並びに、どのような規約を定めて発足しているものなのか、それらの概要について説明していただきますよう、まずもってお尋ねをいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 平成21年の10月31日に高知県黒潮町で開催されましたカツオフォーラムで、黒潮一番地宣言が発表されました。その中で、カツオに関心を持つあらゆる人々が相互に交流、連携して協働の図れる場としてカツオ学会を位置づけて、カツオに関するさまざまな取り組みを行うため、先ほどおっしゃったような平成23年の1月8日に設立されたわけであります。

事務局は、高知大学。会長には、愛媛大学の若林良和教授が就任しました。枕崎市は、運営委員に推挙され、就任しました。

この学会の目的は、日本の豊かな食文化を醸成してきたカツオの価値を見直し、カツオとの上手なつき合い方を探るために、カツオ産業の盛んな地域と、産・学・官の関係者及び、カツオに興味のある人が集い、情報や意見を交換して、将来にわたりカツオに関する多面的な事業を推進することとなっております。

事業内容の1として、カツオに関するフォーラムやセミナーなどイベントの開催。2、カツオに関する調査及び研究等の実施。3、カツオに関する刊行物の出版。4、カツオに関するネットワークの整備等であります。

○17番立石幸徳議員 今、市長の説明にありましたように、平成21年、一昨年になりますが、10月31日、このカツオ学会の発足前に黒潮町のほうで任意の呼びかけといいたまいますか、呼びかけてそういったものの生み出すもとのフォーラムがあったわけですね。私自身も、平成21年10月31日のフォーラムがあった時点で、この市議会一般質問もその件を取り上げさせていただきました。その平成21年に、なぜそういった会が持たれたのかということについては、その際いろいろ申しましたけど、一番大事な点は、平成21年が日本近海のカツオが極めて不漁であったということがあったわけですね。昨年、平成22年は、やや持ち直したんですが、このカツオ資源に非常に将来、黄信号といいたまいますか、極めて懸念を持たれる年が一昨年の平成21年であります。そういった経過を踏まえてですね、このカツオ学会の設立総会以降、早速、本年10月に私たちの枕崎市でこの学会のフォーラムを、ことしの10月に開催するというのも報道されております。この枕崎フォーラムはですね、まず、どのようなテーマのもとで開催されるものなのか。特に、先ほど市長が言われたいろんなその学会が取り組む多面的な事業の中で、この枕崎フォーラムというのがどういった位置づけになり、どういった意義を持つのか、このことについては、私ども市民もしかと認識しておかなければならないと思うんですね。

さらに、この枕崎フォーラムに向けて、現段階でどのような準備がなされているのかですね。現時点で明らかにできるものをお答えいただきたいと思います。

○南田敏朗水産商工課長 日本カツオ学会のカツオフォーラムの枕崎開催につきましては、学会の設立準備期間の平成22年2月から誘致に努めてまいりましたが、今ほどもありましたとおり、設立総会の平成23年度事業計画に組み込んでいただくことができました。

枕崎での開催内容等につきましては、今、準備中というか、学会の事務局との打ち合わせをしながら決定をすることになりますけれども、学会としては地元の意向を尊重したいということでございまして、去る2月8日に鹿児島大学水産学部におきまして、若林会長や野呂水産学部長、不破教授等と内容や日程について協議をいたしました。詳細については今後、地元実行委員会

の設置等を含めまして、今後、詰めていく必要があると考えているところでございます。

枕崎でカツオフォーラムを開催する意義につきましては、カツオ資源が今、議員のほうからもありましたとおり、原耕氏が南洋開拓を行った時代では無限の宝庫と言われるほどたくさんいたわけですが、現代はそのような事情ではないということでございまして、日本近海を含めた中西部太平洋海域のカツオ資源について、これまでは一本釣り漁業だけの論点が多かったんですけれども、枕崎としては、まき網漁業者も加えて考察をするということで、日本のカツオ漁業の現状を枕崎から情報発信していくということと、それから高知でも言われたんですけど、枕崎のカツオを余すところなく活用する状況をつぶさに見せてほしいということでございましたので、そのような状況を枕崎の取り組み状況として知っていただきながら、全国に情報発信していくことができたらというふうに考えているところでございます。以上です。

**○17番立石幸徳議員** 今、水産商工課長のほうが、枕崎フォーラムの誘致に当たって約1年前、平成22年2月から熱心に取り組んできた。その成果が今回出たと、私は率直に評価をしたいと思います。平成21年の12月議会でこの学会の本市での開催をぜひ取り組んでいただきたいと私自身も議会で意見を申し上げていたところですが、これほど早く本市での開催が実現するとは思っていなかったわけですが、枕崎を皮切りにといいましょうか、全国16市町のカツオ関係の町が一堂に本市に集まるということでは、私は大変な意義を持つものだと思います。まあ、地元実行委員会もできるということですが、ただ気をつけておかなければならないのは、カツオ漁業と申しまして、一口に言われる状況ではございません。もう、御承知のように、本市の遠洋一本釣りカツオ、あるいは近海の本一本釣りカツオ、それから海外のまき網のカツオ漁業。こういったそのカツオ漁業というものにも各種ありまして、そういったところのどの分野に、あるいはどういったところに焦点を当ててですね、枕崎フォーラムの成功といいましょうか、成果を上げるかということでは、かなりこれからも苦慮されるんじゃないかと思いません。

そういったことを踏まえて、次のこのカツオをめぐるですね、極めて大変な状況が出てきているということですので、カツオに関する海洋生物資源の保存・管理法、いわゆる通称T A C法と申しております。正確に言いますと、トータル・アロワブル・チャッチ (total allowable catch) のイニシャルになるんですが、このT A C法が、どうもカツオに関して設定されるようだ。そういった動きが出てきておりますので、この点について少しですね、本市の見解を聞いておきたいと思うわけです。

先ほど申しました日本カツオ学会が目的の一つにしております、カツオ資源の保護のあり方、このことについて、既に国政レベルでですね、大きな規制の動きが出されようとしております。具体的に説明いたしますと、内閣府行政刷新会議の規制・制度改革に関する分科会。ここで、本年ことしの1月20日に水産分野の規制改革の方向性がまとめられております。その主なものとして、水産基本法、あるいは漁業法、水産業協同組合法の近代法への改正。それと、先ほど言いました海洋生物資源の保存・管理法、いわゆるT A C法の改正であります。このことについて、本年2月中にですね、既に関係各省と内閣の刷新会議のほうで協議が行われまして、3月中、今月中に合意をし、今月の閣議で決定をされると。そういった日程が発表されております。現段階での規制・改革案の中身としましてはですね、まずその内閣府のワーキンググループで決定した案としましては、T A C設定魚種を漁獲可能量を設定する魚種をですね、今現在は7魚種あるわけですね。ちなみに紹介いたしますと、サンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ、サバ類、ズワイガニ、スルメイカ、この7魚種が、現在のT A C法の管理規制の魚種でございます。これを今度の刷新会議で30魚種に拡大すると。そしてその30魚種の中に当然カツオが予定されているわけでありまして。このカツオに関して、横文字で恐縮ですけどもI Q。つまりこれ、インディビジュアル・クォンティティ (individual quantity) つまり、個別の割り当て。それからI

TQですね。譲渡可能な個別割当。こういった方式を導入をするという刷新会議での案が出されてまいりました。

しかしながら、この行政レベルの改革案に対しまして2月15日に開かれております民主党の農林水産部門会議で民主党の水産政策ワーキングチームですね。政治レベルでは、水産政策では一番実権を持っているところなんです、この水産庁のほうに呼びかけまして、このTACの新規設定及びIQ設定については、対象魚種の資源状況等を勘案し、必要に応じ導入を検討することがまとめられています。そしてITQについてはですね、本来公有物である水産資源の特定の者への寡占化、あるいは既存漁業者の急激な退出・減少をもたらす恐れがあることから対応困難、つまり民主党レベルではITQはもうやめろと。しかしながらIQにつきましては、必要に応じ導入を検討せよと、現段階ではこれがここまで改革案としてはきております。これがいざ先ほどの日程で申し上げましたように、今月中に閣議決定ということになっていきますと、私どもの一番地域資源として重要なカツオがですね、これから規制をされると、漁獲規制をされるという状況が発生するという、そういったことが非常に可能性として高まってきているわけです。

さらにですね、この分野の一番の精通した学者、政策研究大学の小松正明教授は、水産政策にかなりの発言力を持っておりますけれども、この方が言うには、カツオについてはできるだけ早期に、早い時期にですね、北緯20度以北の日本周辺水域において、漁船ごとの、船ごとのIQ並びにITQの導入が望まれると。こういった小松教授の、この方は先ほどの刷新会議の委員も兼ねております。論文を出しております。

そこで、こういった経緯・経過の中でですね、これからカツオに対する漁獲割当。このことは本市にとりまして非常にいろいろな影響が出てくるものと予想されます。この点での本市の現時点での情報収集並びに、先ほどから言いました国政の動向、こういったものをどういうふうを受けとめて、本市としての見解としては、この点についてはどういうものを持ち合わせているのか、お尋ねをいたします。

**○南田敏朗水産商工課長** 答弁書を多々、ほとんどを議員のほうで言われたんですが、繰り返しになりますけれども、ことしの1月に内閣府の行政刷新会議の規制・制度改革に関する分科会が取りまとめました水産分野の改革案というのは、さっき議員のほうからありました現在のTAC7種の魚種を早急に、早期に30種まで拡大しようというものでありまして、カツオに関しましては北緯20度以北の日本周辺水域でのTAC設定を行いまして、漁業種別配分と合わせて個別割当方式（IQ）または、譲渡性個別割当方式（ITQ）をできるだけ早期に導入しようとする案が提案されているところでございまして、これに対して水産庁のほうは、カツオ、マグロ類は特に資源状態の悪い、大西洋クロマグロ及び南マグロについて、実際に今、大西洋マグロ類保存国際委員会やインド洋マグロ類委員会で定められた漁獲割当を我が国にも割り当てておられまして、漁業者別、漁船別に割り当てている分について管理をしてあるということとございまして、中西部太平洋マグロ類委員会等の地域漁業管理機関が資源評価結果に基づいて、決定した資源保存管理措置を踏まえて国内の管理措置を検討していくという考え方を示しております。

今、議員からもありましたとおり、カツオフォーラム等で近年、日本近海のカツオ来遊が減少していると訴えているカツオ漁業者が多い中、今回の行政刷新会議の規制・制度改革部会における検討事項につきましては、今後の中西部太平洋海域のカツオ資源を考える上では非常に重要な案件であると考えているところでございまして、行政刷新会議や水産庁、漁業団体等の今後の動向に十分留意をしていきたいと考えているところでございます。

**○17番立石幸徳議員** 水産課長の先ほどの説明の中でですね、原耕の時代はカツオは無尽蔵だと言われていたと。今でも、よもやカツオがこの大海からいなくなるということは、そういった極端なことは考えませんが、しかしながら、今までですね、近隣の港町である阿久根市にいたし

まして、串木野市にいたしまして、イワシに生きる町、あるいはいろんなマグロに生きる町がそういった命綱とも言えるべきその魚種が幻の魚になって、たちまち町自体が疲弊をしたという例は、私どもの代でこの目で見ているわけです。私は、だからこのよもやカツオが枕崎に揚がらなくなるというようなことを言う気はありませんけれども、しかしながら、やっぱり将来的にも、あるいは未来永劫、本市がカツオに生きていくためには、こういったそのこれからの取り組む姿勢というのはきちっとやっぱり行政として押さえておかなければならないんじゃないかと、そういった気持ちからいろいろお尋ねをさせていただいているわけです。確かに今までみたいですね、自由に獲りたい放題漁獲できなくなるということは、もうはっきりしてきております。であれば、規制のあり方というのがですね、その中身です。本当に持続可能なカツオ漁業のあるべき姿、これをカツオに生きる町として一応は検討しておくべきだろうと思うわけです。

そこで、国連海洋法条約に基づいて、平成8年から我が国が法律制定いたしましたこのTAC法を実際カツオに適用する場合に、どういったことが起きるのか。もう少し突っ込んで言いますならば、カツオに関しTAC法が設定魚種として決めた場合にですね、具体的にそのTAC規制の中で、そういった仕組みの中でですね、本市あるいは本市の漁業者あたりが、この漁獲可能量の規制の計画あるいはそういう規制をつくる中で意見を述べる、あるいは発言をする、そういった機会がどのように担保されるのか。この点については、当局はどのように認識されておられるわけですか。

**○南田敏朗水産商工課長** 枕崎市は、鹿児島県では唯一遠洋漁業一本釣り船を5隻持っている市でございますので、実際稼働している遠洋カツオ一本釣りは20数隻でございます。海外まき網船を含めまして30数隻しかいない状況でございますので、枕崎にもそのような機会はあると思いますので、もしそういうふうになりましたらですね、それなりに漁業団体と意見交換をしまして、交渉に当たりたいというふうには考えているところです。

**○17番立石幸徳議員** 課長の答弁はあまりにも漠然としてるんですね。つまり、TAC規制に当たってはきちっと法に基づいて仕組みとルールが決められているわけですね。

まず、農林水産省のほうで魚種ごとに全体的な基本計画がつけられるわけです。これは国のほうで設置しております水産政策審議会を踏まえて、農林水産省が全体的な各魚種ごとの基本計画がつけられるわけです。その後、各都道府県が漁業調整委員会の意見を踏まえて都道府県の計画がつけられていくわけですね。そういった仕組み、ルールをきちっと踏まえて、そのどの時点で本市なり本市の漁業者がその漁獲規制について物を申すことができるのか。これはもう今の段階で押さえておかないと、いろいろ交渉に当たりたいといったってですよ、もう決まった後からは交渉なんかできないわけですから。その辺のTACの仕組み、ルールについては、当局のほうではどのように押さえているのかということをお尋ねしているわけです。

**○南田敏朗水産商工課長** 現在のTAC法につきましては、大臣許可部分と県知事が管理する部分と2つ種類ございまして、カツオは外遊性の非常に大型の回遊性の魚種でございまして、水産庁もいっておりますように、ちょっと答弁がずれるかもしれませんが、私どもとしては、日本だけがTAC法によって規制することはいかななものかというふうに考えておまして、中西部太平洋のカツオマグロ委員会等で世界的に論議をしないといけない事項であるというふうに考えておまして、これについてはカツオ学会等でも声を大にして言っていくということで、日本の代表が、特に科学委員会の委員の皆さんがこういう中で声を大にすることで全世界に対する中部大西洋海域の漁獲に関する規制をするほうが効果的ではないかというふうに考えております。

**○17番立石幸徳議員** 課長の希望的な意見は、それはそれでいいですよ。しかしですね、先ほど紹介したその水産業界の政策決定にかなり重要な役割を果たすこの政策研究大学院の小松教授は、既に、1年前にですよ、1年前の3月に、日本周辺海域におけるカツオの漁業種別配分資産。近海一本釣り、遠洋一本釣り、まき網漁業、その先ほども言った北緯20度以北の配分資産

まで公表しているんですよ。それは、世界的にこれは論議する云々といったって、法律そのものは我が国の法律ですから、そのことを課長の説明に、不服だ何だというより、こういった状況があるので、先ほど繰り返しのようになりますが、本市あるいは本市の漁業者がこのカツオTAC規制に対して、どの時点でこういったものが言えるのかということは早く押さえておかないと、決定してからはもう遅いということを言いたいわけです。これについては、もう課長の答弁は当然出ないでしょうから、その点は要望も踏まえて意見を申し上げておきます。

水産振興の最後の質問通告であります。施政方針にも出されております、枕崎漁港整備事業計画。この実施内容ですね、これが今回の施政方針の中では今までも言われておりました海まき船の大型船760トン型が入港できるようなマイナス9メートル岸壁の整備とともに、新たにですね、衛生管理型荷捌き所整備事業。これがつけ加わっているんですね。

この施政方針で出されている、衛生管理型荷捌き所。こういった意味合いのものなのか。従前の整備事業計画と比較しまして、この部分が事業費あるいは事業年度にこういった影響を与えるものなのか、お答えいただきたいと思えます。

**○南田敏朗水産商工課長** 衛生管理型荷捌き所を含めた全体的な9メートル岸壁整備について時系列というか、議員が質問をされたその後について御説明をさせていただきたいと思えます。

水深9メートル岸壁と航路、泊地、並びに衛生管理型荷捌き所の1日も早い整備を国の直轄事業で行えないかということで、昨年11月16日に枕崎市漁業協同組合代表理事組合長と水産加工業協同組合代表理事組合長並びに市長の3名が直接、財務省や農林水産省、地元選出国會議員等に対しまして要望いたしましたところ、国の直轄化は認められませんでしたけれども、国の補助率が2分の1から3分の2に引き上げることになりました。これは、水揚げの多い特定第三種漁港の特例事項としまして、それも衛生管理型の対策を行うということが条件でございまして、そのような条件で、2分の1から3分の2へ補助事業がかさ上げされるということになったところでございます。

22年度までに水深6メートル岸壁のひさし設置工事等を含む岸壁工事を一たん終了いたしまして、新たに水深9メートル岸壁や衛生管理型荷捌き所等の整備を行うための広域特定漁港整備計画を策定して、事業を実施していくこととなります。この中に、衛生管理型荷捌き所というのが条件になっておりまして、今後、国の予算の成立後、関係政令等を整備いたしまして、広域の特定漁港整備計画の法手続を経まして、23年度に水深9メートルの航路と泊地の調査事業等を行っていくところで、水深9メートルの岸壁の概略設計に着手するというふうに伺っているところでございます。

なお、衛生管理型荷捌き所につきまして、まだ事業費については案としてはたたき台としては出ておりますけれども、現在、平成22年度に水産庁漁港漁場課漁場整備課の職員と県の漁港漁場課長、それから南薩振興局建設部長、それから漁業協同組合、加工組合、出荷仲買、それから市の代表として私が出ているんですけども、枕崎地域水産業活性化検討委員会協議会の中で、枕崎漁港の衛生管理型荷捌き所について検討を行っているところでございまして、事業費等もある程度10億以上ということはわかっておりまして、ただ、実際に詳細に幾らというのは、まだわかっていないところでございます。

それにつきまして、衛生管理型荷捌き所の事業主体をどこがするかというようなことにつきましても、今、協議中ではございまして、方向性としては県が事業主体と。これまでは、荷捌き所は漁協さんが整備してきたところですけども、県に整備をしていただく方向で今、検討しているところでございまして、そのようなことがありまして、大まかな事業費は、これまで答弁してきたとおり、大体約20億。それにプラス衛生管理型の荷捌き所ということでございます。

国の直轄事業の場合でございますと、大体5カ年が目安になるということでございましたけれども、国との交渉の中で最終的に何年度でこの広域特定事業をするかについては、地元のほうの

意見を尊重するというふうになっておりますので、まだ最終的には何年度計画であるかというようなことについては、結論は出ていないところでございます。以上でございます。

**○17番立石幸徳議員** 一応、こうして方針やら23年度予算はもう計上されて出ているものの、内容的には全然詰まっていけないような印象を受けるんですよね。新たな衛生管理型の荷捌き所。これはですね、私の知るところでは、昨年10月28日沖縄でありました全国の漁港漁場大会、ここで本市にも1回見えていただきました水産庁の橋本漁港漁場整備部長のいろいろな記述によりますと、今現在、日本の水揚げ状況の実態としましてですね、この全国に13ある特定第三種漁港、ここが何と遠洋漁業、日本全体の遠洋漁業の9割の水揚げをしている実態があります。つまり、日本全国の中で、この特定第三種の13の漁港が、もう9割を水揚げで取り扱っているわけです。沖合い漁業においても、この特三漁港が半分ぐらいは水揚げを扱っているということで、この橋本部長の考えとしては、今後日本の漁港整備は、この特三漁港に集中、重点投資をしていくんだという記述がでございます。当然その一環として、この特三漁港をですね、充実させるために、国際的にも通用する施設でないといけない。特にここ数年、例えば中国あたりに水産物を輸出する場合に非常にその輸出の衛生証明書というのを取ることで、いろいろすったもんだし、あるいはそのヨーロッパ、EUあたりにですね、輸出する際に、日本の水産物は安心・安全できないというようなものもあって、こういった特三漁港の衛生管理というものが、今後大きく予算化されてくると。その背景を受けてですね、本市の、枕崎漁港の漁港整備にも衛生管理型というものが導入されてきたと、こういうふうに私は理解しているわけです。ですからこれをですね、本市にとりましては、まさに非常に有利な私たちの事業が出てきているわけですね。補助率にしましても2分の1を3分の2ということでしょう。

まだ課長答弁では、これから詰めるんだ、どうなんだということではありますが、事業費としては説明によりますと、今までの20数億とこの衛生管理型の10億をあわせて30数億の総事業費になると、こういうふうに考えればいいんですか。

**○南田敏朗水産商工課長** 事業量そのものはこれまでと変わっておりませんので、それにプラス衛生管理型荷捌き所ということでございますので、基本的な考え方は、そのように私どもも考えているところでございます。

**○17番立石幸徳議員** そこで、要は地元負担金なんです。要はそういった大きな事業がですね、来ることは非常に歓迎しますけど、本市は午前中にもありましたように、いろいろな財政面の対応がどうなるのかということもありますので、こういった計画を早急におくれることなく詰めをしていていただきたいと思えます。

この水産関係の中ではですね、最後に意見として申し上げておきたいのは、実はこの海洋生物資源の規制というのは、昨年10月名古屋市で大きな会議が、環境関係のCOP10という、名古屋での会議がございました。そこで海洋資源海区をこれから10%を保護区とすると。つまり、海洋資源をみだりにこれからはとれなくしようということが昨年10月の名古屋のあの環境会議で決議されたわけです。そういったものを背景にして、既に環境省のほうでも、この海洋生物資源、カツオに限らずですね、いろんな魚を今後はきちんと保護管理して、漁業、水産業をやっていくようにしようということは規定路線ですので、そういった本市も水産の町であるのであれば、大きな国際的な流れ、それから日本の国内の規制、そういったものをきちっと踏まえて対応をしていただきたいと思えます。

次の質問項目に入っていきます。

環境問題ですが、最近ですね、市内の美初地区から木原、そして岩戸、新町へと流れております尻無川におきまして、2月下旬、数日にわたりまして5匹ほどの大ウナギが死んでいたと。それを発見した周辺住民が、県の保健所、あるいは市当局に連絡をし、死因等を県の調査機関に調査をしてもらったということでもあります。

まず、この件の経過、事実関係につきまして報告していただきたいと思います。特に、県の試験場、調査機関で死因を調べたということですが、この死因は何だったのかですね、お答えいただきたいと思います。

**○依積田寿博市民生活課長** 平成23年2月22日に地域住民より、尻無川の園田橋付近で大ウナギが死んでいるという通報がありまして、早速現地調査を実施しました。大ウナギの死骸状況につきまして、地域住民からの聞き取りによりますと、2月の19日土曜日から2月22日にかけて5匹ほど死んでいたということでありました。

死因につきまして、早速一匹の大ウナギを鹿児島県水産技術開発センターへ調査を依頼しましたが、その調査結果によりますと、原因となる病気や細菌、寄生虫は見受けられなかったとの報告であります。さらに大ウナギが死んでいる箇所、河川水も採取し、水質検査も検査機関へ依頼いたしましたが、その検査結果については、異常等は見受けられませんでした。大ウナギの死因も検査結果や水質検査結果につきましては、加世田保健所にも通知を行って原因等について究明していただくようお願いしているところでございます。

**○17番立石幸徳議員** その試験場に大ウナギを持ち込んだといひましようか、持っていった日は、期日はいつなんですか。

**○依積田寿博市民生活課長** 地域住民から通報をいただきました2月22日に、川よりウナギの死骸を持って、そのまま直接指宿の水産技術開発センターのほうへ調査を依頼したところであります。

**○17番立石幸徳議員** 生き物が死んで死因がわからないということは、私は非常に不思議でならぬのですよね。しかも、5匹ほどの同種の魚類がですね、死んでいてわからんと。

その後、実は木原地域住民という差出人といひましようか、木原地域住民がですね、平成23年2月23日、試験場に行った明るる日に、こういった文書を作成してございます。ちょっと読み上げたいと思います。

悪臭と汚水の垂れ流しの防止対策、水質や空気の汚染問題で深刻さを考えたときに、住民の健康や生活環境へ及ぼす影響があります。安全で安心できる暮らしを求めている私たちは、畜産物の排泄物の未処理による河川への垂れ流しや、地下浸透などのため、先日、川に潜む生物、観賞用の大ウナギが全滅をしました。このような環境では、蛍や小魚の正常な生態系は望まれないと思うので、養豚の生産減少と、浄化処理施設の適合理化を要請したい。川底に付着している排泄物（ふん尿）の除去も要請、以前の水生物が住めるきれいな尻無川によみがえらせるよう要請します。という、チラシができております。

これはどうかたちで配布といひましようか、出回ったか私は知りません。たまたまこの文書を見かけただけなんです、明らかにこの地域住民は、この尻無川のいろんな汚染について、畜産物の排泄物の未処理ということ念頭に置かれていますよね。そこで昨年、あるいは本年もそうなんです、議会でもたびたび問題になっている尻無川上流にある養豚場。養豚施設の今回の1件への関連というのは、全然ないのかどうなのか、その点についての当局の認識をお聞かせいただきたいと思います。

**○依積田寿博市民生活課長** 尻無川上流にあります畜産施設でございますけれども、通報がありました23年2月22日におきまして、農場の排水の水質検査も現地調査もし、なおかつ放流水も水質検査を行った結果でございますけれども、それにつきましても異常は見受けられませんでした。そのほかにも、かねてより養豚場における汚水・ふん尿等の汚水処理につきましては、排水処理施設で処理されて基準値内で放流するように、現地指導等や年2回以上の水質検査を行いながら、垂れ流し等のそういうことがないように逐次、随時、現地指導や指導等を行っているところでございます。

**○17番立石幸徳議員** 尻無川の川沿いにですね、周辺住民の方々が小さな看板の中に「蛍やウ

ナギが住める川に」ということを書いて、ところどころに掲げております。まさしくこのウナギが住める川じゃないわけですよ。死因もわからんということですが、私はその死因がわからんというような話自体が信じられないんですよ。生き物が死ぬわけですから。

そのことをこの場で時間を費やす気はありませんが、本市には枕崎市の河川をきれいにする条例というものを持っております。これはある意味で、全国的にもユニークな条例になっておりまして、私自身もこの条例に非常に深くかかわった記憶がありますので、この枕崎市の河川をきれいにする条例、これは単なる飾りなのかと、そんな気がしてならないんですよ。この条例第8条、何人もみだりに廃棄物を河川に捨ててはならない。あるいは、第12条、家畜等、ふん尿の適正処理。家畜等の動物を飼養するものは、動物のふん尿が河川及び公共用水路に流出しないよう努めなければならない。途中、ちょっと省きましたけれども、しかし全然こういった条例がきちっと本市の河川に適用されていない。実際、川底にふん尿の未処理の部分がヘドロとしてくっついて付着しているというわけでしょう。ですからこの河川条例がですね、単なる飾りじゃなくて、もうちょっときちっと条例として機能を発揮するような対応というのがなければいけないと思うんですよ。

そういった点で担当課のほうでは、この条例についてどういった見解をお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○依積田寿博市民生活課長** 枕崎市の河川をきれいにする条例につきましては、環境基本法や水質汚濁防止法におきます水質汚濁に係る環境基準という規制基準等がございますけれども、それに準じたかたちでの水質保全目標値を照らして、河川等におきまして水質検査を実施しながら河川の水質浄化に努めているわけがございますが、河川をきれいにする条例につきましては、今、申しました水質保全目標値の規定や事業所の責務等を定めているわけがございますが、この条例等につきましては、罰則等の規程は設けていないわけがございます。そして、本市の場合につきましては、枕崎市民の環境を守る条例におきまして、指定工場等に関する規制及び公害防止、さらに事業上の管理義務といったことについて定めておりまして、これに基づきまして、事業所等の指導勧告及び命令等を行うようになっております。これらの規定による違反等があった場合におきましては、罰則規定を設けておりまして、これでこの環境を守る条例に基づきながら両方合わせたかたちでの水質浄化等に努めてまいりたいというふうに考えているところです。

**○17番立石幸徳議員** 今、私、課長説明を聞いてですね、あることわざを思い出したんですよ。「木を見て森を見ず」という言葉がありますけれどもね、その水質保全目標値とか何とかはクリアしていますよといったって、現に、そこに住んでいるウナギが死ぬわけでしょう。そりゃあ目標値はクリアしていますよといったって、死んだら目標値どころじゃないですよ。この辺のものをですね、きちっと押さえないと、条例はあるけど本市の川がきれいになるどころか、生き物が死んでいくんですよと、そんな川ですよということですよ。もうちょっと、きちっとした真剣な取り組みをお願いして、最後の質問項目に入らせていただきます。

これは午前中に若干ありましたけど、買い物弱者対策であります。昨年の12月の10日に経済産業省のほうで、高齢化が急速に進むこの我が国における買い物弱者を支えていくためにというマニュアルをホームページで発表してございます。

経済産業省がですね、まず買い物弱者というのをどういうふうに定義しているかということ、住んでいる地域で、日常の買い物をしたり、生活に必要なサービスを受けたりするのに困難を感じる人たち。この方々が経済産業省の調査によると、高齢の方を中心に全国で約600万人いるということになっております。

午前中も若干、企画課長のほうから施政方針を踏まえた答弁がありましたけど、この本市の買い物弱者というのは、一体何名ぐらいいるというふうに類推をされているのかですね。それから経済産業省のマニュアルにある買い物弱者を応援する3つの方法。1つが、店をつくること。2

つ目が、家まで商品を届ける。3番目に、人々、住民が出かけやすくするという大きな柱の下に経済産業省は、この買い物弱者の支援を打ち出しております。この点について、午前中も幾らかは説明がありましたけど、本市の買い物弱者は何名ぐらいいると。そしてこの解決策のため協議会を設置するという事じゃなくて、どういったことが一番適切な対策になるというふうに考えているのか、お答えいただきたいと思います。

**○山口英雄企画調整課長** まず、第1点の買い物弱者は何人かということでございますけれども、午前中アンケートの関係で御答弁申し上げましたけれども、一応私どもとしましては、交通弱者の実態とニーズを把握するという事で、昨年末、枕崎校区以外に居住する70歳以上の方、1,000名を対象にアンケートをとっております。（「アンケートじゃなくて実態を教えてください」と言う者あり）その結果ですね、それが枕崎校区以外で対象者が3,000名いらっしゃいましたけど、そのうち1,000名を対象としてアンケートしたところ、15%程度が公共交通機関を利用されているといった割合になっておりました。そういったことで、15%程度が公共交通に頼っている状況であるといったことでございます。

それから対策につきまして、今、経済産業省が出しております買い物弱者対策として3つほどのパターンが示されておりますけれども、本市におきましては、コンパクトシティと合わせた市街地への誘導を促すといったこと。それからアンケートの結果、高齢者の利用実態として、医療機関への通院といったものもございますので、そこら辺もカバーするという事で、バスあるいはタクシー等を含めた交通体系の整備といったことで進めていきたいというふうに考えております。

**○依積田義信議長** 時間です。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時22分 散会

# 本 会 議 第 3 日

(平成23年3月8日)

平成23年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第3号）

平成23年3月8日 午前9時29分開議

日程 番号	件 名
1	一 般 質 問 米 倉 輝 子 議員（80ページ～82ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員  
3 番 板 敷 作 廣 議員  
5 番 村 上 ミ エ 議員  
  
9 番 畠 野 宏 之 議員  
11番 沖 園 強 議員  
13番 中 原 重 信 議員  
15番 園 田 武 夫 議員  
17番 立 石 幸 徳 議員

2 番 牧 信 利 議員  
4 番 茅 野 勲 議員  
6 番 今 門 求 議員  
8 番 板 敷 重 信 議員  
10番 米 倉 輝 子 議員  
12番 豊 留 榮 子 議員  
14番 佐 藤 公 建 議員  
16番 新屋敷 幸 隆 議員  
18番 上 釜 い ほ 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長  
橋之口 寛 書記  
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記  
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長  
永 留 秀 一 総務課長  
南 田 敏 朗 水産商工課長  
今給黎 力 財政課長  
松野下 祥 一 建設課長  
今給黎 和 男 健康課長  
迫 野 豪 水道課長  
中 村 責 郎 農委事務局長兼農振係長  
俵積田 清 文 財政課参事兼財産管理係長  
山 口 英 夫 教育長  
日 高 孝 学校教育課長  
天 達 章 吾 文化課長  
今給黎 龍 浪 給食センター所長  
四 元 幸 一 監査委員事務局長  
籠 原 均 会計管理者兼会計課長

地頭所 恵 副市長  
山 口 英 雄 企画調整課長  
俵積田 寿 博 市民生活課長  
白 澤 芳 輝 福祉課長  
真 茅 学 農政課長  
西之原 修 税務課長  
茶 屋 盛 忠 下水道課長  
園 田 勝 美 市立病院事務長  
揚 村 芳 江 健康課参事  
三 島 洋 台 教育委員会総務課長  
佐 藤 祐 司 生涯学習課長  
春 田 浩 志 保健体育課長  
田野尻 武 志 監査委員  
児 玉 義 孝 選管事務局長  
東中川 徹 行政係長

午前9時29分 開議

○**依積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御承知おき願います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

米倉輝子議員。

[米倉輝子議員 登壇]

○**10番米倉輝子議員** 皆様おはようございます。

今回の最後の質問者になりました。最後までよろしく願いいたします。

今の日本の状況を思うとき、私たちは真の民主主義とは何かと今まで真剣に考えるときがあったのだろうかと思うときがあります。歴史を振り返ると、江戸幕府による鎖国が続いていた中、19世紀半ば、1853年黒船がやって来ました。そして開国となり、明治と時代は移ります。文明開化の鐘が鳴ると言われ、かたちの上で西洋の民主主義を取り入れ、大正、昭和へと進み、領土と石油資源を求めて戦争へ。敗戦後、アメリカの統治下に置かれ、民主主義の教育を受けるようになりました。このように、自分たちから立ち上がって築いた民主主義ではなく、外部からの力ででき上がってきた日本の民主主義ではなかったのでしょうか。この戦後60年間、欧州の民主主義は長い間、市民が立ち上がって築いた民主主義であります。男女共同参画社会が定着しつつある今日、やっと真の民主主義とは何かと国民が大きく目を開いてきたのではないのでしょうか。日本人による民主主義を求め、民主党が生まれたと言っても過言ではないでしょう。一歩前進、二歩後退かもしれませんが、日本人による真の民主主義を求めて頑張りたいと思います。

そこで私も、学校給食センターの市単独を市民の皆様に声かけ、一緒になって署名運動を起こしました。その結果、大勢の市民の方々が署名に御協力してくださいました。市民の皆様のお力が市政を動かしました。そこで、市民の方からの声です。昨日の牧議員の質問と多々重なる点があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

学校給食センターについてでございます。民間委託になった場合の雇用について、民間委託先が雇用を外部から連れて来るのではないかと心配の声がありましたので、その件につき、契約の基本的方針である要求水準書には、雇用のことをどのように明記されているのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** ただいまお尋ねの要求水準書にどのように明記されているのか、という点につきましては、私まだその要求水準書なるものを目にしておりませんので、ただ、基本的な方針として、現在7名の方に給食センターで勤務いただいておりますが、その人たちについては、継続雇用をお願いをしていくつもりであります。

○**今給黎龍浪給食センター所長** 要求水準書の中には、そのことはどういう職責の人が配置されるかということはどうもありますが、募集要項の中の提案書を各業者がつくるようになっておりますので、提案書の作成の中のところを求めるようになっております。本市経済及び雇用の貢献についてというところでもございまして、地元雇用について、その人数及び採用計画を具体的に示してくださいということと、現在、本市の学校給食調理・配送業務に従事している非正規職員の採用に対する考え方を具体的に示してください。それと、現場責任者等の幹部職員に今後、地元労働者の登用等の考え方があれば、具体的に示してください。こういう条項を提案書で求めていますので、その内容の中で十分把握ができるものと考えております。

○**10番米倉輝子議員** それでは、昨日牧議員が質問しておられましたように、労働基準法に偽装の請負ではないかとの、そういうこともありました。それでは労務管理士の独立とか業務管理士の独立とか、こういう要件は満たしているということになるんですね。

○**今給黎龍浪給食センター所長** 業務の独立ということで、事業者みずから従事者を指示して作

業等をするということでありまして、市のほうが示すのはあくまでも目安ということで、労働基準法に抵触するものではないと認識をしております。

○10番米倉輝子議員 よかったです。また750食以上をつくる企業じゃないとだめということでしたら、市外からの方だと思っておりますので。また、地元の人を使ったほうが使う人も、交通費とかいろんな面でデメリットがあると思いますので、ぜひ、目安の要望書で了ということだったということですので、大変ありがたいと思っております。地元の方は雇用がという心配が大変多かったように耳に入りましたので、ぜひ、そのように、また、市長のほうからも現在の7名の方の継続を、気持ちはいっぱいそういう気持だということでしたので、よろしく願いいたします。

それから、食材についてでございます。食材の調達について、学校管理栄養士が献立をつくるわけですよね。そしたら、食材も全部、学校管理栄養士が調達するのでしょうか。

○今給黎龍浪給食センター所長 献立の作成については、栄養教諭のほうが献立を作成しまして、それに必要な食材等については、市のほうで栄養教諭のほうが業者に発注をして受け取るということになります。現在、市内17業者、市外15業者の32業者を指定して給食物資の調達を行っておりますが、委託されましてもこういった方式に変わることはございません。

○10番米倉輝子議員 じゃあ、今までどおりと理解いたします。そして、2月の18日のお知らせ版に直売所へ農産物出荷を希望される方を募集という項目で出ておりました。ちょっと読み上げさせていただきます。「市では地産地消の推進の取り組みとして、生産者と消費者の交流活動の実施、直売所等における地場産物の利用促進、学校給食への地場産物の利用促進、情報提供などの実施を行っています。その取り組みの一環として、市内直売所への農産物の出荷を希望される農家の募集を行います」と書いてあります。市内直売所は幾つあって、どこにあるのでしょうか。どこどこに。

○今給黎龍浪給食センター所長 そのお知らせ版のことでございますが、農政サイドと連携を深めておりまして、地産地消の一環として平成21年度から指定業者でありますAコープ立神店で直売を行っている市内の生産者グループと提携して、野菜、果物等の給食物資を納入していただいておりますが、そのことをまた拡大したいということで、お知らせ版に掲載したものと理解しております。

直売店の数等については、こちらで把握しておりませんので、農政のほうから回答していただいたらと思っております。

○真茅学農政課長 今、委員が読まれたのは、農政課のほうで出したのでございますけれども、現在、そういう直売活動をやっている農家グループが3グループございます。ほかの店舗等でも、そういう取り組みをやりたいというそういう要望等もあるものですから、それを何とか拡大できないものだろうかということで、広く農家の方もそうですけれども、一般の市民の方でもそういう家庭菜園等で野菜等をつくっておられる方がおれば、そういう方の募集を受けてですね、また何かそういうグループをつくって、そういう地産地消、直売のですね、拡大を図っていききたいということで出したところでございます。

○10番米倉輝子議員 とてもすばらしいことだと思います。現在のところは立神のAコープだけということで、あと2店舗というか2カ所の市内の直売所ということで、募集もかけられたと理解したいと思っておりますが、あとの2カ所はやはりAコープ関係の直売所となるわけでしょうか。

○真茅学農政課長 今、取り組んでいる直売所につきましては、Aコープが2店舗、それとクッキーでございます。

○10番米倉輝子議員 ありがとうございます。早合点しました。

Aコープが2店舗とクッキー。では、その学校給食への地場産物の利用・促進とありますが、どのぐらい今まで学校給食センターのほうに地場のものを買っていらっしやったのでしょうか。

○今給黎龍浪給食センター所長 Aコープ立神店を窓口とします取り扱い実績としまして、平成21年度では5品目、1,212キロ、39万4,000円でした。今年は12月末現在で15品目、1,700キロ、金額で52万3,000円というふうに今、拡大の傾向で進んでいるところでございます。また、お茶等もですね、パンに入れたりということで、22年度からお茶の利用も進めているところであります。

○10番米倉輝子議員 野菜と果物が主になっているように聞こえましたけども、肉とか、枕崎産はとて豚肉もいいのがあります。鳥とか、こういうのはどのようにしておられますか。

○今給黎龍浪給食センター所長 地元で生産加工されておりますものをですね、カツオの製品とか豆腐類とか肉、そういうものは大半が地元産を使っているところです。今申し上げたのは、地産地消ということで、その農産物を生産するグループとの取り扱いでありまして、肉とかその他地元の市場を通じて業者の納める野菜類、そういったものについては、今までの扱いということで、全体の2割以上をですね、地元枕崎産を使っているところでございます。

○10番米倉輝子議員 全体の2割以上と言われましたけども、2カ所とそして、そういうお肉とかお豆腐とか、そういうのは1回の給食をつくるのには、全部賄える量でございませうか。

○今給黎龍浪給食センター所長 肉類、豆腐、そういったものについては、地元で1社ですね、十分賄える量でございませう。

○10番米倉輝子議員 じゃああの、何かその出品するというか、それには何か条件があるんでしょうか。やはり、子供の食を預かる食材ですので、何か条件がありましたら、教えていただきたいです。

○今給黎龍浪給食センター所長 給食センターへ食材を納入する場合は、前年度ですね、ちょうど2月に終わりましたが、給食センター運営委員会という組織に申請を毎年上げてもらいまして、それを審査してですね、指定業者としてその業者しか指定ができない。また、その中で検便をしているとかですね、そして、野菜類等については、規格があります。大きさとかですね。大きい小さいのまざってきても、時間内にこちらが調理できませんので規格を定めて、そういった納入ができる業者ということでですね、しております。検便等もしながら、より安全・安心な食材を納めてもらうような仕組みになっているところであります。

○10番米倉輝子議員 ぜひ、そのようにしていただきたいと思っております。そして、その出荷を希望されている方は、ちょっと今、何名ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○真茅学農政課長 募集した件じゃないかと思っておりますけど、現在、今出したばかりでございまして、そういう申し出はまだ来てない、まだ掌握してないところでございませう。

それと、先ほどの直売所の件で、私はちょっと答弁が間違っておりましたので、訂正させていただきますけれども、3店舗と言いましたけども、その3店舗のほかにも国道沿いにですね、農家のグループの方が2店舗ですか、出しております。それとまた、地場産業等でも一部の農家の方々がそういうのを出しておる状況でございませう。

○今給黎龍浪給食センター所長 現在、Aコープ立神店を窓口として桜馬場地区ですね、その農産物生産出荷協議会という組織が生産をしているわけですけど、20数名、30名は確かまだいなかったと思っております。

○10番米倉輝子議員 とていいことだと思います。地元の人も地産地消で、そして安全なものを子供たちに提供したいという、また、市民にも提供したいという気持ちが大変高いと思っておりますので、ぜひ、このようにいろんな条件を満たす農家の方々を一カ所でも多く募集なさって、地産地消として使っていただきたいと思っております。

早いですが、これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○依積田義信議長 これをもって一般質問を終結いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 9 時 49 分 散会

# 本 会 議 第 4 日

(平成23年3月18日)

平成23年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第4号）

平成23年3月18日 午後2時29分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		総務委員会副委員長の互選結果報告について	
2	17	枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務
3	18	枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
4	19	南薩広域市町村圏協議会の廃止に伴う公の施設の使用料に係る関係条例の整理に関する条例の制定について	〃
5	25	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	〃
6	24	公の施設の指定管理者の指定について	産 建
7	20	公の施設の指定管理者の指定について	文 厚
8	21	公の施設の指定管理者の指定について	〃
9	22	公の施設の指定管理者の指定について	〃
10	23	公の施設の指定管理者の指定について	〃
11	3	平成22年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）	予 特
12	4	平成22年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
13	5	平成22年度枕崎市老人保健特別会計補正予算（第2号）	〃
14	6	平成22年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
15	7	平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	〃
16	8	平成22年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）	〃

17	9	平成22年度枕崎市水道事業会計補正予算（第3号）	予 特
18	27	東北地方太平洋沖地震に関する決議	

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員  
3 番 板 敷 作 廣 議員  
5 番 村 上 ミ エ 議員  
  
9 番 畠 野 宏 之 議員  
  
13番 中 原 重 信 議員  
15番 園 田 武 夫 議員  
17番 立 石 幸 徳 議員

2 番 牧 信 利 議員  
4 番 茅 野 勲 議員  
6 番 今 門 求 議員  
8 番 板 敷 重 信 議員  
10番 米 倉 輝 子 議員  
12番 豊 留 榮 子 議員  
14番 佐 藤 公 建 議員  
16番 新屋敷 幸 隆 議員  
18番 上 釜 い ほ 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

11番 沖 園 強 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長  
橋之口 寛 書記  
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記  
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長  
永 留 秀 一 総務課長  
南 田 敏 朗 水産商工課長  
今給黎 力 財政課長  
松野下 祥 一 建設課長  
今給黎 和 男 健康課長  
迫 野 豪 水道課長  
中 村 責 郎 農委事務局長兼農振係長  
俵積田 清 文 財政課参事兼財産管理係長  
山 口 英 夫 教育長  
日 高 孝 学校教育課長  
天 達 章 吾 文化課長  
今給黎 龍 浪 給食センター所長  
四 元 幸 一 監査委員事務局長  
籠 原 均 会計管理者兼会計課長

地頭所 恵 副市長  
山 口 英 雄 企画調整課長  
俵積田 寿 博 市民生活課長  
白 澤 芳 輝 福祉課長  
真 茅 学 農政課長  
西之原 修 税務課長  
茶 屋 盛 忠 下水道課長  
園 田 勝 美 市立病院事務長  
揚 村 芳 江 健康課参事  
三 島 洋 台 教育委員会総務課長  
佐 藤 祐 司 生涯学習課長  
春 田 浩 志 保健体育課長  
田野尻 武 志 監査委員  
児 玉 義 孝 選管事務局長  
東中川 徹 行政係長

午後 2 時 29 分 再開

○依積田義信議長 ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第 1 号総務委員会副委員長の互選結果報告についてでございますが、総務委員会から欠員となっております総務委員会副委員長に沖園強議員を選任した旨、報告がありましたので御報告いたします。

日程第 2 号から第 5 号までの 4 件を一括議題といたします。

総務委員長に、報告を求めます。

[牧信利総務委員長 登壇]

○牧信利総務委員長 ただいま議題となりました日程第 2 号から日程第 5 号までの 4 件について、総務委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

なお、委員会は議案審査に先立ち、原村且元議員の辞職に伴い、空席となりました副委員長の選任を行い、沖園強委員を副委員長に選出しました。

まず、日程第 2 号枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、職員の勤務時間について、国家公務員に準じて 1 週間当たり 38 時間 45 分にするとともに、それに伴う関係条例の条文整理を行うほか、条文の整備をしようとするものであります。

この改正案は、1 週間当たりの勤務時間を 40 時間から 38 時間 45 分に改正し、第 3 条において 1 日当たりの勤務時間を 8 時間から 7 時間 45 分にしようとするものであります。

休憩時間については、従来の 45 分から 1 時間に 15 分間長くし、休憩時間については、従来 1 日 30 分あったものを廃止して、1 日の勤務時間を全体として 15 分間短くし、実際の執務時間を午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までということで、従来と変わりはないとのことであります。

現行の休憩と休息の違いについて尋ねましたところ、従来の規定はまとまった 15 分間という休息のとり方が、現状と合わないということで、今後は長くならないお茶の時間、トイレ休息の確保はしていくとのことです。

これに対して、喫煙時間だけは一緒に休息をとるようなかたちにしてほしいとの強い要望が出され、これに対し当局としては、確かに市民の感情面では批判もあるが、一定の時間を決めてというかたちになると、休憩時間、休憩時間の設定が必要となり、勤務時間という考え方からすると難しい面がある。ただ、市民の意見もあるので、職員に対しては、勤務時間途中の喫煙については、抑えていくような要請をしていきたいとの考えが示されました。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第 3 号枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、管理職手当について、管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、国家公務員に準じて定額化を図るとともに、本市の厳しい財政状況を考慮し、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間、職員の給料月額を減額しようとするものであります。

管理職手当の定額化に関しては、職務・職責に応じた手当なら同じ額にすべきというのが、定額化の趣旨であるとのことであります。

また、職員給与についての自治法上の規定についてただしたところ、自治法の 204 条の 3 項給料、手当、旅費の額並びにその支給方法は条例で定めなければならないとなっているが、その額について基本的な部分を条例で定め、その範囲内で規則に委任しているということで抵触はしない。他市、県、法律関係もそうになっている。給与制度については、国に準じるという基本的な考え方があるので、国家公務員に準じて上限の率を条例で定めていきたいとの見解が述べられまし

た。

次に、職員の給料月額の特減については、1級から7級までの職員の給料について、それぞれ100分の2から100分の7までの率を減額して、平成23年度の1年間カットしようとするものがあります。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号南薩広域市町村圏協議会の廃止に伴う公の施設の使用料に係る関係条例の整理に関する条例の制定について申し上げます。

この条例は、南薩広域市町村圏協議会が本年3月31日をもって廃止されることに伴い、この協議会を構成していた団体の住民が本市の公の施設を利用する場合の使用料について、引き続き本市住民と同額にするため、関係条例の整理をしようとするものであります。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について申し上げます。

これは別府上手地区の辺地の解消を図るための整備計画に消防施設整備を追加するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

具体的には、別府上手地区の松崎に防火水槽50立米型を設置するものであるとのことです。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第2号から第5号までの4件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号、第18号、第19号及び第25号の4件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号を議題といたします。

産業建設委員長に報告を求めます。

[園田武夫産業建設委員長 登壇]

○**園田武夫産業建設委員長** ただいま議題となりました、日程第6号公の施設の指定管理者の指定（枕崎市クリーン堆肥センター）の1件について、産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

枕崎市クリーン堆肥センターの指定管理者については、今まで南さつま農協にお願いしていましたが、平成23年3月末で期限となることから、引き続き南さつま農協に指定管理者としてお願いするものであります。

その理由としては、長い間の技術的なノウハウの蓄積、またクリーン堆肥センターについては、農協自身も投資していることや土地等も農協の土地を一部借りている状況にあることなどによるものであります。

まず、指定管理者を指定するに当たって、農協と協定書を結んでいるが、平成19年に脱臭装置が故障したとき、速やかな対応がなされておらず、軽々に扱ってきたことに対し、憤りを感じる。果たして、今後も協定書の実効性がこのままで果たされるものか、大変疑問であるといった意見がありました。

これに対し、当局としては、これまで協定書の履行が十分な運用がなされず、不備があったこ

とに対し深く反省するとともに、今後は協定書どおり、誠実かつ迅速に対処できるようにするとともに、農協に対しても改善計画に沿って、悪臭の軽減対策の徹底に努めていきたいということでもあります。

そのほか、この悪臭問題に関し、委員から、畜産農家に対しても農家自体が一部でも処理できるような体制を指導し、臭気が少しでも軽減されるような対策に取り組んでいくよう、要望がありました。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第6号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号から第10号までの4件を一括議題といたします。

文教厚生委員長に、報告を求めます。

[佐藤公建文教厚生委員長 登壇]

○**佐藤公建文教厚生委員長** ただいま議題となりました日程第7号から日程第10号までの4件について、文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、日程第7号公の施設の指定管理者の指定については、枕崎市社会福祉協議会を枕崎市福祉会館の指定管理者として指定するものでありますが、その理由として、社会福祉法人枕崎市社会福祉協議会は、昭和33年5月13日設立、昭和45年1月8日社会福祉法人として認可を受けている公共的団体であり、地域福祉を推進する中核的団体として、本市住民の福祉のための役割を十分に果たしている団体であることから、引き続きお願いしたいということでもあります。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号公の施設の指定管理者の指定については、高見町公民館を上釜会館の指定管理者として指定するものでありますが、引き続き5年間延長してお願いしたいとのことでもあります。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号公の施設の指定管理者の指定については、火之神公民館を火之神会館の指定管理者として指定するものでありますが、その理由として、火之神公民館から引き続き受託したいとの要望があったことと、平成18年度から指定管理者として指定されてきており、今後も火之神自治公民館の集会所として利用されていく予定であること等を総合的に判断したものであり、引き続きお願いしたいとのことでもあります。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第10号公の施設の指定管理者の指定については、社団法人枕崎市シルバー人材センターをサン・フレッシュ枕崎の指定管理者として指定するものでありますが、その理由として、シルバー人材センターより引き続き受託したいとの要望があったことと、平成9年の開館以来、運営を委託してきており、指定管理者としても平成18年度から5年間経過し、管理や運営については、これまでの実績から適任者であること等を総合的に判断したもので、引き続きお願いしたいとのことでもあります。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。  
お諮りいたします。

日程第7号から第10号までの4件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号から第23号までの4件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11号から第17号までの7件を一括議題といたします。

予算特別委員長に、報告を求めます。

[板敷重信予算特別委員長 登壇]

○**板敷重信予算特別委員長** ただいま議題となりました日程第11号から第17号までの7件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会は、委員長に板敷重信、副委員長に園田武夫委員を選任いたしました。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので御参照願います。

委員長報告では主な点のみ申し上げます。

まず、日程第11号平成22年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億3,140万円を追加し、予算総額を107億6,820万円にしようとするもので、当初予算額より15.0%の伸びとなります。

繰越明許費の補正は、畜産基盤再編総合整備事業ほか2事業を追加し、住民生活に光をそそぐ交付金事業の1事業及びきめ細かな交付金事業の4事業を変更するものであります。

債務負担行為の補正は、学校給食センターの建設事業を変更するものであります。

地方債の補正については、事業費等の変更に伴うものであります。

補正予算の主なものは、一般職退職手当、財政調整基金積立、国民健康保険特別会計への繰出金、市立病院負担金、教師用指導書等購入などであります。

以上の財源として、地方交付税2億4,570万5,000円、諸収入4,261万7,000円、地方消費税交付金1,200万円、財産収入694万7,000円、繰入金445万2,000円、利子割交付金240万円、寄附金128万円、株式等譲渡所得割交付金ほか93万2,000円の増と市税4,190万円、県支出金1,670万2,000円、国庫支出金1,583万円、市債820万円、分担金及び負担金230万1,000円の減で措置したとのことです。

まず民生費中、児童福祉施設併設型民間児童館事業は、別府児童館を対象として2事業を行っているもので、国・県・市それぞれ3分の1ずつの補助事業であるということですが、今回これらの事業の基準額の割合が変更になったため、30万9,000円を増額するということとなります。

次に農林水産業費中、農業振興費に関し、昨年12月からことし1月末にかけての雪害、寒害の救済にあたっては実際の被害の情報収集に努め、具体的な調査を行い、対策に漏れのないよう取り組んでいくよう要望がありました。

次に繰越明許費中、畜産基盤再編総合整備事業に関し、この施設は総事業費1億4,862万6,000円で、大塚北町の飼料畑を造成し、牛舎やそのふん尿処理のための附帯施設を建設しようとするものです。

今回の繰越明許の理由については、当初、昨年11月に工事着工し、本年3月末までに完成予定であったが、開発行為届け出の調整にあたり、河川下流域への環境等を考慮するため、施設内の設計変更等が生じ、年度内完成が難しくなったためであるということでもあります。

委員から、最近、悪臭問題などで環境面の問題が上がっているが、今回の施設は周囲には学校施設もある中で、将来的に問題はないかただしましたところ、開発行為の届け出が平成22年9月16日に出された時点で、牛舎等のほか、場内から雨水とともに側溝に直接ふん尿が流れ込まないように、ためますをつくるよう指導していること。また平成22年9月15日までに施設の隣接者6名から同意書をもらい、またこれまでの教訓から、今回は地元公民館からも同意をもらっていること、さらに事業者と公民館との間で公害防止協定を結び、環境問題には最善の注意を払っていく計画であるということでもあります。

これに対し、委員から、この類の施設は年数が経つと特に悪臭など拡散する可能性があるので、農家への悪臭対策の徹底した指導とあわせて、隣接する公民館のみならず、周辺の公民館からも同意を取るなどの対応を図り、周辺への影響が出ないように十分配慮していくよう要望がありました。

また、この問題では、一方では本市の産業振興と環境対策という面からのバランスをどのようにしていくべきかが課題であるので、庁内連携のためのガイドラインをつくるなど、生産意欲につながるような取り組みを今後検討していくよう要望がありました。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第12号平成22年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び日程第13号平成22年度枕崎市老人保健特別会計補正予算（第2号）について、申し上げます。

この2件は関連がありますので、一括議題として審査を行いました。

まず、日程第11号平成22年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ4,809万6,000円を追加し、予算総額を41億6,916万1,000円にしようとするもので、当初予算より8.23%の伸びとなります。

歳出の主なものは、退職被保険者等療養給付費1,500万円、退職被保険者等療養費30万円、退職被保険者等高額療養費300万円、高額医療費拠出金710万5,000円、保険財政共同安定化事業拠出金1,885万4,000円、一般被保険者保険税還付金70万円、償還金313万7,000円の増額であります。

以上の財源として、国庫支出金2,451万3,000円、療養給付費等交付金1,830万円及び繰入金528万3,000円の増で措置したとのことでもあります。

次に、日程第12号平成22年度枕崎市老人保健特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ413万3,000円を追加し、予算総額を728万円にしようとするもので、当初予算より211.24%の伸びとなります。

歳出の主なものは、一般管理費9万8,000円、一般会計繰出金527万1,000円の増額と医療給付費53万円、医療費支給費70万円、審査支払手数料6,000円の減額であります。

以上の財源として、第三者納付金412万1,000円、返納金1万2,000円の増で措置したとのことでもあります。

保険財政共同安定化事業の拠出金ベースの伸びについては、本市で4.6%、県全体で5.1%程度の伸びとなっているという説明がありました。

以上の2件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第14号平成22年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ258万5,000円を減額し、総額を21億6,442万3,000円にしようとするもので、当初予算額より約5.1%の伸びとなっています。

補正の内容は、南薩介護保険事務組合負担金258万5,000円の減額、地域密着型介護サービス給付費712万4,000円の減額、及び居宅介護サービス計画給付費712万4,000円の増であります。

以上の財源として、繰入金258万5,000円の減で措置したとのことであります。

地域密着型介護サービス給付費の減については、グループホームのサービス開始が当初の予定よりおくれるということで、居宅介護サービス計画給付費の増に見合う分だけを財源確保分として減額をお願いしてあるとのことであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第15号平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、申し上げます。

今回の補正は、331万3,000円を減額し、総額を8億7,852万9,000円にしようとするものであります。

債務負担行為の補正は、枕崎終末処理場水処理設備工事の協定変更に伴うもので、2,800万円の減額であります。

地方債の補正は、資本費平準化債の変更に伴うもので、50万円の増額であります。

補正予算の主な内容は、改築更新事業の効果等による需用費及び公債費の借入利率の変更等に伴うもので、処理施設費で200万円の減、公債費の元金が12万1,000円の減、公債費の利子が119万2,000円の減であります。

以上の財源として、繰越金1,445万8,000円、諸収入142万6,000円及び事業債50万円の増と事業収入560万円、分担金及び負担金100万円及び繰入金1,309万7,000円の減で措置したとのことであります。

下水道区域外接続協力金は、供用開始区域内外、道路を挟んで境界がありますが、その区域外一筆までは取り付け管も設置しており、接続できる状況にありますので、その区域外一筆目の方が利用とすることで、負担金と同じ協力金というかたちで負担をいただいているということです。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第16号平成22年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）について、申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、一般会計負担金の増に伴い、医業収益を3,629万4,000円追加し、収益的収支において非常勤医師報償費の増に伴い、医業費を291万3,000円追加しようとするもので、補正後の収支額は総収益5億6,828万円に対し、総費用は5億5,821万4,000円となり、1,006万6,000円の純利益となる見込みであります。

資本的収入においては、病棟建替事業費の減、及び鹿児島県医療施設耐震化整備費補助金の追加に伴う企業債の減、並びに一般会計負担金の増に伴い、収入額を8,378万6,000円減額するとともに、支出額を8,744万1,000円減額し、収入額が支出額に対して不足する額4,594万6,000円については、過年度分損益勘定留保資金2,280万4,377円、当年度分損益勘定留保資金614万1,623円及び建設改良積立金1,700万円で補てんしようとするものであります。

工事請負費8,600万円の減につきましては、入札結果や変更契約、まだ見込みとして若干の変動があるということでの減額ということであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第17号平成22年度枕崎市水道事業会計補正予算（第3号）について、申し上げます。

今回の補正は、企業債借入対象事業の事業費確定に伴い、これに関連する経費として収益的収入及び支出において、支出のうち営業外費用で消費税及び地方消費税を41万1,000円増額し、資本金的収入及び支出においては、収入で企業債を780万円、支出で建設改良費の工事請負費を863万1,000円それぞれ減額しようとするものであります。

この結果、収益的収支では収入額4億7,733万円に対し、支出額4億6,791万7,000円となり、税抜き後で552万4,000円の当年度純利益となる見込みであります。

また、資本金的収支では、収入額2,937万7,000円に対し、支出額1億7,038万9,000円となり、差し引き1億4,101万2,000円の不足額については、第3条に示してあるように過年度分損益勘定留保資金7,441万7,000円、当年度分損益勘定留保資金6,356万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本金的収支調整額303万2,000円で補てんしようとするものであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第11号から第17号までの7件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号から第9号までの7件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18号を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、議長を除く全員が提出者でありますので、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議するとともに提案理由の説明、質疑及び討論は省略いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました決議の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時11分 散会

# 本 会 議 第 5 日

(平成23年3月29日)

平成23年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第5号）

平成23年3月29日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	10	平成23年度枕崎市一般会計予算	予特
2	11	平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
3	12	平成23年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
4	13	平成23年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
5	14	平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算	〃
6	15	平成23年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
7	16	平成23年度枕崎市水道事業会計予算	〃
8	28	枕崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
9	29	枕崎市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員  
3 番 板 敷 作 廣 議員  
5 番 村 上 ミ エ 議員  
  
9 番 畠 野 宏 之 議員  
11 番 沖 園 強 議員  
13 番 中 原 重 信 議員  
15 番 園 田 武 夫 議員  
17 番 立 石 幸 徳 議員

2 番 牧 信 利 議員  
4 番 茅 野 勲 議員  
6 番 今 門 求 議員  
8 番 板 敷 重 信 議員  
  
12 番 豊 留 榮 子 議員  
14 番 佐 藤 公 建 議員  
16 番 新屋敷 幸 隆 議員  
18 番 上 釜 い ほ 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

10 番 米 倉 輝 子 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長  
橋之口 寛 書記  
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記  
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長  
永 留 秀 一 総務課長  
南 田 敏 朗 水産商工課長  
今給黎 力 財政課長  
松野下 祥 一 建設課長  
今給黎 和 男 健康課長  
迫 野 豪 水道課長  
中 村 責 郎 農委事務局長兼農振係長  
俵積田 清 文 財政課参事兼財産管理係長  
三 島 洋 台 教育委員会総務課長  
天 達 章 吾 文化課長  
今給黎 龍 浪 給食センター所長  
四 元 幸 一 監査委員事務局長  
竈 原 均 会計管理者兼会計課長  
東中川 徹 行政係長

地頭所 恵 副市長  
山 口 英 雄 企画調整課長  
俵積田 寿 博 市民生活課長  
白 澤 芳 輝 福祉課長  
真 茅 学 農政課長  
西之原 修 税務課長  
茶 屋 盛 忠 下水道課長  
園 田 勝 美 市立病院事務長  
揚 村 芳 江 健康課参事  
佐 藤 祐 司 生涯学習課長  
春 田 浩 志 保健体育課長  
田野尻 武 志 監査委員  
児 玉 義 孝 選管事務局長  
深 川 光 久 学校教育係長

午前9時29分 開議

○依積田義信議長 ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

予算特別委員長に、報告を求めます。

[板敷重信予算特別委員長 登壇]

○板敷重信予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第7号までの7件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので御参照願います。

委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

まず、日程第1号平成23年度枕崎市一般会計予算について、申し上げます。

平成23年度の予算総額は100億5,760万円で、22年度6月補正後の予算額と比較すると、3.4%、3億3,250万円の増となっております。

歳出は、22年度6月補正後との比較で、義務的経費は61億4,329万4,000円で、人件費や公債費が減となったものの、扶助費が子ども手当の増などにより、前年度と比較して0.3%、1,971万3,000円の増となっており、予算総額の61.1%を占めております。

次に、投資的経費は7億8,618万4,000円で、学校給食センター建設事業による影響により、補助事業費が9,654万4,000円、単独事業費が1億2,483万6,000円の増となったことにより、前年度と比較して39.6%、2億2,298万4,000円の増となっており、予算総額の7.8%を占めております。

その他の経費は31億2,812万2,000円で、前年度と比較して3.0%、8,980万3,000円の増となっており、予算総額の31.1%を占めております。

次に、歳入についてであります。自主財源は、30億2,530万7,000円で構成比30.1%であります。市税が景気の低迷などによる個人・法人市民税の落ち込みなどで減となったのを初め、諸収入等についても減となったものの、繰入金で財政調整基金繰入の皆増などで、大幅増となったことから、前年度と比較して4.0%、1億1,720万2,000円の増となっております。

一方、依存財源は70億3,229万3,000円で69.9%の構成比となっております。市債が減となったものの、地方交付税が臨時財政対策債への振りかえが大幅に減少したことや国県支出金についても学校給食センター建設事業の皆増や子ども手当、ふるさと雇用再生特別基金事業の増などから、前年度と比較して3.2%、2億1,529万8,000円の増となっております。

また、一般財源は73億2,261万4,000円で予算総額の72.8%を占め、前年度と比較して0.8%、5,859万3,000円の増となっており、特定財源は27億3,498万6,000円で、予算総額の27.2%を占め、前年度と比較して11.1%、2億7,390万7,000円の増となっております。

次に、市債の発行額は7億5,500万円で、市債依存度については7.5%となっており、前年度と比較して1.9ポイント低くなっております。

なお、23年度の新規事業は、20件の1億1,121万6,000円となっております。

地方債残高については、23年度末現在高見込み額は112億1,125万3,000円となる見込みであり、22年度末現在高見込み額118億4,953万9,000円に比べ、6億3,828万6,000円減少する見込みとなっております。

また、23年度末の基金残高につきましては、庁舎建設基金等からの借り入れを考慮したいわゆる実質ベースで11億3,295万8,000円となる見込みで、22年度末見込み額13億3,183万8,000円に比べ、1億9,888万円減少する見込みになっているとのことであります。

総務費中、今後の採用予定は、集中改革プランに民間委託、嘱託員あるいは事務事業の見直し、

機構改革などに取り組んで全体の職員数を抑えていく考え方で計画を立て、定員適正化計画を作成しているとのことであります。

次に、新しい公会計システム導入は、企業会計等を参考にした全体の連結したすべての会計の位置づけをすることによって、今後の将来的な見通しや次年度の予算要求に役立てる活用を考えているとのことであります。

次に、企画費中、平成23年度から始まる総合振興計画の計画後期については、パブリックコメントにかけて広く意見を募集したということですが、委員からは、施政方針そのものが振興計画の基本構想にのっとっているいろいろと方針が示されている中で、予算案は先に出して振興計画なりが議会に出されないまま審議せよということは、議会軽視につながっているという指摘がありました。

また、駅通りのアートストリート整備事業は、人のにぎわいを取り戻すといった観点から、駅通りに芸術作品を設置し、市民の憩いの場、観光客等の憩いの場をつくることによって、市街地のにぎわいを取り戻すことを目的としているとのことであります。

これに対し、委員からは、大きな事業費をかけるので、もっと市民の声を聞いて、本当に市民が納得できるような事業として進められたいといった要望がありました。

次に、民生費中、福祉給食サービス事業の平成23年度の利用者負担金は非課税世帯で400円、課税世帯で450円となり、本年7月1日からの実施予定であるとのことであります。

次に、衛生費中、乳児家庭全戸訪問事業は新生児が生後4カ月までの自宅に、助産師、看護師、保育士等が訪問して、養育状況、家庭環境等を調査していくとのことであります。

次に、労働費中、ふるさと雇用再生特別基金事業の内容は、住みよい環境づくり事業と地域資源を活用した体験型観光開発事業など6件あるが、行政とNPOの提案が合ったところで調整を図り、選定をしているとのことであります。これについては、本当に本市の雇用対策につながるようなこの事業の主旨に即した対応を図っていくべきであるといった意見や、また、本市で立ち上げたNPOがいろいろな事業の展開ができるようなバックアップ体制を整えていくよう要望がありました。

また、ヤスデ対策としての薬剤無償配布については、集団移動時期や気象等も勘案しながら、逐次検討し、配布するということであります。

次に、農林水産業費中、畜産基盤再編総合整備事業は平成21年度から取り組んでいる事業で、21年度が測量及び試験費、22年度実績見込みが畑地造成、繰越分は畜舎整備家畜排せつ物処理施設一式ということでもあります。

また、漁港の衛生管理型については、ある程度、壁を設けて場内への車の乗り入れを規制するなど、考えているとのことであります。

これに関し、委員からは、漁協の改善計画について単年度計画をつくったときに、議会にも示してほしいという要望がありました。

次に、土木費中、県営道路整備事業負担金の打木谷白沢津線については、今年度150メートルを改良し、残りが400メートルになるとのことであります。

次に、消防費中、県消防・防災ヘリコプター搭乗医師等確保協議会は、鹿児島県消防防災ヘリコプターに搭乗する医師等の確保を図り、本県の救急搬送体制の充実・強化に資するものであります。

次に、教育費中、図書館業務を委託職員から嘱託員に切りかえた理由は、市の全体的な臨時職員、非常勤職員の見直しの中で、全体的な経費削減を図ろうとするものであるとのことであります。

また、学校給食センターの業務委託に関する要求水準書は、民間事業者を募集するに当たり、その運営内容について事業者に市のほうが要求する水準ということで、提案の具体的な指針を示

したものであります。

次に、歳入の個人市民税については、過去5年間の課税状況推計で求めるわけではありますが、本年度については現在の経済状況の悪化で厳しい状況が続いており、公務員給与の引き下げも依然として続いていることから、本市の所得の80%程度を占めている給与所得について、前年比で3%程度減になるという見込みで推計をしているとのこととあります。

本件については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計予算及び日程第3号平成23年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について、申し上げます。

この2件は関連がありますので、一括議題として審査を行いました。

まず、日程第2号平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は40億5,266万3,000円で、前年度当初予算に対して2億0,052万5,000円の増となっております。

歳出の主なものは、総務費では事務的経費の総務管理費を956万9,000円、徴税費638万円、運営協議会8万円、保険給付費は予算総額29億0,902万円を計上し、このうち、療養給付費や療養費、高額療養費については、4月から12月までの実績と医療費の伸びを含んで算定しているとのこととあります。

国民健康保険税の総額は5億4,127万9,000円で、前年度の当初予算に対して1,949万円、約3.5%の減となっており、平成23年度の国民健康保険税の収納率見込みについては、後期高齢者医療制度の導入による国保税の収納率低下の実績を踏まえ、現年度分の一般分の普通徴収については93.7%、退職分は97.9%と平成21年度の収納率を適用して算定したとのこととあります。

また、国民健康保険税の現年度分は、医療給付費分が3億4,886万4,000円、後期高齢者支援金分が1億2,090万8,000円、介護給付金分が5,965万9,000円、合計で5億2,943万1,000円を計上してあります。

滞納繰越分は、退職分の収納率見込みについて前年度の実績を踏まえ、一般分と同じ15%と算定し、医療給付費分が857万7,000円、後期高齢者支援金分が199万3,000円、介護給付金分が127万8,000円、合計で1,184万8,000円を計上してあります。

また、滞納繰越分の予算額が前年度より141万6,000円増額している理由としては、従来の滞納繰越分の当初予算計上額が実際の決算額との差が大きかったために本年度の当初予算については、前年度の決算見込み額をもとに滞納繰越分の計上額を算定して、実際の決算額に近づけようとしたものであります。

次に、日程第3号平成23年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について、申し上げます。

予算総額は2億7,831万9,000円で、前年度当初予算に対して52万8,000円の減となります。

総務費は、事務的経費である総務管理費を150万円、徴収費を213万5,000円、合計で363万5,000円計上してあります。

また、後期高齢者医療広域連合納付金は被保険者保険料を1億8,570万円、保険料を軽減した分の財源補てんとして、保険基盤安定分担金8,845万4,000円及び延滞料10万円、保険料還付金30万円、還付加算金3万円を計上してあります。

一般会計繰入金は、事務費繰入金や保険料を軽減した分の財源補てんとして、一般会計と県とあわせた保険基盤安定繰入金を、分担金と同額の8,845万4,000円を計上してあります。

後期高齢者医療保険料は、前年度の当初予算と比較すると、167万5,000円、約0.9%の減となっております。保険料の内訳は、特別徴収保険料と普通徴収保険料の合計で、1億8,570万円を計上してあります。これは広域連合への被保険者保険料分の納付金と同額となっております。

また、滞納繰越分は、平成22年度分の決算見込み額に近い1,184万8,000円を計上してあると

のことであります。

次に、国保法の44条に基づく一部負担金の軽減は、まず生活保護基準の所得以下であること、預貯金が保護基準の3カ月以下ということ、入院中であることという3つの項目をすべて満たした方が対象という基準であるということであります。

以上の2件については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号平成23年度枕崎市介護保険特別会計予算について、申し上げます。

予算総額は20億0,285万6,000円で、前年度当初予算額より約2.7%、5,633万7,000円の減となります。

歳出予算の主なものは総務費5,624万9,000円、保険給付費19億0,957万8,000円、地域支援事業費3,682万4,000円などであります。

また保険給付費は、平成22年度の決算見込み額をもとに、第4期介護保険事業計画で定めた給付費総額の約95.3%を計上しております。

以上の財源として、支払基金交付金5億7,744万7,000円、国庫支出金5億1,175万3,000円、納入金3億3,221万3,000円、県支出金2億9,212万4,000円、保険料2億8,919万8,000円、諸収入その他12万1,000円で措置したとのことであります。

介護サービスの基盤強化のための介護保険等の一部を改正する法律案は閣議決定されておりますが、まだ政省令の改正がないので、具体的な内容はわからないということであります。

次に、四期計画の実績が見通しより減る原因は、平成17年10月にあった法改正の中で、居住費相当部分について本人負担となったことによって、本市については施設入所関係の施設介護サービス給付費が平成15年度と平成21年度で比較すると3億1,000万円程度減っているのが大きく影響しているとのことであります。

委員からは、申請がなぜ認定までいかないのか検討し、きちっとした的を得た取り組みをやっていただきたいと要望がありました。

本件については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算について、申し上げます。

歳入歳出予算の総額は8億6,233万7,000円で、前年度当初予算より1,826万4,000円の減で、マイナス2.1%となります。

予算の主なものは、枕崎終末処理場及び汚水中継ポンプ場の運転管理費等の処理施設管理費が1億5,035万4,000円、汚水管渠の清掃業務委託及び検針徴収事務委託等の排水施設管理費が3,343万2,000円、立神北町地区の補助支線等汚水管路施設工事による面的整備や終末処理場改築更新事業及び長寿命化計画策定調査費等の下水道整備費が2億0,801万3,000円であります。

また、公債費は元金が昭和60年度から平成21年度までの借り入れに対する元金償還で3億5,415万1,000円、利子が昭和60年度から平成22年度までの借り入れに対する利子償還及び一時借入予定額等に対する利子償還見込み額8,896万7,000円であります。

以上の財源として、事業収入2億5,010万円、分担金及び負担金650万円、国庫支出金9,225万円、繰入金2億4,210万3,000円、事業債2億6,930万円、繰越金200万円、諸収入8万4,000円で措置したとのことであります。

まず、下水道業務の民間委託については、内部経費の削減のためにも、平成23年度から運転管理部門を専門管理会社に委託する計画であるということであります。ちなみに、民間へ委託することができる業務は、処理施設の運転操作、保守点検等についての業務であります。その他公的権力の行使にかかわる業務及び作業計画の策定、あるいは監督等の基本的な業務は地方公共団体みずからが行わなければならないということであります。

また、委員から、下水道区域内の畜産業者や水産加工業者が接続するとすると、環境浄化に大

きな効果があるので、できるだけ早急に整備を図っていくよう要望がありました。

本件については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号平成23年度枕崎市立病院事業会計予算について、申し上げます。

業務予定量は病床数60床、年間患者数を入院で2万0,130人、外来で1万8,688人、一日平均患者数を入院で55人、外来で73人と定め、主な建設改良事業として病棟建替事業の二期工事と既設病棟の解体工事として3億4,394万1,000円、一期工事完成に合わせて老朽化した全身用CT撮影装置と大型医療機器更新及び画像システム導入費として6,100万円を予定しているとのことです。

収益的収入は、医業収益5億1,933万9,000円、医業外収益1,009万6,000円の合計5億2,943万5,000円で、前年度より305万5,000円の減、収益的支出は医業費用5億9,189万8,000円、医業外費用879万6,000円及び既設病棟解体に伴う特別損失1億2,511万6,000円の計7億2,581万円で、前年度より1億5,242万1,000円増となり、収支差し引き1億9,637万5,000円の当年度純損失となる見込みであります。

また資本的収入は、病棟建替事業及び医療機器更新にかかる企業債2億8,140万円、医療施設耐震化整備費補助金9,923万5,000円、医療機器購入に伴う直営診療施設整備繰入金262万5,000円の計3億8,326万円で、資本的支出は建設改良費のうち、有形固定資産購入費として全身用CT撮影装置及び画像システムなど6,225万2,000円、病棟建替事業二期工事と解体等その他工事として、委託料及び工事請負費3億4,394万1,000円の計4億0,619万3,000円、企業債償還金1,828万4,000円の合計4億2,447万7,000円を予定し、収入額が支出額に対して不足する額4,121万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,520万8,377円、当年度分損益勘定留保資金1,300万8,623円及び建設改良積立金1,300万円で補てんしようとするものであります。

また企業債は、病棟建替事業二期工事分2億2,960万円、医療機器更新事業5,180万円の計2億8,140万円を予定し、一時借入金は工事費等の支払い時期によって一時的な資金不足が生じた場合に4億2,000万円を限度として資金融通しようとするものであるとのことです。

現在、行っている一期工事は、6月29日までの契約であります。予定より早く進んでいるので、外来診療は6月中には新しい建物で診療を開始したいということでもあります。

また、看護師等の募集については、ハローワーク等にも出しているが、新規卒業の方はなかなか難しいという説明もありました。

本件については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号平成23年度枕崎市水道事業会計予算について、申し上げます。

業務の予定量は、給水戸数を1万0,917戸、年間総給水量を300万6,000トン、1日平均給水量を8,213トンと予定し、前年度当初予算と比較すると、給水戸数で23戸、年間総給水量で2万4,000トン、1日平均給水量では88トンの減となっております。

また、建設改良事業は工事請負費を8,472万8,000円計上し、主な事業として老朽管更新事業6,000万円、配水管新設工事651万円、牟田尾水源地集中監視制御盤更新工事ほか2件、246万8,000円を予定しております。

収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益を4億6,779万3,000円、水道事業費用を4億5,013万2,000円とし、差し引き1,766万1,000円で税抜き後で1,265万円の当年度純利益を予定しております。これを前年度当初予算と比較すると、水道事業収益では営業収益が964万3,000円の減、営業外収益が10万6,000円の増となり、合計で953万7,000円の減となります。また、水道事業費用では、営業費用が1,454万6,000円、営業外費用が266万7,000円の減となり、合計で1,721万3,000円の減となります。

また、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入を171万4,000円、資本的支出を1億9,720万2,000円とし、差し引き1億9,548万8,000円の不足額は過年度分損益勘定留保資金1億2,390

万2,000円、当年度分損益勘定留保資金6,747万2,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額411万4,000円で補てんしようとするもので、収入の負担金171万4,000円については消火栓設置負担金であります。支出は、建設改良費1億0,761万9,000円、企業債償還金8,958万3,000円であるとのことです。

収入は、平均すると大体、年間700万円程度ずつ減少し、現時点での収支計画でいくと、収益的収入及び支出は平成27年度からは赤字になり、資本的収入及び支出は平成37年度には財源不足を生じるという予測を立てているということでもあります。

また、委員からは北九州市のような海外での水道事業の取り組みなどについても、検討していただきたいといった要望がありました。

本件については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

牧信利議員。

○**2番牧信利議員** 私は、日本共産党市議団を代表して、日程第1号から第7号までの平成23年度予算議案について、反対の立場から討論を行います。

この3月議会が開会される中で、東日本大地震、大津波、福島原発の事故と、戦後の日本における最大の国難ともいえるべき大災害が発生をしました。我が党はこの震災の犠牲者に深い哀悼の意を表すとともに、被災者の方々に心からのお見舞いを申し上げるものであります。

この東日本大震災は、住民の命と財産を守る立場にある行政と議会に対して、防災対策の総点検と見直しを緊急に行うことを求めています。福島原発の事故は、枕崎市民にも大きな不安を呼び起こしています。川内原発は大丈夫かとの声が数多く寄せられています。全国の原発の総点検と安全対策の強化を行うこと、川内原発3号機増設を中止することは、県民と枕崎市民の命と暮らしを守るためにも、行政と議会が取り組むべき緊急の課題となって来ています。

しかし神園市政は、今度の議会の中でも事態が流動的だとして、九州電力や県への働きかけを拒否しました。我が党は、神園市長が住民の命と暮らしを守るという、自治体の本来の仕事を行うことを強く要求するものであります。

提案された23年度予算について、この中には市民の声にこたえた政策の具体化が見られます。ヤスデ駆除の予算の増額、子宮頸がんワクチン・肺炎球菌ワクチン・ヒブワクチンの予防接種への全額助成の実現、国保における窓口負担について入院に限ってであります、一部負担軽減の実現など、評価すべきものもあります。

しかし、予算の本質。神園市政の大もとの部分は、自公政権の進めてきた構造改革路線と、その流れを引き継いだ民主党政権の方針を枕崎市で具体化するという、福祉切り捨て、住民への犠牲の押しつけ、それを拡大するものと言わなければなりません。

第1は、民間委託の推進であります。その1つは、学校給食センターの民間委託であります。この民間委託は、子供たちの給食を教育の立場から改善するのではなく、財政の効率化を目的としたものであります。学校給食は教育であり、市の直営で行うべきものであります。また民間委託は、労働法規の立場から見ても偽装請負であり、法を守るべき自治体が法に反した行為を行うことは許されないことであります。

全国の事例は、このことを示しています。昭和61年4月17日労働省告示第37号の適応例を挙げれば明らかであります。埼玉労働局は、埼玉県北本市への是正指導として、備品を市が無償貸与している。この点を指摘しました。兵庫労働局は、兵庫県丹波町の調理業務委託計画に対して、

市が購入した食材を受託業者に提供する方法は、この基準に照らして疑義ありとしてきました。また、愛知労働局は、愛知県春日井市の施設無償使用は、労働法規違反の可能性があるととして、立入調査をいたしております。

枕崎市が行う学校給食の民間委託は、このような各市の事例からもその違法性は明らかであります。我が党は民間委託はやめて、市直営で教育としての学校給食の運営を行うように強く求めるものであります。

また、公共下水道においても、運転管理業務の民間委託を行うことが今回明らかになりました。枕崎市の公務サービスの全体においても委託職員化が進められ、非正規労働者がふえています。自治体が公務サービスの現場において、低賃金の不安定雇用の労働者をつくり出す。このことは許されないことであります。

第2の問題は、福祉切り捨てです。福祉給食費を350円から450円に引き上げる。これは、わずかな年金で暮らしている高齢者へのさらなる負担を押しつけるものであります。まさに、高齢者いじめと言わなければなりません。

3つ目には、高すぎる国民健康保険税の押しつけであります。我が党の市民アンケートで、国民健康保険税が高い、やや高いと答えた方は79.8%に上っています。我が党の豊留榮子議員の質問に、当局は年間所得200万円の4人家族の国保税が所得に占める割合について、14.4%と答弁しました。我が党の国会での質問に、厚生労働大臣は10%の国保税について、負担の限界だと答えました。枕崎市は14.4%、年間28万8,000円の国保税負担です。厚生労働大臣の負担の限界10%をはるかに超えるものとなっています。まさに、アンケートの回答に示された国保税が高いという、この市民の思いは、具体的な数字としても証明されているわけであり、このような高い国保税、これを引き下げる。そして払える税額にすべきであります。

第4の問題は、災害対策の後退の政策が打ち出されていることであります。資料として提出された第二次行財政集中改革プラン（案）では、農地と農業施設の災害復旧事業の受益者負担の見直し、受益者負担の適正化を掲げています。農地保全のための災害復旧事業は、農業振興にとって欠かせないものであります。この重要な政策の後退は、神園市政が一層の農業切り捨てを進めようとしているものであります。

第5は、市民を差別する市政であるという点であります。1つは、公民館に加入しない市民に対して、広報まくらぎの配布をしていません。広報まくらぎが届けられていない世帯が約1割にも達しています。当局は、公民館に加入していないことをその理由にして、差別を正当化しています。市のサービスを受けることは市民の権利であり、サービスを公平に提供することは、行政としての責任であります。公民館に加入することと市民としてのサービスを受けることは全く別の問題であり、このような差別は市みずからが市民の中に差別拡大を行っているほかにありません。

2つには、市の責任で行われなければならないごみ収集において、公民館加入者以外の市民がごみ出しをすることができないような行政が行われていることである。ごみ回収は、自治体本来の仕事であり、この問題でも市の態度は公民館に加入していただくためだと、その不当な差別を正当化しています。今回の大震災において、地域社会の構築、このことが重要だと指摘をされています。ところが、市はそのために努力をするんじゃなくて、行政サービスにおいて見せしめ、いじめを増長しているわけであり、これでどうして地域の連帯をつくっていくことができるのでしょうか。市のこの差別の行政は、まさに今求められている地域住民の連帯をますます壊していく、そういうことを示していると言わなければなりません。広報まくらぎの全市民への配布とごみ収集の根本的な改善を直ちに行うこと。そして差別行政をやめること。これを強く求めるものであります。以上、市政の基本的な問題点を指摘して、反対の討論を終わります。

○依積田義信議長 これをもって、討論を終結いたします。

これから順次、採決いたします。

まず、日程第1号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 賛成多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 賛成多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 賛成多数であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 賛成多数であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 賛成多数であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 賛成多数であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 賛成多数であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号及び第9号の2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、議長を除く全員が提出者でありますので、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議するとともに提案理由の説明、質疑及び討論は省略いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8号及び第9号の2件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号及び第29号の2件は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

本日の会議において、議決された案件について、字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成23年第2回定例会を閉会いたします。

午前10時24分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会における当局説明  
及び各委員から出された意見・要望

平成23年 第2回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
豊留 榮子	安心して暮らせるまちづくりについて	<p>1 携帯電話の基地局建設について</p> <p>(1) 基地局建設について、市の対応はどうなっているのか</p> <p>(2) 地域住民への説明もなく建設が行われているが、住民への説明や地域の同意など取るべきだと考えるが、どうか</p> <p>(3) 電波障害の問題が言われているが、市はどのように受けとめているのか</p> <p>(4) 住民の不安を解消するために、基地局建設について、市としての具体的な方針を出すべきではないか。市長の見解はどうか</p>	市長 副市長 課長
	国民健康保険について	<p>1 国保税の引き下げをすべきだと考えるが、どうか</p> <p>2 国保法第44条に基づく病院窓口での一部負担の減免は、いつから実施されるのか</p> <p>3 国保財政の危機は、国の負担金の削減にある。国の負担を元に戻すように要求すべきだと考えるが、市長の見解はどうか</p>	市長 副市長 課長
	予防接種について	<p>1 子宮頸がんを予防するワクチン接種について</p> <p>(1) 実施時期はいつになるのか</p> <p>(2) 日本の20歳代の女性では今、乳がんを抜いて発生率が一番高いがんで、年間1万5,000人が発症して約3,500人が命を落としている。ワクチンの接種と検診とで、ほぼ100%予防が可能に</p>	市長 副市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>なると言われているが、1回の接種料は1万6,000円で3回の接種が必要とされている。対象者は10歳代の女性650人ということだが、全額助成されるのか</p> <p>2 細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチンの接種について</p> <p>(1) 実施時期はいつになるのか</p> <p>(2) 毎年約1,000人もの乳幼児がかかる病気で、死亡率5%、後遺症20%と言われている。発熱や頭痛、嘔吐、乳幼児の場合は不機嫌になったり、症状が進むと意識障害が起きたりするという。 対象児童は何人で、全額助成されるのか</p>	
	子供の医療費無料化について	<p>1 子供の医療費無料化の年齢拡大がどんどん広がっている。県内でも、中学校卒業まで無料が薩摩川内市、南さつま市など。また南九州市が12歳まで無料化年齢の拡大を実施する。 本市においても、計画的に年齢の枠を広げて子育て支援をしていくべきと考えるが、市長は、小学校卒業まで無料にする考えはないか</p>	市長 副市長 課長
	ヤスデの駆除対策について	<p>1 年末から新年にかけての寒波で、ヤスデも絶滅したかと思ったが、何と枯れ葉の下で寒さを耐えていた。既に、市内25地域に広がっているというが、山沿いのヤスデの駆除対策をどのように考えているのか</p>	市長 副市長 課長
	道路・側溝の整備について	<p>1 まくらざき保育園前の交差点 通過するとき大きなショックを受ける。小さい子供などは飛び上がるような衝撃である。でこぼこを直して平坦な道路にしてほしい</p>	市長 副市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
牧 信利		<p>2 立神本町 Aコープ立神店から駒場公園までの側溝にふたを 大雨が降ると庭に流れ込み、床下浸水になるという。駒場公園の手前は側溝も深く、大雨が降ると道路に雨水があふれ、車の通行も危険な状態になる</p> <p>3 板敷本町 道路の補修、側溝にふたを 商店前の道路、路面が傷んででこぼこしているので改修を。 同じ道路で先がカーブになっている。両面ふたがないので、歩いていると落ちそうになり危険である</p>	
	地域経済の活性化対策について	<p>1 住宅リフォーム助成制度の創設について</p> <p>2 小規模工事請負登録制度の創設について</p>	市長 課長
	学校給食センター運営について	<p>1 学校給食の調理・配送業務の民間委託の目的は何か</p> <p>2 市と委託業者との契約はどのように行うのか (1) 調理業務について  (2) 施設について</p> <p>3 偽装請負について (1) 学校給食の民間委託は労働者派遣法違反の偽装請負であるが、市としてどのような検討をしたのか</p>	市長 副市長 教育長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
上釜 いほ	高齢者や障害者の足の確保について	<p>4 子供の教育の現場で、法律違反を犯すことは許されないと考えるが、子供の健やかな成長を推進する立場から、民間委託の方針を見直し、市の直営で行うべきだと考えるが、市長、教育長の見解はどうか</p> <p>1 コミュニティバス、乗り合いタクシーの検討はどのようなになっているか</p> <p>2 いつから具体化するのか</p>	市 長 副市長 課 長
	観光振興策について	<p>1 北と南の友好提携について、今後の取り組みをどう進めるのか</p>	市 長 課 長
	市民の声（行政一般）について	<p>1 緑の基金と樹木医の活用について、植樹した後の対応はどうなっているのか</p> <p>2 サン・フレッシュ枕崎の運用活性化について、シルバー人材センターに管理委託しているが、十分に機能しているのか</p> <p>3 南薩地域地場産業振興センターの利用促進について、2階の資料館をもっと活用できないのか</p> <p>4 子宮頸がん、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの基金について、23年度の予定は</p> <p>5 防災グッズの利用法について、広報に載せてみて、注文をとってみては</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	市民の声（教育関係）について	<p>1 コピー代について、以前質問したが、その後検討されたのか</p> <p>2 女生徒のズボンについて、スカートだけでなく、ズボン着用も検討しては</p> <p>3 塩浜グラウンドのトイレについて、手洗い場の改修はできないのか</p> <p>4 市民講演の依頼について、枕崎出身の方を講演者として招いてほしい</p> <p>5 「海上特攻第二艦隊戦没者追悼式」の生徒の参加について、他市から生徒が参加してくれているが、本市の生徒について、出席の呼びかけはできないのか</p>	市 長 教育長 課 長
村上 ミエ	環境・悪臭対策について	<p>1 枕崎市堆肥センターについて</p> <p>(1) オゾン脱臭機が3年前から故障。何の手だてもなく協定書を守ってこなかったが、この責任はだれにあるのか。また、白沢集落への保障対策は立てているのか</p> <p>(2) 堆肥センターへの持ち込み業者名、購入者（地区名）はどうなっているのか</p> <p>(3) 各畜産業者への指導は、どのようにしているのか</p> <p>(4) これまでに堆肥センターにかかった事業費は幾らか</p> <p>(5) 畜産業者の個々への設備改善（環境）に使った費用は幾らか</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
立石 幸徳	水産業振興について	<p>1 本市が参加している「日本カツオ学会」の趣旨・目的・中味は何か</p> <p>2 10月に開催される「日本カツオ学会」枕崎フォーラムの準備とその意義について</p> <p>3 カツオに関し「海洋生物資源の保存・管理法」(TAC法)に基づき、新規設定魚種として、IQ(個別割当)やITQ(譲渡可能な個別割当)が国の行政刷新会議の規制・制度改革で検討されている。本市としての見解は</p> <p>4 枕崎漁港整備事業計画の実施内容について</p>	市長 課長
	環境問題について	<p>1 最近、尻無川において、大ウナギが5匹ほど死んでいるということで、当局も調査をしたという情報がある。死因は何か</p> <p>2 「枕崎市の河川をきれいにする条例」の実効性(これまでと今後)について</p>	市長 課長
	福祉(高齢者)について	<p>1 買い物弱者対策について、検討がなされているのか(本市の実態とその解決策について)</p>	市長 課長
米倉 輝子	学校給食センターについて	<p>1 民間委託になった場合の雇用について、どうなるのか</p> <p>2 食材の調達については、どのようにお考えか</p>	市長 課長

平成23年第2回定例会予算特別委員会における  
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第3号平成22年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億3,140万円を追加し、予算総額を107億6,820万円にしようとするもので、当初予算額より15.0%の伸びとなる。
- ・ 繰越明許費の補正は、畜産基盤再編総合整備事業ほか2事業を追加し、住民生活に光をそそぐ交付金事業の1事業及びきめ細かな交付金事業の4事業を変更するものである。
- ・ 債務負担行為の補正は、学校給食センター建設事業を変更するものである。
- ・ 地方債の補正については、事業費等の変更に伴うものである。
- ・ 補正予算の主なものは、1番の一般職退職手当、2番の財政調整基金積立、6番の国民健康保険特別会計への繰出金、9番の市立病院負担金、10番の教師用指導書等購入などをお願いしてある。
- ・ 以上の財源として、地方交付税2億4,570万5,000円、諸収入4,261万7,000円、地方消費税交付金1,200万円、財産収入694万7,000円、繰入金445万2,000円、利子割交付金240万円、寄附金128万円、株式等譲渡所得割交付金ほか93万2,000円の増と市税4,190万円、県支出金1,670万2,000円、国庫支出金1,583万円、市債820万円、分担金及び負担金230万1,000円の減で措置した。
- ・ 今回の補正で、受益者負担金も1,400万ぐらい減額補正しているが、23年度についても、引き続き継続して事業を取り組んでいくので、減額処分については23年度で予算計上している。
- ・ 受益者負担金の減は、総事業費としては1億4,800万を計画しており、既に畑地造成の部分については完了しており、その部分に関する工事、雑費等についても終わっている。あと、本年度事業を実施して、残りについては23年度に計上しているが、事業費の節減に努めた関係で、事業費の圧縮が図られた。
- ・ 本年度の実績としては、畑地造成の0.36ヘクタールの事業実績となり、今回の繰り越しについては畜舎建設と家畜排せつ物の処理にかかわるものを繰り越しをするというかたちになっている。本来は、繰り越す部分についての畜舎整備と家畜排せつ物も本年度の3月31日までに事業を完了する予定であったが、畑地造成については事業を完了し、畜舎整備と家畜排せつ物処理施設だけを来年度に繰り越すというかたちになっている。総事業費については1億1,400万で、事業主体については3,192万5,000円である。これとは別に、23年度としてはこれの堆肥、畜産施設にかかわる給餌施設とか附帯施設の整備を図るということで、23年度についても引き続き事業を実施するというかたちである。
- ・ 補正6号で緊急経済対策ということで挙げた以外の繰越明許は、農林水産業費の畜産基盤再編総合整備事業と土木費の地域活力基盤創造交付金事業の2つである。
- ・ 畜産基盤再編事業が繰り越しになった理由は、9月補正で、畑地造成とか畜舎整備等の事業費予算をお願いしたところであるが、11月に着工して年度内に終わらせたい計画であったが、畑地造成に関係する開発行為の届け出に基づく諸指導事項等により、その調整が期間を要して3月までに完成見込みができないということで、事業主体自体は県の地域振興公社であるが、県と相談して繰り越して事業を実施するということになった。
- ・ この開発行為の届けについては、枕崎市民の環境を守る条例に基づく届け出である。
- ・ 周辺の所有者からの同意は9月15日までにすべてもらっている。その同意が得られて、平成22年9月16日付で開発行為の届出書を出されている。それについて、庁内で現地も確認のうえ、検討して、開発行為の届け出に対する指導を10月26日付で出している。

- ・ 環境を守る条例に基づく開発行為の届け出については、許可をするものではなく、開発行為を行う前には事前に届け出ることになっている。事業計画に対して、内部をチェックし、改善点があれば指導として、業者に改善を指導するものである。
- ・ 環境問題の全体的なガイドラインについては、現時点では具体的な案を持っていないが、指摘があった点は非常に重要であると思うので、開発行為に伴う環境への影響に対する対応については、今後研究、検討をしていきたい。
- ・ 関係周辺また関係集落等の同意は得ている。
- ・ 場所は、大塚北町368 - 1、368 - 2、368 - 3、369、375という畑地である。
- ・ 畜産基盤再編総合整備事業の中身は、飼料畑造成0.3ヘクタールの整備と飲雑用水の施設が一式、施設用地の造成が0.4ヘクタール、畜舎整備が910平米、家畜排せつ物処理施設が一式、電気設備一式それと搾乳用の機器類等の整備が主な内容になっている。
- ・ 畜産基盤再編総合整備事業については、総体事業費で言うと、1億4,862万6,000円である。そのうち、国庫補助金6,750万、県費3,972万7,000円、補助金の合計として1億0,722万7,000円。事業者負担であるが、4,139万9,000円である。
- ・ 場内排水路等を市の側溝等へつないで排出する計画になっているが、そこにためます等の設置等で設計変更等もあり、年度内の完成が見込めないため繰り越すことになった。
- ・ 環境問題が出ている中で、今回、地域の公民館のほう等にもいろいろ相談して進めてきているが、事業主体は振興公社であるが、実際は枕崎の酪農家の方が使う施設であるので、その農家の方と地域の公民館と行政が入った公害防止協定を結んでいきたい。
- ・ 開発行為の届け出についての同意は平成22年9月15日までに周辺地権者6名からもらっている。その後、この事業について開発行為の届け出が出てきたため、周辺環境等への影響も将来的にチェックしたところ、この開発行為の予定地の下流側の排水路が土砂が流入して現在つまっており、今後も開発行為に伴って、つまる恐れがあるということで、流末の変更あるいは若干の見直しをするよう指摘をしている。その調整に時間がかかったということで、今回、繰り越明許費として翌年度に一部繰り越すということになった。
- ・ 今回つくる牛舎等についてのふん尿処理については、大雨等により敷地内にあるふん尿等が側溝等に流出し、下流域への合流先である河川等の環境にも影響があるということなので、敷地内にためますの大きいものをして、敷地内のふん尿等が直接、市の側溝等へ流れないようなワンクッションおいた構造等で排出するようなかたちでの指導とあわせて、悪臭等が発生する場合等があるので、市と事業所並びに公民館等と公害防止協定を締結して環境対策を講じていくということで考えている。
- ・ 建設予定地から一番、大塚公民館が近いということで、環境の指導に基づいて大塚公民館と同意等も含めて相談させていただいた。
- ・ 畜舎内でふんと尿について固液分離されて、尿は尿タンクのほうへふんはスクレパーという引っ張る機械があるが、それで引っ張られて堆肥舎のほうに入れていくということで、基本的にはふん尿が外に出ることはないと考えているところである。ただ、ものすごい大雨等が降ってくるとどうなるかということも考えられるということで、ワンクッション置くという意味で場内排水の出口のところにためますをつけるようにという指導があった。当然、ふん尿等が外に流れ出さないように、事業者にはしっかり指導していきたい。
- ・ 交通基本法は、基本的な考え方として、すべての人が公共交通を利用するのを当然の権利ということとを理念として、だれでも公共交通が利用できるような環境を整備するといったことを理念としている。その後の交通基本法案と連動した国の交通対策の補助金の関係については、現段階で交通過疎地への補助金がどうなるかという具体的な動きは、不明確である。
- ・ 退手債については、国のほうから22年度の退手債についてのヒアリングの調査が来ており、その時点

で定年退職等を対象とした定年退職の発行可能額で、約1億6,000万程度あるが、そのうち総額を起債で手立てするというわけにはいかないので、22年度の財源等を踏まえて、9,000万程度要望を出していた。実際、予算については、そのうちの5,000万程度を予算化してあったが、今回定年退職の8名に、プラス中途退職が8名出たので、その関係で残りの4,000万をお願いをしたという経緯である。

- ・ 児童福祉施設併設型民間児童館事業は、民営の別府児童館であり、平成9年度に開設している。平成16年度までは、こども未来財団と県補助金で支給されており、市費の持ち出しはなかったが、平成17年度から児童福祉施設併設型民間児童館事業補助ということで、市も補助をしている。

内訳は、国3分の1、県3分の1、市3分の1ということで、この事業をやっているところであり、平成21年度で利用者数は、1万4,801名、延べの利用者数である。幼児・小学生・中高生・一般その他、幅広く別府児童館を利用している。

当初において補助事業の基準額1,013万8,000円で、この基準額が999万円ということになって、そのうちの別府児童館については、民間児童館の活動事業と児童クラブ設置育成補助の事業委託、この二つの事業をやっている。その中で、その割合が変わったということで、当初、児童クラブ設置育成事業補助、民間児童館活動事業については、当初が514万5,000円で計上していたが、今回545万4,000円となったことで30万9,000円を増額補正する。

- ・ 小学校費の消耗品費の646万の補正であるが、来年度から新学習指導要領完全実施に伴う小学校であるが、新しい教科書の使用に対応するための教師用指導書10教科、教師用の教科書10教科分の補正額である。
- ・ 教科書の採択が昨年度中に、秋に新しい教科書が採択された関係で、新しい教科書が確定するまで、どの教科書会社の指導書を使うということが決定できなかったため、補正で対応した。

中学校については、再来年度から指導要領の完全実施になるので、来年度で教科書採択の業務を行うということになる。したがって、来年度中学校の教師用指導書をまた補正対応する。

- ・ 大雪災害の雑穀いも豆類は、実エンドウとソラマメの被害である。3回にわたって被害を受けたということで、総額で6,080万2,000円であるが、実エンドウについては、12月31日時点での被害は、面積が28ヘクタールであり、実エンドウの春取りが2ヘクタールで14万5,000円、実エンドウの冬取りが28ヘクタールで1,199万2,000円である。1月16日に低温被害が出ているが、実エンドウ春取り2ヘクタールで48万4,000円、実エンドウの冬取りで28ヘクタールの3,597万6,000円、ソラマメが16ヘクタールで620万9,000円。1月31日の雪による被害は、実エンドウの冬取りで28ヘクタールで599万6,000円で、総体的に実エンドウについては、45%程度の被害ということで押さえている。
- ・ 今後、特に施設被害等、果樹のハウス、花のハウス、育苗用のカンショのハウス、それ等について公民館長もしくは小組合長さんを通しての調査、また、各作物部会を通しての調査で漏れのないように考えている。

被害に遭われた方の、農家の個々の意見等の把握は、全体的には無理と考えているが、特に施設等については個々にも把握できる分については、そういう意向等も聞いていきたい。

- ・ ことしハウス内の地温が上がらなかったということで、種芋の腐敗が出ているということは聞いている。ただ現段階でそれがどの程度かということまでは把握していない状況であるが、心配されるのが3月植え等の早い植つけの芋に影響が出てくるんじゃないかと考えているところである。芋の苗については、また出てきた苗を刺して増殖とか、そういう対応が可能であるので、全体的には若干作付等のおくれは出ると考えているが、農家が希望する作付面積は、定期的なずれはあっても確保できるのではないかと考えている。種芋への被害状況については、調査したい。
- ・ 南薩地域消防広域化運営協議会の39万円減額は、南薩地域で消防広域化の協議会の事務職員が2名おり、その負担金を構成4市で負担しているが、事務局職員の人勧に伴う人件費の減ということで、39万円の減額補正である。

既存施設をできるだけ活用して経費を抑えるようなかたちで進めていくということについては、その設立の準備の協議会の中で確認をしたことであったので、当然それを尊重すべきだという主張は、幹事会の席で行った。ただ、準備段階での合意の中身として、全く施設の新設を認めないというところまで合意はなされていなかったということであったので、南九州市がそういう新設の案というのを出すこと自体をとめることはなかなか難しかったところではある。当然、準備会を設立したときの基本的なスタンスは、皆さん理解いただいているものと思うので、枕崎市としては、やはりできるだけ経費を抑えるような広域化でないと、広域化の趣旨に合わないということは今後とも強く主張をしていきたい。

#### ○委員からの意見・要望

- ・ 大塚公民館が一番近いということだが、そんなに他の公民館とも距離的に大きな差はないと感じる。やはり大事なのは、環境問題については十分気をつけて、農家の指導も徹底した指導をやってもらいたい。
- ・ 環境問題が出るたびに議会で議論をし、またいろんな意味であまり注目するのは本市の産業振興にとってあまりよいことではない。きちっと行政のほうでガイドラインをつくって、そういった問題があまりないようにやるべきところはきちっとやらせるといったモデルをつくってほしい。
- ・ 地方バス補助金については、予算的にも情報収集に精力的に取り組み、できるだけ有利な取り組みをしてほしい。

#### ◎議案第4号平成22年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

##### ○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,809万6,000円を追加し、予算総額を41億6,916万1,000円にしようとするもので、当初予算より8.23%の伸びとなる。
- ・ 歳出の主なものは、退職被保険者等療養給付費1,500万円、退職被保険者等療養費30万円、退職被保険者等高額療養費300万円、高額医療費拠出金710万5,000円、保険財政共同安定化事業拠出金1,885万4,000円、一般被保険者保険税還付金70万円、償還金313万7,000円の増額である。
- ・ 以上の財源として、国庫支出金2,451万3,000円、療養給付費等交付金1,830万円及び繰入金528万3,000円の増で措置した。
- ・ 保険財政共同安定化事業拠出金の補正は、今回の共同事業関係の歳出予算の総体で、共同事業拠出金で710万5,000円、保険財政安定化事業で1,885万4,000円、これは高額療養費関係の共同事業関係であり、各団体の高額に該当する部分、30万円から80万円未満の部分と80万円以上の部分ということで2種類に分かれている。その部分について県全体で医療費の再保険を行うという制度であり、全体の医療費が増加した関係で、今回、拠出金が増額になった。
- ・ 県全体の伸びとか、そういう医療費の動向について、なかなか把握ができないという状況があるので、今回補正をしているこの共同事業関係のことについては、当初予算には前年度、要するに21年度の拠出金の実績額を予算として計上してあった。今回、22年度分の医療費がふえているので、その部分で再計算された部分で、今回補正予算としてお願いしている部分が多くなってきている。
- ・ 国民健康保険税の収納率については、2月末現在だが、現年度においては前年度と比べて0.4%上回っているという状況である。
- ・ 保険財政共同安定化事業の拠出金ベースは、枕崎の場合で言うと4.6%程度で、県全体で5.1%程度の伸びとなっている。
- ・ 収納については、現在、普通徴収と特別徴収の両方があるが、普通徴収については職員が臨

戸徴収なりして、それから財産のある方について、差し押さえを実行して、収納率の向上に努めている。

- ・ 差し押さえについては、はっきりとした基準ということでは設けていないが、滞納が出た場合に相手方と分納の相談をするわけだが、そういった分納の相談にも応じない、それから相談した内容について履行がなされないというような悪質とみなされる方について、差し押さえを実行していくような方向でやっている。
- ・ 雪の害等で、国保税を払えない方がたくさん出てくるようなときは、特別な対策ということは考えていないが、納期に限らず分納というような相談も考えられる。

#### ◎議案第5号平成22年度枕崎市老人保健特別会計補正予算（第2号）

##### ○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ413万3,000円を追加し、予算総額を728万円にしようとするもので、当初予算より211.24%の伸びとなる。
- ・ 歳出の主なものは、一般管理費9万8,000円、一般会計繰出金527万1,000円の増額と医療給付費53万円、医療費支給費70万円、審査支払手数料6,000円の減額である。
- ・ 以上の財源として、第三者納付金412万1,000円、返納金1万2,000円の増で措置した。

#### ◎議案第6号平成22年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）

##### ○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ258万5,000円を減額し、総額を21億6,442万3,000円にしようとするもので、当初予算額より約5.1%の伸びとなっている。
- ・ 補正予算の内容は、南薩介護保険事務組合負担金258万5,000円の減額、地域密着型介護サービス給付費712万4,000円の減額、及び居宅介護サービス計画給付費712万4,000円の増である。
- ・ 以上の財源として、繰入金258万5,000円の減で措置した。
- ・ 居宅介護サービス計画給付費については、当初予算において5,259件、1件当たり約1万1,495円で見込んでいたが、現段階で1件当たりの単価が、約1万3,104円となる見込みとなることから、件数的には5,157件の見込みで件数的には減っているが、単価が上がったということでこの分の増額の補正を712万4,000円が必要となった。

地域密着型介護サービス給付費、これはグループホーム関係であるが、現在、寿町のほうにグループホーム建設中で、3月25日に完成検査を行う予定である。22年度サービス開始予定であったが、開始がおくれるということで、その分の減が1,400万ほどあるが、先ほどの居宅介護サービス計画給付費の増に見合う分だけを今回、財源確保分として減額をしている。

#### ◎議案第7号平成22年度枕崎市公共下水道特別会計補正予算（第4号）

##### ○当局説明

- ・ 歳入歳出予算の補正は、331万3,000円を減額し、総額を8億7,852万9,000円にしようとするものである。
- ・ 債務負担行為の補正は、枕崎終末処理場水処理設備工事の協定変更に伴うもので、2,800万円の減額である。
- ・ 地方債の補正は、資本費平準化債の変更に伴うもので、50万円の増額である。
- ・ 補正予算の主な内容は、改築更新事業の効果等による需用費及び公債費の借入利率の変更等に伴うもので、処理施設費で200万円の減、公債費の元金が12万1,000円の減、公債費の利子が119万2,000円の減である。

- ・ 以上の財源として、繰越金1,445万8,000円。諸収入142万6,000円、及び事業債50万円の増。事業収入560万円、分担金及び負担金100万円、及び繰入金1,309万7,000円の減で措置した。
- ・ 一般会計からの繰入金の1,309万7,000円の減額であるが、これは21年度決算の繰越金である。
- ・ 改築更新事業の効果で、21年度の決算における繰越金が1,767万0,779円あって、その分を一般会計へ充てている。
- ・ 下水道区域外接続協力金は、供用開始区域内外、道路を挟んで境界線があるが、その区域外一筆までは取り付け管も設置しているし、接続できる状況にあるので、その区域外一筆の方が利用するというので、負担金と同じ協力金という形で負担をいただいて接続をしている。
- ・ 深浦の枕高グラウンド分の接続により、その面積に対する賦課142万6,000円は学校施設ということで、25%分をお願いをした分である。
- ・ かつお公社内の接続工事に関して、実際持っていた処理施設等があったので、どのような接続をすればいいかというような相談があり、実際、担当職員と現場に入り、できる限り使える施設を使うということで検討をし、業者とも協議を重ねて設計の指導をした。結局、設計が上がって着工前に工事申請書が上がってくるので、いつごろ着工かということの確認等をしている。
- ・ かつお公社そのものは休業しないというような工法、つまり、現在ある処理施設を利用して、できるだけ休業しない状況での工事をしていくということで、業者には指導をしている。施設は当然、下水道に接続する。

### ◎議案第8号平成22年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）

#### ○当局説明

- ・ 今回の補正は、収益的収入において、一般会計負担金の増に伴い、医業収益を3,629万4,000円追加し、収益的収支において、非常勤医師報償費の増に伴い、医業費を291万3,000円追加しようとするもので、補正後の収支額は、総収益5億6,828万円に対し、総費用は5億5,821万4,000円となり、1,006万6,000円の純利益となる見込みである。
- ・ 資本的収入においては、病棟建替事業費の減、及び鹿児島県医療施設耐震化整備費補助金の追加に伴う企業債の減、並びに一般会計負担金の増に伴い、収入額を8,378万6,000円減額するとともに、支出額を8,744万1,000円減額し、収入額が支出額に対して不足する額4,594万6,000円については、過年度分損益勘定留保資金2,280万4,377円、当年度分損益勘定留保資金614万1,623円及び建設改良積立金1,700万円を補てんしようとするものである。
- ・ 工事請負費の8,600万減は、平成22年度の当初予算をお願いをする際の全体事業費としては、9億円程度ということで事業費を想定していたが、実際に一期工事の4億5,100万円の予算額に対して、発注済みで申し上げると当初で3億5,794万5,000円で終わったと。さらに変更契約、あるいはまだ見込みとして若干の変動があるということで、今回、建設工事費を4億5,100万円から3億6,500万に減額をしたということで、8,600万円の減額が出てきた。
- ・ 予算額4億5,100万に対して、一期工事設計総額が4億1,442万1,000円で終わり、さらにその4億1,442万1,000円に対して、入札結果として3億5,794万5,000という数字が出たということである。
- ・ 入札の差額は、設計額に対しての当初契約ということで申し上げると、建築本体工事が設計額2億5,847万1,000円に対して、2億1,367万5,000円の契約である。  
電気設備工事の一工区については、4,480万9,000円に対して、4,179万円。電気設備工事の第二工区については、1,163万2,000円に対して987万円。電気設備工事の第三工区が3,118万7,000円に対して、2,940万円。空調設備工事が4,268万円に対して、3,979万5,000円。  
給排水衛生設備工事が1,494万円に対して、1,449万円。医療ガス設備工事が1,070万2,000円に対して、892万5,000円である。
- ・ 一般会計からの繰り入れで、今年度の救急医療に要する経費3,629万4,000円というのは、基準財政需

要額に算定された額の総額である。したがって、この制度がどのようなかたちで変動していくのかということについては、今後不明であるので、その都度、財政当局との協議によって決定をしていく。

- ・ 繰り出し基準に基づくものは、一部適応、全部適応、あるいは公設民営にかかわらず、公立病院というかたちでの病院が存続する場合については、その経営形態にかかわらず、交付税の中で算定をされていく。
- ・ 医療収益の3,629万4,000の補正が組み込まれているのは交付税措置として、基準財政需要額に算定をされた救急医療に要する経費全額である。
- ・ 一般会計負担金の繰り入れの時期については、財政当局のほうと毎年度協議をしており、年度途中、もしくは最終補正というかたちでしている。

### ◎議案第9号平成22年度枕崎市水道事業会計補正予算（第3号）

#### ○当局説明

- ・ 今回の補正は、企業債借入対象事業の事業費確定に伴い、これに関連する経費として収益的収入及び支出において、支出のうち営業外費用で消費税及び地方消費税を41万1,000円増額し、資本的収入及び支出においては、収入で企業債を780万円、支出で建設改良費の工事請負費を863万1,000円それぞれ減額しようとするものである。
- ・ 収益的収支では収入額4億7,733万円に対し、支出額4億6,791万7,000円となり、税抜き後で552万4,000円の当年度純利益となる見込みである。
- ・ 資本的収支では、収入額2,937万7,000円に対し、支出額1億7,038万9,000円となり、差し引き1億4,101万2,000円の不足額については、第3条に示してあるように過年度分損益勘定留保資金7,441万7,000円、当年度分損益勘定留保資金6,356万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額303万2,000円で補てんしようとするものである。

### ◎議案第10号平成23年度枕崎市一般会計予算

#### ○当局説明

- ・ 平成23年度の予算総額は100億5,760万円で、22年度6月補正後の予算額と比較すると、3.4%、3億3,250万円の増である。  
また、公債費を除いた一般歳出は4.2%、3億4,294万1,000円の増となっている。
- ・ 歳出は、22年度6月補正後との比較で、義務的経費は61億4,329万4,000円で、前年度と比較して0.3%、1,971万3,000円の増となっており、予算総額の61.1%を占めている。これは、人件費でマイナス0.2%、446万3,000円の減、公債費についてもマイナス0.6%、1,044万1,000円の減となったものの、扶助費が子ども手当の増などで、1.6%、3,461万7,000円の増となった。
- ・ 投資的経費は7億8,618万4,000円で、前年度と比較して39.6%、2億2,298万4,000円の増となっており、予算総額の7.8%を占めている。これは、学校給食センター建設事業による影響が大きく、補助事業費が88.5%、9,654万4,000円の増、単独事業費が29.1%、1億2,483万6,000円の増となった。
- ・ その他の経費は31億2,812万2,000円で、前年度と比較して3.0%、8,980万3,000円の増となっており、予算総額の31.1%を占めている。これは、物件費が学校給食調理・配送等業務委託の皆増、ふるさと雇用再生特別基金事業や子宮頸がんワクチンの新規接種などによる予防接種事業の増などで、13.5%、9,002万3,000円の増となった影響が大きい。
- ・ 補助費等についても、市議会議員選挙費における公営費の皆増や後期高齢者医療広域連合負担金の増などで、2.7%、3,538万6,000円の増となっている。繰り出し金は、下水道事業特別会計繰り出し金の減などで、マイナス3.9%、3,357万2,000円の減となっている。

- ・ 自主財源は、市税が景気の低迷などによる個人・法人市民税の落ち込みなどでマイナス2.5%、5,504万9,000円の減となったのを初め、諸収入等についても減となったものの、繰入金が財政調整基金繰入の皆増などで2億2,471万1,000円の大幅増となったことから、前年度と比較して4.0%、1億1,720万2,000円の増となっている。
- ・ 一方、依存財源についても、市債がマイナス17.1%、1億5,610万円の減となったものの、地方交付税が臨時財政対策債への振替が大幅に減少したことなどから、6.2%、2億2,800万円の増、国県支出金についても学校給食センター建設事業の皆増や子ども手当、ふるさと雇用再生特別基金事業の増などで、7.7%、1億3,777万8,000円の増となったことなどから、前年度と比較して3.2%、2億1,529万8,000円の増となっている。
- ・ 自主財源は30億2,530万7,000円で構成比30.1%、依存財源は70億3,229万3,000円で69.9%の構成比となっている。
- ・ 一般財源は73億2,261万4,000円で、予算総額の72.8%を占め、前年度と比較し、0.8%、5,859万3,000円の増となっており、特定財源は27億3,498万6,000円で、予算総額の27.2%を占め、前年度と比較して、11.1%、2億7,390万7,000円の増となっている。
- ・ 市債の発行額は7億5,500万円で、市債依存度については7.5%となっており、前年度と比較して1.9ポイント低くなっている。  
なお、23年度の新規事業は、20件の1億1,121万6,000円となっている。
- ・ 地方債残高について、23年度末現在高見込額は112億1,125万3,000円となる見込みであり、22年度末現在高見込額118億4,953万9,000円に比べ、6億3,828万6,000円減少する見込みとなっている。  
また、23年度末の基金残高につきましては、庁舎建設基金等からの借入を考慮したいわゆる実質ベースで11億3,295万8,000円となる見込みで、22年度末見込額13億3,183万8,000円に比べ、1億9,888万円減少する見込みとなっている。
- ・ 総務費中、今後の採用予定は、集中改革プランに民間委託であるとか、嘱託員であるとか、あるいは事務事業の見直し、機構改革などに取り組んで、全体の職員数を抑えていくという考え方で計画を立て、定員適正化計画を作成している。当初の計画どおりにスムーズに事務事業や組織機構の見直し、民間委託、嘱託員化によって進んできていると判断している。23年度の採用試験における採用者数は、まだ検討はしていない。
- ・ 今年度は、30代から50代の職員が中途退職をしているが、家庭の事情や健康上の理由などそれぞれ人によって事情があり、退職をしたと判断している。
- ・ 非常勤職員の処遇は課題とと思っているので、23年度において全体的な検討をしていく。
- ・ 職業を選択し、仕事に就いている方に対して、夫婦共働きだからということで、仕事を辞してもらおうというようなことを要請することはできない。
- ・ 市役所業務マニュアルの作成は、市役所に訪れたお客様が、担当がいなくても、その課の者がだれでも担当できるようにしてお客様に不便を来さないようにするため、各課で業務マニュアルをつくり、取り組むものである。
- ・ 広報紙は、地域の公民館に全員入っていただいて、その中で配布していきたい。  
広報紙は各地区公民館や市内のコンビニ、市民会館、市民課の市民ホールにも置いてある。
- ・ 防犯灯の新規設置は、毎年予算の枠を設けて、各地域から要望をとり、優先度の高い順に設置をしている。平成23年度は22灯分の新規の予算を計上している。
- ・ 若葉第一公園は、安全面の防犯灯設置として、地域内の防犯灯として予算の枠内で新規設置をしていく。電柱のない場所への設置は、照明器具をつける鋼管柱をセットで取りつけることになる。
- ・ 公共施設等へのその周辺の街灯等については、地域内の防犯灯になると考えているので、地

域の方々から要望を上げていただいて、設置をしていく。

毎年、公民館長あてに防犯等の設置の希望をとっているの中で申請を上げてもらうことになる。

- ・ 関連し、夜間の街灯点検業務は、市で管理している道路照明等の点検である。公民館長あるいは付近住民から連絡が来た場合、その都度対応をしている。異常が見つかった件数は、22年度で10件を少し超えている。
- ・ 新しい公会計システムは、できるだけ21年度決算に基づいた公会計制度の取り組みを早急にするよう要請が来ており、システム導入をして、23年度で完了になる。
- ・ 新しいシステム導入は、企業会計等を参考にした全体の連結したすべての会計の位置づけをすることによって、今後のその自治体の将来的な見通しを立てることや、次年度の予算要求に役立てるという位置づけをし、活用を考えている。
- ・ 企画費中、総合振興計画の平成23年度から始まる計画後期については、3月8日までパブリックコメントにかけて広く意見を募集した。
- ・ 交通弱者に配慮した将来の望ましい公共交通体系のあり方を検討するための協議会は、予算として14万3,000円程度お願いしてある。

この構成メンバーは、現在のバス事業者、タクシー事業者等の交通関係事業者、市内の各団体からの代表、地域住民の代表として、公民館関係の代表の方を考えている。

- ・ アンケートは、交通弱者の方の利用実態、ニーズを把握するため行った。一つはコンパクトシティに絡めた市街地へ行きやすくするための交通体系の整備ということも着眼点の一つにあったので、交通手段に困っている市街地周辺部、それから離れたところの、特に、70歳以上の高齢者の方を対象に、3,000名のうち1,000名を対象にして無作為抽出で行った。
- ・ 今後の交通のあり方を検討するに際して、できるだけ早いうちに具体的施策に移したいと考えている。ただ実際、実施になると、各交通事業者との調整、協力体制という必要な部分もあるし、この交通体系が当初から完璧なものではないので、段階的に修正していく。

新年度早速、協議会を設立し、できれば本年度中に具体的な交通体系を実施していきたい。

- ・ 男女共同参画プランは、平成14年度から23年度までを計画期間として策定した。新年度予算に男女共同参画プランの次期計画策定のための経費は、14万3,000円である。
- ・ 指宿枕崎線輸送強化促進期成会に関する経費は、協議会への本市負担金である。
- ・ コンパクトシティ推進事業、文化の風まくらざきアートストリート整備事業については、事業費が1,044万9,000円としてある。そのうち、ふるさと応援基金を使い、平成20年度・21年度、造成していたこの基金から財源として400万円を繰り入れると、残り一般財源644万9,000円、合わせて1,044万9,000円ということで考えている。
- ・ アートストリート整備事業の歳出の内訳だが、アートストリートの作品の案内パンフレットが48万3,000円、委託料としてアートストリートの作品設置の場所を明記した案内表示板が48万1,000円、工事費として作品の設置にかかわる工事費と、駅通りにベンチを6基設置する部分で520万3,000円。それと立体作品の購入費として395万円、その他駅通りのふれあいサロンと観光案内所に置く作品展示用の展示パネルが33万2,000円である。
- ・ 立体作品の値段の算出は、作家が個々に作品に応じて相談した価格になっており、最高購入価格が50万円、一番低い価格が15万円となっている。その作家が個展をしたときの値段とか、そういう作品の評価をつくった本がある。今回の値段については、その作家の評価額よりかなり安い値段で、購入する額を決めた。
- ・ 今回の駅通りのアートストリート整備事業は、現在駅通り商店街を中心として空き店舗化が進み、人通りが少なくなっている。人のにぎわいを取り戻すといった観点から、駅通りに芸術作品を設置し、市民の憩いの場、それから本市を訪れる観光客等の憩いの場をつくることによ

って市街地のにぎわいを取り戻すことを目的としている。

- ・ 駅通りの空き店舗の数は、平成21年8月現在で空き店舗が8で、空き店舗率が21.6%である。
- ・ 今回のアートストリート整備事業では、芸術・文化の薫る特殊性のある景観を整備し、市民の憩いの場、それから枕崎を訪れる観光客の憩いの場として、人のにぎわいを取り戻す。その後については、あわせて町なかへの具体的な誘導策として、空き地とか空き店舗とか空き家を活用した、そこへの誘導策を現在検討しており、今後その検討を進めながら具体策を随時打ち出していきたい。
- ・ 現在、ふれあいサロンの関係については、雇用対策事業の関係で一部人を雇って運営している。この雇用対策関係事業については平成23年度までであるが、その後も継続して雇用の場を設けてくださいという趣旨であるので、このサロンについても今後とも継続していきたいと聞いている。
- ・ 風の芸術展の次回開催については、今の時点では開催を決定したという状況にはない。  
アートストリート事業との関連であるが、この芸術展との関係のあるアート作品を展示するという意味ではもちろん関係があるわけであるが、今回の事業自体は基本的な主眼としては、やはり駅通りを中心とする中心市街地へのにぎわい創設のための取り組みの一つとして、今回の立体作品の設置により回遊性のある人の動きがあるような通りをつくっていききたいということであるので、芸術展と全く関係がないわけではないが、直接それとリンクするものではない。
- ・ 地域振興推進事業は、平成20年から実施された事業で、各振興局単位でおおむね1億1,000万円の枠がある。そのうちハード部門が1億円といった一応の目安があり、本市においても各課でこの地域振興推進事業で取り組んでほしいもののアイデアを募集したところである。その結果、市長の公約でもあり、現在中心市街地の衰退が著しいといったことも考慮し、中心市街地のにぎわい創出が何よりも最優先課題であるということから、今回、アートストリート整備事業を提案した。正式な交付決定については、新年度になってから5月ぐらいにくる予定になっている。
- ・ アートストリート整備事業の中で、ベンチ6基の設置について、今回この駅通りのほうに13点の芸術作品を設置するが、人が集まるような芸術作品を眺めてゆったりとくつろげるような空間を整備する必要があるので、立体作品を比較的建設したところに、休憩施設、腰掛けられるベンチを設置すると考えている。このベンチの構造は、高さが40センチ、幅が35センチ、長さが1メートル50の平座りタイプの鹿児島県産自然石を採用している。
- ・ アートストリート事業の検討の経緯は、事業の目的として、町なかのにぎわいがだんだん薄れている状況の中で、町なかに芸術作品を設置するということで、市民や観光客等の憩いの場を創出してにぎわいを取り戻す目的である。  
現在の駅通りの歩道部が、平板ブロックの自然石を使っているので、周辺の景観とマッチするような方向で整備しないといけないといった視点から、今回設置するベンチについても自然石を使ったものにした。これらについては、庁内で地域活性化検討会を開催し、事業内容等について精査し、地域振興推進事業での要望をした。
- ・ 指摘をいただいたベンチの設置内容等については、今回の委員会での意見等も踏まえながら検討をしていきたい。
- ・ 民生費中、食の自立支援事業、福祉給食サービス事業は、平成5年の当初から350円、当時は賄い材料費部分350円で負担金が設定され、その後、この間350円の利用料で事業を継続してきた。  
平成19年度から平成23年度の給食事業利用者負担金収支状況及び見込みから、平成19年度の事業費の合計は、5,847万6,668円で、10万8,537食を配食した。

1食当たりの利用者負担単価は、平成22年度の見込みで、1食当たり単価は447円20銭という見込みから、平成23年度においては総事業費6,099万3,700円で、1食当たりの利用者負担単価450円20銭ぐらいになると予想している。

- ・平成23年度の利用者負担金は、非課税世帯でない部分については450円、低所得者対策として非課税世帯の50円相当を市が負担することで、今回、施政方針の中で食の自立支援事業については、利用料の改定を本年7月1日以降から実施する方向で、庁内会議で決定した。
- ・食材の納入業者は、今回値上げをするに当たり、社会福祉協議会とも相談しているが、注文に応じられる業者が限られてくる。競争ができるような部分は、今後、業者選定に当たっての見積もり方法等も考えながら、競争させていきたいという回答をもらっている。  
ただし、食材料費を下げるだけでなく、高齢者の食に対する部分も注意しながら、競争できる部分は競争していただきたいということをお願いをしている。
- ・給食がまずいという声は、確認したが聞いていない。今後、4月以降アンケートをとって、いろんな面から改善したい。やはり、利用者から喜ばれるような職の自立支援事業でありたいと思っているので、社会福祉協議会と、再度検討していきたい。
- ・一概には言えないが、とにかく男性というのは調理に慣れていない。支援される方が近くにいるが、その人が調理できない。今まで調理の習慣がないということであれば、利用可能だと判断する。
- ・今回の利用者負担金値上げの理由は、平成17年10月から調理に係る人件費も利用者負担金で賄うことに改定になった。今まで市と社協が折半してやってきたが、社協の負担部分がなくなり、450円相当になった。
- ・平成22年度は、市で全額を措置したが、本来なら利用者が全額を負担すべきだという考え方にに基づき、低所得者対策として、急激に上がるのはやはり好ましくないということで、非課税世帯については100円アップ分の半額、50円相当部分を補助していく負担軽減策を措置した。本年1月配食者が252名いるが、そのうち課税世帯が78名、非課税世帯が174名で69%である。
- ・福祉政策という意味で、すべて市で負担ができれば、それに越したことはないが、限られた財政の中で事業を進めて行くということでは、やはり利用者の方々に負担してもらうべき部分は負担してもらうところも必要になってくる。
- ・平成20年5月当時のアンケート調査の資料等を参考にして、食材や利用者が食べたい希望のもの、あるいは、味つけなどの部分について不満に思っているところ、改善してほしい部分について調査をしていきたい。
- ・病児・病後児保育事業補助は、具体的には、社会福祉法人妙見福祉会の妙見保育園でこの事業を始めるものである。体調不良児対応型として、その園に通園されている児童が保育中に体調が悪くなった場合、本来なら家族に迎えに来てもらうが、家族がどうしても仕事の都合などで迎えに来れない場合、保育園で通常保育の時間に預かる。  
この事業は補助事業であり、対象事業としては園児になるが、そこには看護師が配置されているので、妙見の学童クラブ等利用されている児童の場合でも対応は可能かと思う。
- ・来年以降、補助対象にはならないが、自主事業として他の保育所等で行う場合、常時2名の看護師の配置が必要になってくる。ただ、保育所の開所時間は11時間以上になるので、そうすると、実際その事業を取り組もうとなると、3人の看護師さんを雇ってもらわないと難しい。保育所側の持ち出しがすごく大きくなるような事業費になってくるので、負担が可能かということになる。
- ・病児・病後児保育は、今の体調不良児型でなく、ドクターと看護師を常時配置できるようところとタイアップしていかないと難しい。

本市の場合、平成26年度までに病児・病後児保育も医療機関とタイアップできたら行う計画は持っている。

- ・ 衛生費中、子宮頸がんワクチンは、国から3月7日付で円滑な実施についてという通知がきているが、この中でも緊急な需要の増大に対応できず、供給不測になっていることがメーカーから申し出があったことになっている。

先日も、メーカーから状況説明等の文書が流れてくるが、あと数カ月間はなかなか十分な量が供給できる見込みがない。

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業は、新生児、赤ちゃんが生後4カ月までの全赤ちゃんの自宅に保健師、及び助産師、看護師、保育士等を派遣して、養育の状況及び家庭環境等、それと妊婦、お母さんとか家族関係を現地で調査というのは、ちょっと言葉がおかしいが、訪問をしてやっていく。もし仮にその中で問題視されるようなケースというのが見受けられる場合には、その後、支援事業関係、福祉サイドと保健サイドと協力して解決策を図っていくというような事業である。
- ・ 労働費中、ふるさと雇用再生特別基金事業の内容は、ふるさと雇用が6件であり、住みよい環境づくり事業と、地域資源を活用した体験型観光開発事業の事業費が上がっており、全体事業費は今年度7,221万2,000円である。
- ・ ある程度提案型であり、私どもの提案とNPOの提案がある程度合ったところで調整を図り、選定をしている。

こちらから先に提案ということではなく、こういう事業がありますよということで出して、そのある程度希望ということで手を挙げたNPO法人と調整を図っていった。

- ・ エコ・リンク・アソシエーションは、市外の方である。NPO法人LCLは市内の方であり、NPO法人子育てふれあいグループ自然花の代表者は市外の方である。NPO法人アースハーバーは市内の方である。NPO法人たすけあい枕崎は、市内の方である。
- ・ 地元に適したNPOがなければ、やはりより近いところで探すことになる。例えば、地域資源を活用したという今回のエコ・リンクが取り組もうとしている内容については、これまでも申し出もなかったし、それをしようというところもまだ、今のところ承知していない。
- ・ 事業をできるかということも、十分考慮しないといけないので、採択のときにその業者に市内の方を枕崎の方を雇用してもらいたいということは、お願いしている。
- ・ 経営状況のチェックは実際まだされていないが、事業報告書の中で、経営の収支については把握をしている。
- ・ 当初は、事業申請してもらうのに大変だったが、各課がその関係のNPO法人と連携をとり、事業ができるようになった。
- ・ 市内に現在6NPO法人があるが、NPO法人の育成は、市も市民協働を推進するという観点から非常に重要なことと思っており、この6法人による連絡会を去年立ち上げたので、今後とも積極的に情報提供等を進めていきたい。
- ・ ふるさと雇用再生特別基金事業は平成23年度までで、24年度については今のところ、継続というような情報はない。

雇用者については、事業採択の要件として、できればそのまま各NPO法人なり、企業なりで新規の雇用者を雇用してもらっているが、努力目標になっている。

- ・ 住みよい環境づくり事業の事業内容は、環境パトロールを行いながら、不法投棄箇所やごみ集積所等を含めて実態調査を行い、その実態調査に基づき、ごみの分別の指導、また不法投棄ごみの収集処理作業を行う。また、ヤンバルトサカヤスデの駆除対策を推進し、蔓延防止を推進していく。そのほかにハチの巣駆除、動物斃死処理を行っていく事業計画である。
- ・ 具体的なヤスデの駆除対策として、山すその草木等の伐採等の環境整備や、その山すそ区域から、住宅地への侵入防止を図るための薬剤散布等を業者で行う。また、薬剤の無償配布も引き続き、この事業で取り組んでいく計画である。
- ・ ふるさと雇用再生特別基金事業「住みよい環境づくり事業」では、事業費を1,448万円計上

しており、4月から翌年の3月までの12カ月間4人を新規雇用し、駆除対策やごみ分別、不法投棄ごみ等の事業もやりながら、ヤスデ駆除のほうに力を入れていきたい。その中で薬剤購入費については、ヤスデ駆除剤としては約210万円を計画している。

人件費については、新規雇用4名で年間通して従事してもらう。また、新規の4人は委託事業者でハローワークに新規雇用の求人申し込みをし、使用するかたちになっている。

- ・ 薬剤の無償配布は、今までどおり発生しているところは、公民館と地域住民と一帯となつての駆除対策として無償配布をする。この中で公民館や地域住民ができない、山すそのところの薬剤等へも配布もしていきたい。

また、無償配布は、ヤスデの集団移動時期や気象等も勘案、逐次検討しながら、配布する。

- ・ 農林水産業費中、堆肥センターの9万9,000円は、堆肥センターの建物共済である。
- ・ 資源リサイクル畜産環境整備事業は、平成21年度に川辺地区を対象とした広域の公共事業で、平成22年から25年まで整備ということで、平成21年度に計画策定した。本市は、堆肥還元用地造成で、具体的には茶園の用地造成を1.5ヘクタール程度、事業費で2,384万9,000円、その農家負担分を予算に計上している。
- ・ 畜産基盤再編総合整備事業は、平成21年度から取り組んでいる事業であり、21年度が測量及び試験費で、事業費ベースで300万円である。22年度の実績見込みで、畑地造成を0.36ヘクタール、57万円。22年度繰越分は、畜舎整備家畜排泄物処理施設一式、1億1,403万7,000円、あわせて1億1,460万7,000円である。

23年度事業分は、2,558万5,000円で、総体事業費としては、1億4,319万2,000円である。

事業工事自体は、県の地域振興公社が実施するが、受益者は農家である。

- ・ 畜舎内でふん尿が出てくるが、尿溜槽と堆肥舎には当然、屋根もつくし、ここにふん尿が入る。沈殿槽は、場内排水ということで明確に区別されている。

また、畜舎の下に空き地があり、ここには飼料作物を植えていくので、この堆肥舎とは完全に分離されて入ってこない。

- ・ この農場は循環型農業ということで、飼料畑を10ヘクタール以上つくっている農家であり、自分のところで出たふん尿、また堆肥は自分の土地に還元していくというのが基本である。また一部、近隣の方にも販売している状況である。
- ・ 畜産基盤整備事業費を中途で見直した部分は、まず、飼料畑農業が実績として、48万円減額になっている。畜舎が事業費で、880万円の減額である。尿だめは、中で悪臭防止を図ろうということで、バッキ装置を入れてある関係で298万円の増になっている。

また、測量試験等について100万円。それと補助率が当初低く見込んでいたのが、補助率が高くなった関係で、その分も差額が出てきている。もろもろ合わせて補正をお願いしている農家負担分の補正額になってきた。

- ・ 事業の補助率は、9月の段階では69%の補助率で設定していたが、補正をお願いした時点では72%の補助率で、3%補助率が高く予算がついている関係で、農家負担分がその分減ってきた部分もある。
- ・ 補助率が上がることはありがたいことだが、総体事業費としてどうしても後々農家の負担分があるので、まず総体事業費の引き下げを図ろうということで事業費の見直しがされ、事業費が下がった分で負担額も下がってきたという部分大きい。
- ・ 降灰防止・降灰除去施設等整備事業は、茶の洗浄脱水機である。三事業主体ということであり、1件が450キロ型、あとの2件が800キロ型である。
- ・ 農林水産業費中、全国お茶まつりについては、本年度霧島市で開催されることになっているが、日時はまだ未定である。全国お茶まつりと付随して全国茶品評会があるが、本市からも8点出品する計画でいる。市内の茶業関係者等、多数の方に呼びかけて参加するようにしたい。
- ・ カシノナガキクイムシの被害状況については、本年、本市の調査をしたが、被害区域として

137ヘクタール、被害面積を約28ヘクタールにとらえ、市有林については今のところごくわずかで、被害としては上げていない。

- ・ クリーン堆肥センターの関係で、オゾン脱臭装置が機能しなくなったのは平成19年からであり、農協からの報告は受けている。修繕をしようということで協議を行い、見積もりをとっているが、その後どこがするかという話がまとまらなかったという経過である。
- ・ 機械等が壊れた場合の修繕は、まず第一義的には、当然農協が行うべきものと考えているが、必要に応じて市と協議するようになっているが、修繕ができなかったということは、市にも責任があると考えている。
- ・ 農協に対しては、酵素等を利用して、また細霧装置を利用して悪臭を抑えるよう要請してきているが、改善されずにきたことに対して、深く反省している。
- ・ 堆肥センターの関係で、5年間の指定管理者の事業運営に対する評価は、損益関係でいくと、18年度が97万円程度のプラスであったが、あと19、20、21は100万円、300万円、400万円と、それぞれ赤字の経営状況になっている。22年度は経営的にはなかなか厳しい。

原料処理量等については、18年度が7,900トン程度、19年度が6,500トン程度、20年度が6,700トン程度、21年度が6,300トン程度ということで、最盛期の平成8年度ごろの半分以下の原料処理で、経営をやめた畜産農家等の影響が大きいと見ている。

堆肥の販売状況は、これまでできた製品については、順調に販売されている。ただ、この中で、協定書を結んでいるが、脱臭施設等の修繕において、迅速な対応ができなかったことは、本当に申し訳なく思っている。今後、こういうことがないように、十分農協と協議して改善していかなければいけない。

- ・ 悪臭対策は、農協に改善対策ということで示された内容は、まず脱臭施設のスクラバー施設の修繕を行う。それについて消臭剤を混ぜてシャワーディンク脱臭を行うというのが1点目。第2点目が、堆肥を仕込む時点において、消臭発酵酵素等を使うというのが第2点、第3点目が、堆肥センター内で細部による消臭対策を行う。それと夜間の機械等の停止、ちゃんと戸締りをして停止していく。もう1点が、悪臭の測定を行う。こういう改善計画が出されているので、まずこれをしっかりと取り組んでもらい、堆肥センター、芫ノ口の畜産団地を含めて、また白沢地域の悪臭の調査等も取り組みながら、その対策の効果がどうなのかと見極め、検討していきたい。
- ・ 市としての監視体制は、簡易式臭気測定器による臭気調査を市民生活課で実施しており、2月3日から4日間、朝、昼それと夜間というかたちでの堆肥センターを含め、その周辺の畜産施設の臭気測定を行っている。
- ・ アンモニア測定器は、現在も不定期的ではあるが、堆肥センターのほうで測定している状況である。これは、常設の機械ではなく携帯用である。昼間であるが、その日の風向きの手下のほうで堆肥センターの敷地で測るようにしている。
- ・ 農協も一定の方針を具体化しているが、これらが具体化されて効果が出るのはいつごろかということは、農協にスクラバー脱臭等の修繕を予算が確定し次第、早急にやってもらうようお願いしていく。また、それが終わって何カ月ぐらいが適当なのか、臭気調査を、市民生活課のほうと連携してやっていき、その経過等を分析していきたい。
- ・ 農業関係で、今、山口集落の前に黒豚売店の建設が行われているが、融資主体型補助事業で取り組んでいる。この事業は融資を受けて、例えば農業近代化資金等の融資を受けて行う人に対して、3割以内の補助を行う事業であり、その3割の決め方については、経営規模の拡大を図るとか、家族経営協定を結ぶとか、いろいろポイントが付く条件がある。その条件の中で、3ポイント付けば3割であり、2ポイントなら2割ということで、補助率が決まっていく事業内容になっている。

今回、3割補助であるが、7割は当然、農家が負担しなければならないことで、事業費の詰めにおいては、十分中身を検討して、少しでも安くなるようにと積算して入札を行っている。全部補助金で賄ったというのではない。

- ・ 鹿籠豚は、昭和30年代から40年代にかけて、東京方面を中心に本市から黒豚が出荷されていた。それが鹿籠豚と呼ばれるようになったのが経緯である。そこに定義というのは当時もなかったし、それを復活させようと枕崎の黒豚農家の方と、市内の商店街の方々が地域の活性化、そしてお客さんを呼ぶということで鹿籠豚という名称を活用して売り出したのが、今言われている鹿籠豚である。
- ・ 広域漁港整備事業は、事業費全体額が3億6,000万円で、そのうち3億3,600万が水域で、岸壁関係の調査測量費が2,400万円となっている。
- ・ 県営事業にかかわる漁港整備の負担率は、衛生管理に基づくものは3分の2になり、その他のものはこれまでどおり0.5である。広域漁港の特定になると第3種、外郭が市町村の負担は0.0334、水域が0.334、係留が0.1144、輸送用地が0.162となっており、特に係留についてはまた変わってくる。
- ・ 本市の漁港の衛生管理型は、ある程度、壁を設けて外部と遮断するようなかたちを考慮しており、場内への車の入場を規制する。場内の車と場外の車は、完全に区別するというようなかたちで、場内に入る人は消毒をして入るということで考えている。
- ・ 漁協の経営は、総合的には事業収益として年間事業計画が57億6,000万程度、11月末の実績が43億7,300万程度ということで、約76%である。事業の直接経費は、年計画が46億5,000万に対して、事業実績として11月末で36億8,000万程度ということで達成率79.2%である。
- ・ 事業の総利益で言うと、年間計画が約11億0,900万円に対して、11月末の実績、決算で約6億9,000万円、62.2%である。経常利益は、年間計画で2億1,227万円を計画していたが、11月末で約9,254万円の赤字である。これに、特別損失が6,000万ほどあり、最終的に税引き後の決算が約1億5,500万円の赤字である。
- ・ 漁協の改善計画は、自営部門の経常利益のマイナスが大きく、全体的な赤字の状況になっている。ことし1月の経営改善委員会の中で、各部門ごとに経営改善計画との実績の乖離が大きくなっているのが、より現状とか実態に即した単年度ごとの計画もつくって管理をすべきではないか。改善計画についても次期計画を策定するべきであるといった意見が出され、漁協も対応を行っている。
- ・ 23年度で経営改善計画の期間が終了するので、現状を踏まえた新たな計画の見直し等をすべきであるという話をした。今後も漁協の経営状況については十分注意をしていき、経営改善委員会でも漁協の経営改善計画の実施が計画どおりにいくように、市としてもいろいろな意見を申し上げていきたい。
- ・ 漁協経営の実態で、自営部門が非常に不振だという説明があったが、自営事業という意味では、計画を上回った実績が出ている。このことは、水揚げそのものは計画を上回っているが、実績としては赤字であったことで、見込み以上に経費がかかっている。特にオイルの高騰とかが影響して、実績として成果として利益としては悪い。
- ・ 第3協洋丸の機関室火災は、船体修繕費は5,573万円程度であり、船体修繕と保険金と同額である。火災に要した休業期間は、実際に引き上げたときから次の出港までを休業期間と考えており、42日間ということであった。また、休業中の人件費は、およそ977万円であった。
- ・ 商工費中、駅前観光案内所管理委託費の減額は、一番の原因は光熱水費等の見直しである。
- ・ 観光協会の事務局は市役所の中にある。経営として実態のないところと指定管理職場の協定を結ぶことは、市も枕崎市の観光の推進を進めていく立場であるし、協会も同じような立場で観光の推進を進める立場であるので、同じような方向性で進めていく立場にあると思っている。

当然、単独で事務局をもってもらい、その協会が独自の事務局の体制をしいてもらえば一番好ましいことではあるが、経費関係の問題等、簡単に独自の事務局体制というのができていない。市としても観光振興を支えるという意味で、事務局をあずかっている。

- ・ 地場センターのお茶屋の移転は、これまでもずっと交渉してきたが、最終的に2月16日にお茶屋さんが撤退をすることで決定をして、その週に撤退作業を開始している。現在、漁協の前製氷工場のところに新たに場所を移動ということである。移転費用については、すべて個人でやっている。

もう一つの店舗についても、今交渉中であるが、8月ぐらいをめどに撤退をとということで、今交渉をしている。

- ・ 土木費中、県営道路整備事業負担金の打木谷白沢津線については、今年度は150メートル改良する予定で、残りは約400メートルになる。
- ・ 川辺地区の土木協会への負担金の減額は、経費削減に努めて、総体事業費を減らした。
- ・ 地区道舗装等補助で150万円組んでいるが、平成22年度は7公民館から地区道舗装等の申請が上がっており、7公民館とも要望どおり行っている。今年度についても、同程度でこの150万の予定である。
- ・ 地区道の未整備部門は、地区道にも農道関係の地区道と集落道の関係の地区道とあるが、実際、集約はしていない。
- ・ 地区道は法定外公共物として市町村へ委譲され、管理については委譲される前から市町村の管理となっており、それぞれの市町村で受益者の管理として行っている。それを全部、市が管理していくとなると、今の市としては対応できないので、受益者をお願いしている。
- ・ 法定外公共物は、集落から払い下げ希望があれば、集落の代表者へは払い下げはできる。個人へ払い下げる場合は有償であり、公民館についてはケースによって違ってくるが、そのまま道路として利用するのであれば無償になると思うが、その道自体をほかの用途に使うと有償になる。
- ・ 田代自動車そばの交差点の排水処理であるが、当該箇所は付近が宅地化され、側溝の勾配がないために、側溝が溢れてきている状況である。今後大雨時に、現地を調査して、最善策を講じなければならない。
- ・ 野村電機付近の路面整備は、以前水田を埋め立ててつくった道路であるので、大型車の通行により路面沈下がほかの路線に比べると早いと思われるので、今後、舗装補修で対応していきたい。
- ・ 消防費中、県消防・防災ヘリコプター搭乗医師等確保協議会は、鹿児島県消防防災ヘリコプターに搭乗する医師等の確保を図り、本県の救急搬送体制の充実・強化に資するものである。
- ・ ドクターヘリと消防防災ヘリの搭乗医については、中身的には同じであり、今回予算を計上している部分に関しては、ドクターヘリが運行されるまでの間の処置であって、ドクターヘリが運行されたと同時に予算的なものはいらなくなる。
- ・ 災害時要援護者避難支援プランは19年度に策定しており、現在、プランに沿って実施をしている。対象者は26公民館において登録されている要援護者並びに支援者で、130人程度となっている。
- ・ 津波が来た場合の対応については、今後、赤本の地域災害計画を大幅に見直し、毎年行っている災害訓練までに、初動の避難の呼びかけ等や長期的な避難施設などを関係機関と詰めて検討したい。
- ・ 避難時の誘導體制は、地域の方々の助け合いでの避難が基本になり、そのために各地域に自主防災組織も設置しており、避難が困難な方については、個別にだれがどの方を連れ出すというのを決めておくのが避難プランの中身である。
- ・ 防災無線は、屋内では聞こえないという地域もあるが、屋外ではほとんどの住居地の地域では聞こえているんじゃないかと思っている。ただ、屋内受信機への要望もかなり強いので、可能かどうか防災体

制の見直しを行う中で、防災無線の関係も検討していきたい。

- ・ 消防団員経費が前年に比べて539万円減額されている。この内訳は一つには、昨年は操法大会の経費が約200万程度あったが、今年度はないということ。もう一つには、昨年の6月補正との比較であるが、昨年の退職報奨金が当初予算ではなく6月補正で退職報奨金は組んである。その分が約350万程度。それは6月補正に退職報奨金は昨年と同額程度要求をしていく考えである。この二つが大きな減額要因である。
- ・ 1日訓練を毎月行っているところは、県内では少なかったため、全体の市長点検、団長点検は減らす方向で実施している。ほかの1日訓練にかわる見回り活動等は毎月何らかのかたちで訓練は各団で実施をしている。
- ・ 消防力の強化は非常に大きな課題であると思っているため、消防団員の士気の低下が生じることのないよう配慮をし、消防力の強化に取り組んでいく。
- ・ 防災グッズを詰めた緊急避難袋を各家庭に用意していただくというのは非常に重要であるので、どういったかたちで注文がとれるのか市民の方々に広報をしていきたい。
- ・ 災害時の要援護者については民生委員の協力ももらいながら、1人の要援護者に対して2人の支援者をつけ、支援者の方については、要援護者の情報提供を常に行い、災害時には、その支援者の方が要援護者の支援を行うということでプランはつくっている。
- ・ 南薩地域消防広域化運営協議会負担金の減は、広域化運営協議会の事務局職員が平成22年度は2名だったが、23年度は4名にするため、2名体制のときには各市から負担金を出して、出している市については受け入れの歳入というかたちでその負担金分をいただいていたが、4名ということで構成市がそれぞれ出すということで、歳入歳出には上げないで派遣というかたちですることになり、人件費が大幅に減額された。
- ・ 市の地域防災計画の中では、原発関係の対策というのは特に設けて明記していないが、県のほうで実際に原発事故ということになったら、県から各市町村に指示が来るので、その指示に従って対応することになる。市としての対応は、枕崎市の置かれている状況等を踏まえた上で、判断をしていくことになる。
- ・ 川内原子力発電所に関する資料については、具体的な国とか県とかの方向性、詳しい事故の状況、そういうものを見た上で、情報収集にかかりたい。
- ・ 鹿児島県災害拠点病院の指定は、本県には地区ごとに11あって、南薩地区は県立薩南病院が指定を受けている。この災害拠点病院については、阪神淡路大震災を契機として、災害時の傷病者の受け入れとか、医療救護班の派遣のために以前から指定をされている。
- ・ 教育費中、図書館業務委託員は図書館の業務嘱託員であるが、現在3名の嘱託員がおり、主に図書館の窓口業務を中心に行っている。勤務については、週3.5日ということで月9万7,300円という報酬をもらっている。嘱託員の位置づけは、特別職の非常勤職員となっている。
- ・ 委託職員から嘱託員に切りかえた理由は、市の全体的な臨時職員、非常勤職員の見直しの中で、全体的な経費削減を行う中で、一週間の勤務時間を減らそうという考え方からである。以前の委託料は1カ月13万9,000円であった。
- ・ 学校給食センターの業務委託に関する要求水準書は、民間事業者を募集するに当たり、その運営内容について事業者への市が要求する水準ということで、提案の具体的な指針を示したものである。
- ・ 要求水準書に関する労働基準監督署の見解としては、要求水準書も見ていただき、委託先の業者に具体的な指示はできないので注意してほしいということであった。それ以外に要求水準書は訂正をする必要はないと明確に回答をいただいている。
- ・ 市のほうが指示書に基づいて業者に指示をするのは、委託業者の責任者に対してであり、この指示については、労働基準局もその指示は違法ではないと判断している。また、委託業者の

管理責任者は、委託業者が正規採用をする管理栄養士、そういった方が充てられるようになっており、その委託業者の管理栄養士などを通じて、実際の調理業務はその方から委託業者の調理員に具体的指示をする。その委託業者の調理員に市が直接具体的指示をするという形態はとっていないので、法律違反ではないと判断をしている。

- ・ 学校給食の教育的な観点は、学校給食法、学校給食管理基準等の衛生管理基準を具体的に遵守しながら、献立作成、物資の購入等も今までどおりするので、食育についてはこれまでと変わらない。
- ・ いろんな方向を考えて枕崎としては、民間に一部運搬なり、調理なりを委託することが望ましいということの方向づけをしている。
- ・ 希望する業者については、募集要項の中で学校給食運営に関する基本理念、各種補償体制、食育への対応等を具体的に示していくので、こちらが意図する内容の業者について選定をし、委託を請け負ってもらい、現在実施している地産地消、地元の食材の使用拡大、学校での交流給食などが、委託されても決して後退することはない。

### (歳入)

- ・ 個人市民税については、過去5年間の課税状況推計で求めるわけだが、本年度については、現在の経済状況の悪化で厳しい状況が続いており、公務員給与の引き下げも依然として続いていることから、本市の所得の80%程度を占めている給与所得について、前年比で3%程度減になるという見込みで推計をしている。
- ・ 鉱産税については、22年度決算額で前年度より80万円の増ということで補正をお願いしているが、当初予算については、この数字をもとに約80%程度ということで算出している。金の価格については顕著な伸びということで補正をお願いしているため、それに基づいたかたちで当初予算も推計している。
- ・ たばこ税については、22年度の最終見込み本数を推計し算定しているが、禁煙をしている方が、2010年度は対前年比、男性でマイナス2.3%、女性については0.2%の増、合計で1.0%の減ということで喫煙率については推計がされている。
- ・ 個人住民税の減は、給与所得者が全体の8割程度を占めており、その給与所得の課税の所得が下がっているため、前年よりも落ち幅が大きい。
- ・ 市民税の3,820万という税収の減は、総体で22年度課税状況について214億程度の総所得があったわけだが、23年度当初で算定した数字については207億で3%程度所得が落ちている。
- ・ 総所得がマイナス3%になった理由は、この所得の約80%程度を占めている給与所得の落ち込みが大きかったと推計している。
- ・ 法人市民税が2,589万2,000円のマイナスで、前年度と比べると相当な減額になっているが、これは、市内で焼酎製造業を営んでいる大口の事業所の法人税が大きく落ち込むことが予想されたので、2,500万程度の減ということで推計している。
- ・ ふるさと応援寄附金は、実施当初、税制改正の一つとして全国でも話題になったし、そういった意味では当初かなりの寄附者がいたが、やはり3年程度経過してきているので、なかなか寄附については伸び悩んできている状況である。
- ・ 国の交付税総額が相当伸びているが、この要因は、景気回復等による国税5税等の収入の伸びがあるとか、あるいは国の一般会計からの別枠加算の繰り入れ等で全体で4,799億円、率にして2.8%増になっている。それと、こういった状況を踏まえて、去年地方交付税の財源不足額を臨時財政対策債で見ていたが、その分が約4兆円程度減額になっており、本市でも当初予算ベースで2億1,800程度落ち込んでいるので、その関係で交付税がふえているという状況である。

- ・ 全国の個人、法人市民税については、地財計画によると個人市民税で101.4ポイント、それから法人分については110.8ポイントの伸びということで、伸び率としては個人で1.4ポイント、法人で10.8ポイントの伸びということで地財計画に示されている。
- ・ 市税について、地財計画の対前年度増減率は1.7になっているが、この1.7ポイントの増というのは、市町村民税、固定資産税、それから軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、それから特別土地保有税の合計で1.7ポイントの増である。

### ○委員からの意見・要望

- ・ 行財政集中改革プランの審議のあり方については、新年度にあたる3カ年、4カ年の改革項目を予算案と一緒に当初から示すべき資料である。
- ・ 施政方針そのものが振興計画の基本構想にのっとっていろいろと方針が示されているなかで、予算案は先に出すけれども、計画なり集中改革プランなりが議会に出されないまま、審議せよということは非常に議会軽視につながっている。
- ・ 転入者には行政側のほうでも自治公民館加入への強力な指導、お願いを徹底してやらないと、なかなか歯どめがかかるところか、かえって拡大傾向にある。  
実効性を上げるために、本腰を入れて枕崎の総世帯の世帯数イコール公民館加入世帯になるようにやっていただきたい。
- ・ 公共施設に通ずる道路の安全確保というために必要な街灯は、行政としての何らかの手だてをとるべきだ。
- ・ 去年、大塚公民館は2灯お願いをしたが、全然ついていないし、何も連絡もない。通らない場合にはきちっと連絡し、結果の説明をしてほしい。  
前年度につけたところに関しては、連続して建てられない状況にあるのなら、最初説明してもらいたい。公民館側としてもいらない難儀をする。むしろ、年次的にきちっと校区割りなり地区割りなり計画すればいい。
- ・ 市内循環バスを導入していただければ高齢者にとっては大助かりである。しかし、そんな貴重なバスであっても、路線から離れて遠くなってしまうと利用しなくなる。一人一人のさまざまな要望、生活実態にどう対応するかという、極めて綿密な検討が必要だ。やっぱりテスト運行を行うなど、具体化していきながら改善をしていくべきだ。
- ・ 経済産業省の昨年12月のマニュアルの中に、全国のいろんな取り組みの実例が記載されている。一刻も早く協議会で結論を得て、できるものからすぐ取り組むということが大事だ。
- ・ 高齢者の方々が一番、買い物が本当に困っているという声を聞く。本当にバスを走らせることは大事だと思う。南九州市の知覧は既にずっと前からコミュニティーバスを走らせているところがあるので、ぜひ検討して進めてほしい。
- ・ このマニュアル作成に当たっては、課の、また担当者の責任の所在がぼやけるようなことにならないように留意してほしい。
- ・ アートストリート整備事業は、大きな事業費をかける事業であるので、もっと市民の声も聞くべきである。言葉はコンパクトシティとはなっているものの、本当に市民が納得できるような事業として進められたい。
- ・ アートストリート整備事業で、ベンチというからメインの立体作品を盛り上げるための附帯設備というか、そういったものかと。何かはっきりいってマッチングしないし、必要性も感じない。全然ベンチがないところにつくるならどうかなという気もあるが、7個もあるし、そのほかにも提供した別なベンチがあるので、このベンチについては、もうちょっと中身を検討してほしい。
- ・ 市民の1割の世帯には、広報紙もお知らせも行かない。實際上、市民税も払っているわけだ

から、少なくとも行政の公平性から考えたら、行政の責任ですべてに配布すべきである。

- ・ 公民館に配布を委託するとき、区域を決めて、そこに住む方々に配ってもらうようにすべきである。
- ・ 公民館に入る、近所づき合いをすることの大切さ、いかに地域で向こう三軒両隣の付き合いをすることが大事かということ行政サイドからもいろんな機会に訴えていくべきだ。
- ・ 日本でも大手の旅行社が稚内から日本列島縦断というプランがいろいろ宣伝されている。最終的に枕崎に来るのでなく、西大山駅までのプランであるが、何か行政として対策がないか善処されたい。
- ・ 今の枕崎の社会情勢をどういうふう読み、それによって職員の数もそろえていかなきゃいけないという視点を考えなければいけない。今の社会は縦に非常に厳しい縦社会が先行しており、横の社会が非常に手薄になってきている。そこをカバーしていくのは、公民館とかが主力にならなきゃいけないが、公民館運営も非常にいびつになっている。であれば、職員の担う範囲というのは非常に大きく、重くなってきているので、柔軟に考えて職員採用はしていくべきだ。
- ・ 退職の理由はいろいろあるだろうが、そのかわりに非正規の職員がふえている。この人たちの処遇もほとんど変わらないという状況のなかでは、枕崎全体の底上げというのは経済的にも活性化しない。
- ・ 電算システムのOA機器リース料は、ほとんど民間委託が行われてきており、このお金はすべて枕崎市には落ちないシステムだ。枕崎の経済的な効果というのは、ほとんど得られないという行政の中身になってきている。だから、職員を雇って税金を払ってもらう考え方が枕崎のためにはなる。枕崎市が責任を持って、人も雇って税金も払ってもらうという考え方も必要である。
- ・ 今、市役所像の一番の市民の関心事は、長年言われていることだが、夫婦共働きが非常に多いということだ。市民からなかなか解消されていかないと非常に批判が強い。
- ・ 利用者負担は、本市の場合、県内でも決して高いほうではない。平均より若干低めかなという感じは持つ。自立支援事業の趣旨は、自立していくために支援をすることであるから、本来の趣旨というのは、事あるごとに常に行政サイドのほうでいろんなかたちで伝えてほしい。
- ・ ほとんどのお母さん方が働く状況であり、女性が働きやすい職場を、地域をつくっていくというのも大事なことだ。
- ・ 枕崎市でこのNPOを立ち上げている人があれば、そちらの方を優先的にやるような方法もある。先に都合をつけた人が全部総取りみたいな感じでやっていくといった流れがある。枕崎市で新たにNPO法人を立ち上げてやろうという人たちに阻害要因になっていく可能性も出てくる。
- ・ ふるさと雇用再生特別基金事業の本来の趣旨は、雇用対策である。そういう観点からいくと、市外の人たちにいろいろやってもらって、何で本市の雇用対策につながるのかと、非常に不思議だ。だから、市内のいろいろな他のNPOがあれば、市民の雇用につなげるためにも、むしろそっちをいろんなかたちで優先すべきである。
- ・ 今、枕崎のいわゆる雇用状況は、大変な状況である。都会にいる子供たちは帰って来たいけど、適当な仕事がないということで、年老いた親を、仕事がないがゆえに帰って来れないという人もいっぱいいる。そういった状況、事情をかながみれば、行政はまず第一義に枕崎市民の雇用を優先的にやっぱり考えるべきだ。それがまずスタート地点だ。
- ・ ふるさと雇用再生特別基金事業は最初の時点で、非常に無理してこの事業を取り込んできたとような感じを受ける。本当に雇用対策にきちっとつながっているのか疑問だ。
- ・ 枕崎にNPO法人が6つあるにもかかわらず、その人たちの枕崎に対する思いを全然考慮し

ない中で、こういう事業が進められていくということであれば、何のための雇用創出事業なのかなということになってくる。NPOが枕崎に立ち上がったら、行政自体はそのNPOを守り育てていかなければならない。

- ・ これからもNPOを立ち上げて、枕崎で頑張ろうとする人も出てくると思うし、まだ市外のNPOが枕崎の中にとということであるとなかなかちゅうちょして立ち上がっていかないという部分も出てくる。枕崎でできたNPOがいろんな事業の提案型の事業ができるようなバックアップ体制をとるべきである。
- ・ ヤスデ駆除対策について、市当局のほうで側溝の蓋板のふたを外して、予防するようお願いする。
- ・ 全国お茶まつりについては、茶の協議会とかあるので、タイアップして指導も徹底して上位入選できるように指導方を願います。
- ・ 観光協会が独自の経営体で、行政と独立した事務局で運営がされていれば、観光協会で商売をやるものもきちっと収益を上げられるが、今の体制では半官半民というか、そういう中で、非常にその辺の経営上の問題が出てくる可能性があることを指摘しておく。
- ・ 漁協の改善計画は、後の単年度計画をつくるということなので、その際でき上がったときにはやはり、もう一回示してほしい。
- ・ 打木谷白沢津線については、子供たちの通学路になっているので、早急に全部が改良できるようされたい。
- ・ 今後は先々を見た危機管理というのが求められてくるだろうと思うので、その辺をしっかりやっていただきたい。
- ・ 市は市の立場から積極的に漁協の改善計画についての対応をしていかないと、市民に対する責任という点では責任を負わないことになる。委員会の都度、現状を報告していただいて、それに基づいてどこに問題点があり、どこに解決、改善の方法があるのかというのも市としての考え、改善委員会としての方針も示してほしい。
- ・ 防災無線の使途の基準をきちっと設けてほしい。
- ・ 消防団員は二、三年サイクルで変わるところもあり、消防力の点からいくとそんなに機能できない。その充実を図っていかないことには、万が一の時には対応できない。
- ・ 回覧で防災グッズ等を回していただくよう強く要望する。
- ・ それ相当の災害が出た場合は、広域でいろんな形で対応しないと消防力というような面でも、実際上機能しないので、もうちょっと高い次元で広域化の必要性をきちっと関係市が再認識してもらい、早くまとめてほしい。
- ・ 川内原発で、今回のような事故が起きたときの放射能汚染の範囲はどうなるのかといった資料収集は早速に始めるべきである。
- ・ 今、行政が何もかも、特に必要な教育分野を削っている。自治体というのは、少なくとも公務に携わる労働者が働く場だから、それにふさわしい配置をしていく、待遇をしていくというのは当然のことである。ところが今、公務サービスを極めて低賃金の労働者に置きかえていくということを自治体がやっているわけであり、しかも、教育の現場で行われているということは許せないことだ。
- ・ 民間委託はやめて、法に基づき、きちっと子供の教育には責任を持つという立場で、少なくとも直営で行うということをやすべきだ。

◎議案第11号平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計予算

◎議案第12号平成23年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算

○当局説明

- ・ 国民健康保険特別会計の本年度の予算総額は40億5,266万3,000円で、前年度当初予算に対して2億0,052万5,000円の増となっている。
- ・ 歳出の主なものは、総務費では事務的経費である総務管理費を956万9,000円、徴税費638万円、運営協議会は8万円計上してある。保険給付費は、予算総額の71.78%、29億0,902万円を計上した。このうち、療養給付費の25億1,842万5,000円は、4月から12月までの医療費実績と医療費の伸びを含んで算定をした。療養費2,658万9,000円、高額療養費3億4,237万6,000円についても、同じく4月から12月までの実績と医療費の伸びを含んで算定をした。
- ・ 出産育児諸費は、実績を考慮して27件の1,134万円、葬祭諸費は80件の160万円を計上した。
- ・ 後期高齢者支援金を1人当たり4万6,888円、国保加入者7,799人を乗じた額、予算総額の8.62%の3億4,939万円、前期高齢者納付金を101万5,000円計上した。
- ・ 老人保健拠出金は、55万円計上し、介護給付費・地域支援事業支援納付金は、第2号被保険者の概算3,188人と1人当たり年間負担額5万4,200円で算定し、21年度精算額を差し引いた額1億7,123万6,000円を計上した。
- ・ 共同事業拠出金4億7,907万9,000円は、高額医療費に対しての共同事業の国保連合会への拠出金である。内訳は、高額医療費拠出金4,581万5,000円と平成18年度から創設された保険財政共同安定化事業拠出金4億3,326万4,000円である。
- ・ 保健事業費は、特定検診などの事業費に1,650万4,000円、人間ドッグ、ガン検診等に補助するための経費として、1,819万5,000円を計上した。公債費に525万円、諸支出金に8,539万4,000円計上した。
- ・ 国庫支出金の主なものは、療養給付費等負担金7億3,029万3,000円と高額医療費共同事業負担金1,145万4,000円、特定健康審査等負担金373万4,000円、普通調整交付金2億5,475万7,000円は、いずれも算定基準に基づき計上をした。
- ・ 特別調整交付金は、2億6,371万1,000円を計上しているが、結核疾患及び精神病分5,000万円、特別事情分3,400万円、出産育児一時金分27万円とその他分1億7,944万1,000円である。
- ・ 療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療給付費等にかかる分として、2億1,119万7,000円を計上した。
- ・ 前期高齢者医療にかかる、財政調整交付金の前期高齢者交付金を10億2,815万4,000円計上した。
- ・ 県支出金は、保険者拠出金の4分の1に相当する高額医療費共同事業の負担金1,145万4,000円、特定健康診査等負担金373万4,000円、普通調整交付金及び特別調整交付金の合計1億5,126万7,000円計上した。共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金の合計5億6,343万2,000円を計上した。
- ・ 繰入金は、準備基金8,333万4,000円、保険基盤安定繰入金は、保険税軽減分8,944万円と保険者支援分1,989万4,000円、出産育児一時金等738万円、職員給与費等1,652万8,000円、財政安定化支援事業が5,469万9,000円の合計2億7,127万5,000円を計上した。
- ・ 諸収入は、第三者納付金350万円、特定健康審査自己負担分254万1,000円等を合算して、666万7,000円を計上した。
- ・ 国民健康保険税の総額は、5億4,127万9,000円を計上したが、これは前年度の当初予算に対して1,949万円、約3.5%の減となっている。
- ・ 平成23年度の国民健康保険税の収納率見込みは、後期高齢者医療制度の導入による国保税の収納率低下の実績を踏まえ、現年度分の一般分の普通徴収については93.7%。退職分は97.9%と、それぞれ平成21年度の収納率を適用して算定した。  
国民健康保険税の現年度分は、医療給付費分が3億4,886万4,000円、後期高齢者支援金分が1億2,090万8,000円、介護給付金分が5,965万9,000円、合計で5億2,943万1,000円を計上した。
- ・ 滞納繰越分は、退職分の収納率見込みについて前年度の実績を踏まえ、一般分と同じ15%と算定し、医療給付費分が857万7,000円、後期高齢者支援金分が199万3,000円、介護給付金分が127万8,000円、合

計で1,184万8,000円を計上した。

- ・ 滞納繰越分の予算額が前年度より141万6,000円増額しているが、理由としては、従来の滞納繰越分の当初予算計上額が実際の決算額との差が大きかったために本年度の当初予算については、前年度の決算見込額をもとに、滞納繰越分の計上額を算定して実際の決算額に近づけようとした。
- ・ 後期高齢者医療特別会計の平成23年度の予算総額は、2億7,831万9,000円で、前年度当初予算に対して52万8,000円の減となる。
- ・ 総務費は、事務的経費である総務管理費を150万円、徴収費を213万5,000円、合計で363万5,000円計上した。
- ・ 後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者保険料を1億8,570万円、保険料を軽減した分の財源補てんとして保険基盤安定分担金8,845万4,000円及び延滞料10万円、保険料還付金30万円、還付加算金3万円を計上した。
- ・ 一般会計繰入金は、事務費繰入金343万円、保険料を軽減した分の財源補てんとして、一般会計が県から4分の3、6,634万円受け入れて、さらに一般会計の4分の1分、2,211万4,000円とあわせて保険基盤安定繰入金を分担金と同額の8,845万4,000円計上した。
- ・ 平成23年度の後期高齢者医療保険料は、前年度の当初予算と比較すると、167万5,000円、約0.9%の減となっている。保険料の内訳は、特別徴収保険料1億4,086万1,000円、普通徴収保険料4,483万9,000円の合計で1億8,570万円を計上してある。これは広域連合への被保険者保険料分の納付金と同額となっている。
- ・ 滞納繰越分は、平成22年度分の決算見込額が1,275万9,000円であるので、この数字に近い数字ということで、23年度については1,184万8,000円を計上してある。
- ・ 23年度現年分の3.5%減の要因は一番目に、所得の関係で落ち込んでいる部分と、収納率で平成21年度の収納率を適用して算定してあるので、21年度分の収納率は前年度と比べて下がっているということで、全体の予算額が減になっている。
- ・ 現年度分は5月が出納閉鎖になるが、今現在、2月末現在で現年度分については79.3%ということで、前年度に比べて0.4%上回ってはいるが、これがあと3カ月分ということで考えると、近年の流れからして全体としては下がるんじゃないかと考えている。
- ・ 国保税の3.5%減は、給与所得者についてもすべてが社会保険というわけではなく、農業とかでも会社組織になっていることで給与は会社のほうからもらっているけど国保に加入しているという方も多く、この辺の所得が減っていることで全体の予算額が減っている。
- ・ 8,333万4,000円の償還金は、広域化等支援基金貸付金の償還金ということで、平成20年度に鹿児島県に広域化支援基金という貸付基金があって、そこから2億5,000万円借り入れをしている。無利息で2年据え置き、その後3年間で償還をするということに約束事としてなっているので、23年度が3年間返すうちの初年度の2億5,000万の3分の1の金額が出てきている。
- ・ 広域化等支援の貸付基金の内容は大きく分けて二つあって、一つは広域化等の関係の部分の一時的に財源が不足する場合についての貸付基金という位置づけになっていて、広域合併等になった場合に保険税の不均一課税とか、各団体の税率を一遍にいっしょの税率に変えられないとか、そういう広域化に伴う、市町村合併の広域化に伴う部分の調整をするための貸付基金というものが一つの性格と、もう一つは、市町村の国保会計が一時的に赤字になって、その部分についての貸しつけを行うという、その二つの性格のある貸付基金である。
- ・ 国保法の44条に基づく一部負担金の軽減は、国の基準に基づき、今、要綱を作成中であるが、まず生活保護基準の所得以下ということ、預貯金が保護基準の3カ月以下ということ、あと入院中であるという3つの点をすべて満たした方が対象というのが基準である。
- ・ 入院医療費部分の減免等をした場合に、国の特別調整交付金の中で軽減した金額の2分の1を国が見る。あとの2分の1は保険者の負担になる。

- ・ 国保の加入世帯で、20年6月時点での所得100万から200万未満の世帯は、1,100世帯になっている。

## ◎議案第13号平成23年度枕崎市介護保険特別会計予算

### ○当局説明

- ・ 介護保険特別会計予算の総額は20億0,285万6,000円で、平成22年度当初予算額より約2.7%、5,633万7,000円の減となる。
- ・ 歳出予算の主なものは、総務費5,624万9,000円、保険給付費19億0,957万8,000円、地域支援事業費3,682万4,000円などである。
- ・ 保険給付費は平成22年度の決算見込み額をもとに、第4期介護保険事業計画で定めた給付費総額の約95.3%を計上してある。
- ・ 以上の財源として、支払基金交付金5億7,744万7,000円、国庫支出金5億1,175万3,000円、繰入金3億3,221万3,000円、県支出金2億9,212万4,000円、保険料2億8,919万8,000円、諸収入その他12万1,000円で措置した。
- ・ 第4期計画3年間合計で、給付費総額は58億9,700万程度を予定していたが、現在の見込みでは53億0,400万程度となる。
- ・ 第5期の福祉計画は、現在行っている各個人への実態調査と特養等の入所待機者あるいはグループホーム等の入所待機者等の状況等を考慮しながら、次期の計画は立てていく。
- ・ 3月11日の閣議において、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案は閣議決定されているが、その中で今後の介護サービスが民間事業者参入部分もあるが、許認可権の問題で特養とかいう部分は県になるので、私たちができる部分については増床にしてもどういう施設数、ベッド数を幾ら計画していくかという中で、情報提供としてはそういう方には申請方法とかについては、協力はできる。
- ・ 現在、グループホームの待機者も32名ほどいらっしゃるということで、市の権限でできるので、今度の法改正について法律案は示されているが、詳しい実際の現場とかなると、政省令の部分の改正が必要を伴ってくるので、まだ許認可部分にしても、民間参入がどのようになるかというのは政省令の改正を待たないと見えてこない部分もある。
- ・ 総体的な社会保障費を考えても、施設入所をなるべく遅らせる。在宅そういうサービスを使いながらというほうが総体的な本市の負担としても減ってくるというのは十分あるので、サービスのほうを評価して、なるべく介護度の進行を遅らせる施策をやっていかないといけない。
- ・ グループホームは、要介護認定において要支援2以上の方で認知症を持っている方が入居できる。グループホームのサービスは、大きな意味では在宅のサービスのほうに入居ということで、今、第4期の計画の中で、今年度中に9人入るグループホームを整備中であるので、32名現在いるがその中から減っていく。
- ・ 4期計画の実績も見通しより減る原因は、一番大きいと考えているのが平成17年10月にあった法改正の中で、居住費相当部分について本人負担となったことによって、本市の場合については施設入所関係の施設介護サービス給付費が平成15年度と平成21年度で比較すると3億1,000万程度減っているので、その部分が一番大きく影響している。
- ・ 平成18年9月以降、本市の立神にあった介護療養型の病床数は52床あったが、これを医療保険のほうの療養病床に転換するという部分があって、実際、18年の途中で介護保険から医療保険のほうに転換している部分もある。その部分については、平成18年度に大体半年分の9,600万程度の減をお願いしたので、その部分が1年通せば1億数千万ということで、これが毎年出てくるはずのものが医療保険に転換したことで出てこない。
- ・ 配食サービスは、現在、社会福祉協議会に委託して行っている食の自立支援事業の配食部分で、社会福祉協議会はシルバー人材センターにまた委託をお願いするが、その中で配食にかか

わるコスト、運営費等である。言えば、調理と原材料費を除いた配食費と運営費のコスト部分は、介護保険の特別会計の中で、国の補助事業を使いながら支援していく。

- ・ 平成22年度までは、第4期計画の計画額の給付費に沿って予算計上してきたが、本年度については第4期の第3年度にあたることから、平成22年度の決算見込み額をもとにして各介護給付費を計上してあるので、平成22年度において計画額と乖離が大きかった部分については、実績をもとにしてそれぞれ計上してある。居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費について乖離が大きいということで、平成23年度は実績に近い額を計上してある。
- ・ 当初の見込みから実績が落ち込んだことで、一番関係があるのは、介護保険の認定者数の関係がある。高齢者数の計画時点においては7,575名と計画しており、実際、平成22年度においては高齢者数が7,514名ということで、計画時よりも61名の減。その中の認定者数、認定率を計画時点で18.2%と計画したが、実際の認定率は17%となっていることで、認定者数が計画時点で1,381名が22年度実績では1,287名、ここで103名の違いが出ているので、その見込み額よりも認定者数が103名減ったことが大きな要因である。
- ・ 包括支援センターは、要支援1、2の方が枕崎市内で280から300名ぐらいだが、全部実状を見ており、1軒1軒定期的な訪問もしながらやっているの、ある程度の状況は見えてくる。それと、居宅の介護支援事業所のケアマネとは定期的に情報のやり取りをしているので、実際、在宅においてサービス利用がこんなになった事例とかについては相談に応じたり、訪問したり、いろいろやっている。
- ・ 利用料の負担程度は、各利用者の所得状況とか年金収入が幾らあって、幾らまで介護サービスに払えるかどうかは、それぞれ個々によって違ってくる問題なので判断的に難しい。介護報酬の決め方は当然、国で決めているので、その中でこちらとしてはケアプランを作成して、要介護度で限度額が決められている。所得状況に応じては決められていないので、その辺はなかなか難しく判断できない。
- ・ 本市はまだ基金が22年度末で1億7,000万円を超す基金があるので、第5期計画の保険料の抑制にその部分を使っていかないといけない。
- ・ 介護保険制度は全国統一した制度であるので、それぞれの自治体独自で制度を変えることは難しいことになる。いろいろな要望については、全国市長会でも介護保険制度に関する提言、重点要望というかたちで要望を取りまとめる形をとっているの、そういった中でどのような要望が必要であるか、検討していきたい。
- ・ 要支援は、通所系のサービス、デイサービス、デイケアそれから訪問介護そして福祉用具の貸与、ショートステイ、基本的には介護の方と同じような内容でサービスがある。
- ・ まだ法律の骨子しか出てない状況であるので、要支援を対象外にしたときに別なかたちでの国の財政支出があるのかないのか、そこら辺の案等もまったく示されていない状況なので、それらの状況を踏まえた上で対応を検討したい。
- ・ 国が決めたことをすべてそのまま受け入れてという立場ではなくて、問題点があったら、それはしかるべき方法で国に対しても、その状況を訴えていくのは自治体として必要なことである。
- ・ 新たな相談業務は、病院の関係者や民生委員からというルート、家族、近所の方、本人からいろいろなルートがある。
- ・ 実際問題として、今、大きな病院には地域連携室ということで相談員とかもいて、そこである程度解決する問題もあれば、そこからまた地域包括に来る事例もあるし、とにかくどこかにかかれば包括には上がってくるような感じで連携は持つようにしている。
- ・ 民生委員は毎月定例会等があるので、災害時でも一人も見逃さない運動ということで、高齢

者、災害時のときの要援護者対策、声かけをやるということで、毎月の定例会等の中でも確認し合っている。高齢者の見守り部分で、民生委員の方以外にも高齢者の在宅アドバイザーの方もいらっしやって、連携しながら、安否確認とか見守り活動を行っている。

- ・ 予防事業として、健康課で筋トレ事業とか転倒予防教室関係を行っていて、こういう中で運動能力的にも上がった方もおり、維持されている方もいる現状がある。
- ・ 65歳以上の方は、特定検診時に生活機能評価を受診するが、その中で何項目か以上の該当した方が転倒予防教室の対象となる。そういう中で、各個人に合った予防教室を行っている現状がある。
- ・ 転倒予防教室は、現在、立神リハビリテーション温泉病院に委託しており、専門的な資格を持っている方々及び医者の方と連携しながら、事業を行っている。具体的な事業の内容は、10メートルの最大歩行の練習とか、個人の体力にあった筋力の調査、握力の調査、柔軟性とか身体的なものについての運動を行っている。
- ・ 2次予防事業は介護の認定を受けていない、将来放っとけばそういう介護が必要になる可能性がある方を問診表、チェックリストで点数評価をして、それに医学的な所見ということで健康状態を確認した上で、この事業の候補者というのを健康センターのほうから包括に送られてくる。

#### ○委員からの意見・要望

- ・ 申請はふえているけど、認定になっていないという部分はかなりのチェックが必要かと思うので、いずれかの機会に申請がなぜ認定までいかないかというのは、検討しておいていただきたい。
- ・ 介護保険事業は、わが市でも非常に重要な部分になっていくと思うので、それぞれの分野でやっぱりきちっとした的を得た取り組みをやっていただきたい。

#### ◎議案第14号平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算

##### ○当局説明

- ・ 歳入歳出予算の総額は8億6,233万7,000円で、前年度当初予算より1,826万4,000円の減で、マイナス2.1%となる。
- ・ 予算の主な内容は、一般管理費が一般管理経費等で2,732万円、処理施設管理費が枕崎終末処理場及び汚水中継ポンプ場の運転管理費等で1億5,035万4,000円、排水施設管理費が汚水管渠の清掃業務委託及び検針徴収事務委託等で3,343万2,000円、下水道整備費が立神北町地区の補助支線等汚水管路施設工事による面的整備や終末処理場改築更新事業及び長寿命化計画策定調査費等で2億0,801万3,000円、公債費については元金が昭和60年度から平成21年度までの借り入れに対する元金償還で3億5,415万1,000円、利子が昭和60年度から平成22年度までの借り入れに対する利子償還及び一時借入予定額等に対する利子償還見込み額で8,896万7,000円である。
- ・ 以上の財源として、事業収入2億5,010万円、分担金及び負担金650万円、国庫支出金9,225万円、繰入金2億4,210万3,000円、事業債2億6,930万円、繰越金200万円、諸収入8万4,000円で措置した。
- ・ 立神北町については、21年7月、下野原公民館において、工事の住民説明会を実施し、その後負担金の賦課時期になったときに、負担金に対する住民説明会も実施をしている。
- ・ 負担金を賦課するときに、対象住民に対しての説明は実施をしているし、工事着工の段階で、チラシを工事に対する協力をお願いということで、住民に対して通行止め、片側通行とか、記したお知らせ版等で協力をいただいている。

- ・ 全体計画の中では、広域農道までを計画区域と定めているが、今、実際認可をとっている区域は、立中のグラウンドへ行く横の通りがあるが、大体あの線までを今、認可をとっている。
- ・ 西の線が松田水産と立石水産の間、ちょうど立中のグラウンドに通ずる北側の道路だと思うが、線結すればその線で認可をとっており、その上については、また今度認可区域が終了する前にまた認可をとっていきたい。
- ・ 運転管理については、今現在は枕崎清掃社に補助員での委託というか、職員の補佐をしていただくかたちでの委託をしている。汚泥処理関係については肥料化をするということで、中間処理業者に持っていったっているが、地元にはそういう業者がないので、今現在は指宿の山川町といちき串木野の市来にある中間処理業の専門のところへ搬出をして肥料化にしている。  
また、汚泥運搬業務については、今、清掃社が登録した運搬車を持っているので、清掃社に搬出をさせていただいている。
- ・ 処理施設の運転管理は、下水道区域の住民のみに負担をさせるのではなく、内部経費を削減していく努力も、人件費を浮かすということであれば管理専門業者に委託をすることで、運転管理は23年度には入札で専門管理会社に委託を考えている。
- ・ 民間へ委託することができると言われてるのが、処理施設の運転操作、保守点検等についての業務であるが、その他公的権力の行使にかかわる業務及び作業計画の策定とか、監督等の基本的な業務は地方公共団体みずから行わなければならないということで、委託会社に対しては運転操作とか保守点検とかという業務を委託していく。県内でいうと、枕崎市と同規模の処理場を持っている奄美市にしても管理会社へ委託をし、日置市、いちき串木野市、薩摩川内市、指宿市、鹿屋市、出水市、霧島市も既に民間管理会社へ委託をしている。
- ・ 施設の長寿命化計画策定1,250万円の予算は、改築更新事業で今事業を行っているが、この事業が24年度で終了する。それにかわる国の補助対象事業として、長寿命化の計画策定をしたものについては補助をするということである。この改築更新事業とこの長寿命化事業の違いは、今までの改築事業というのはその施設、例えば今改築でお願いをしてきた脱水設備、それから濃縮設備という設備ごとの改築でなければ補助対象として認められなかったが、長寿命化事業というのは、その設備の中でメインの機械だけ更新をする。
- ・ 処理施設の民間委託の効果額は、約700万円と考えている。
- ・ 下水道も含めて市の業務全般のことで申し上げるが、法的に委託ができない制限がある場合を除いて、地方自治法、それから民法の規定によって業務の委託をできるということで判断している。
- ・ 市の指示は会社の責任者のほうに行うということにするので、労働者派遣ではなく、請負契約であるというふうに行っていこうとしている。
- ・ 委託の主な内容は、処理場等の運転、操作、監視及び記録、処理場の点検、調整、軽微な補修、処理場の保安、それから処理場等の水質試験業務、緑地管理、それから業務に関する報告書の提出等が主な業務の内容である。
- ・ 処理場等維持管理業務委託は、平成23年度の予算だが、維持管理業務で運転管理と汚泥運搬を23年度より分ける。汚泥運搬については地元資格業者がいるので、地元へ委託をお願いをすることで、運転管理費が予算上は4,505万円。汚泥運搬が予算上588万円、合計の5,093万円の予算を組んでいる。

これに対して22年度の実績で、委託費が運転管理と汚泥運搬を込みでの委託費5,400万円で、その差額は今回の計画では143万円の増となっているが、専門の民間委託をすることによって人件費で832万8,000円の削減ができることで、合計で689万8,000円の効果が出る。

業務内容については、22年、23年、中身的には内容自体は運転管理なので変わらないが、若干資格者が23年度分は資格者を配置することで、単価的には若干上がっているが、人数が

今12名だが、9名体制で可能ということでこの額になっている。

- ・ 下水道使用料の算定方法として、これまでの一軒当たりの平均水量を出し、その平均単価を算出している。それで、見込み件数に返金単価を乗じたものを調定額として算出をしている。

#### ○委員からの意見・要望

- ・ 下水道区域内になって、畜産業者、水産加工業者が接続可能ということであれば、河川の浄化には貢献をする。だから、できるだけ早急に整備が図れるように努力をしていただきたい。
- ・ 下水道効果だけじゃなく、環境のほうとも相談をし、協調・連携しながらいい案を見つけてほしい。
- ・ 下水道事業というと単体だろうが何であろうが全部すべて関連して、その施設は動いていくわけだから、部分的なものにはやりませんという国に対しては、きちっと物申しておいてほしい。

#### ◎議案第15号平成23年度枕崎市立病院事業会計予算

##### ○当局説明

- ・ 平成22年度に改正された診療報酬は、8年ぶりにプラスに転じたものの、中小医療機関への収益増は少なく、依然として厳しい状況が続いている。これまで以上の増収は期待できない現状にある。このような厳しい医療環境のもとで、経営の安定化に不可欠である医師については、昨年11月に鹿児島大学から15カ月ぶりに常勤医の派遣があったものの、看護師については昨年6月から随時募集をしているにもかかわらず増員できない状況が続いている中で、本年度の業務予定量は病床数60床、年間患者数を入院で2万0,130人、外来で1万8,688人、1日平均患者数を入院で55人、外来で73人と定めた。
- ・ 主な建設改良事業として、前年度に引き続き病棟建替事業の二期工事と既設病棟の解体工事として3億4,394万1,000円。一期工事完成に合わせて老朽化した全身用C T撮影装置と大型医療機器更新及び画像システム導入費として6,100万円を予定している。
- ・ 収益的収入は、医業収益5億1,933万9,000円、医業外収益1,009万6,000円の合計、5億2,943万5,000円で、前年度より305万5,000円の減。収益的支出は、医業費用5億9,189万8,000円、医業外費用879万6,000円及び既設病棟解体に伴う特別損失1億2,511万6,000円の計7億2,581万円で、前年度より1億5,242万1,000円増となり、収支差引1億9,637万5,000円の当年度純損失となる見込みである。
- ・ 資本的収入は、病棟建替事業及び医療機器更新にかかる企業債2億8,140万円。医療施設耐震化整備費補助金9,923万5,000円、医療機器購入に伴う直営診療施設整備繰入金262万5,000円の計3億8,326万円で、資本的支出は建設改良費のうち有形固定資産購入費として全身用C T撮影装置（デジタルX線テレビシステム）及び画像システムなど、6,225万2,000円。病棟建替事業二期工事と解体等その他工事として、委託料及び工事請負費3億4,394万1,000円の計4億0,619万3,000円。企業債償還金1,828万4,000円の合計4億2,447万7,000円を予定し、収入額が支出額に対して不足する額4,121万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,520万8,377円、当年度分損益勘定留保資金1,300万8,623円及び建設改良積立金1,300万円を補てんする。
- ・ 企業債は、病棟建替事業二期工事分2億2,960万円、医療機器更新事業5,180万円の計2億8,140万円を予定している。
- ・ 一時借入金は、工事費等の支払時期によって一時的な資金不足が生じた場合に4億2,000万円を限度として資金融通しようとする。
- ・ 今回の病棟建替は、耐用年数前に新たな建物をつくるので、当然その建物ができうる段階で

古い建物は解体撤去をする。そうすると、毎年減価償却をしてきたが、24年度から後の部分の減価償却費は、23年度中に財産から抹消するので、その部分を特別損失で計上した。

- ・ 耐用年数が39年なので、あと6年分ほど残っている。
- ・ 財産上、23年度末現在で旧病棟に関する財産として残っているのは、24年度以降の減価償却が出てくるので、その部分をすべて23年度中に処分する。ただ、その処分の内容は、建物の分と建物附属、構築物、機械備品、それぞれに分かれているので、1億2,511万5,087円の内訳についてはそれぞれある。
- ・ 建物は、1億0,495万5,698円。建物附属は、電気設備等が主なものになってくるが、1,985万5,477円。構築物は新しいところに建物をつくっていくのでアスファルト舗装等が処分されるので10万0,757円、機械備品は今までの建物はボイラー式の空調設備を持っており、その部分が残っているので、それが20万3,155円ということになっている。これだけを24年度以降の財産分として処分をする。
- ・ 今、建設工事をしている一期工事は、6月29日までの契約となっているが、今の状況で一週間程度工期が予定より早く進んでいるので、6月下旬ぐらいには引越しができるのではないかと考えている。一期工事の引越しが済んだ段階で、外来診療は新しい建物で行うことで、目標としては6月中には新しい建物での診療を開始したい。
- ・ 東側のほうに18床、平成16年度に建設をした部分があるが、その部分だけが残るので、まず一期工事で42床をすべて前のほうに入れるだけのスペースとしてつくっている。二期工事の段階で、またその一期工事から後ろの病棟のほうに移すことを考えているが、とりあえずことしの6月末、もしくは7月の初めには病床移転については、すべて42床が新しい建物内に入る。
- ・ 平成23年度中は60床でいくので、患者さんへの影響はない。
- ・ 看護師の確保は、新規卒業の方であれば難しい。それで、今、市立病院のほうの今年の6月からの看護師募集については、ハローワークにも出している。先月採用試験もしたが、その方は2人ともハローワークでの募集を見て応募されてきたので、どうしても中途採用、あるいは田舎のほうに帰ってきたいというような方々に目標を絞らざるを得ない。
- ・ 地方公営企業法の全部適用をしてから、医療職についてはすべて医療給料表、これは国家公務員の給料表をそのまま適用しているので、近隣の民間の医療機関がどのようなかたちで給与水準を持っているのかわからないが、国家公務員並みの給料水準で支給をしているので、決して劣っているとは思っていない。ただ具体的に民間と比較をしたという実績はない。
- ・ 看護師の勤務体制は、日勤者の場合が8時30分から5時15分まで。夜勤者の場合が夕方4時半に入ってきて申し送り等をするが、それから16時間で翌朝までということでの勤務をしている。
- ・ 最初3交代制であったものを2交代制に移行をする際に、現場の看護師それぞれに聞いたりして、逆に3交代より2交代のほうが良いというような意見が多かったのでそちらのほうに移行した。ただ県内のいろんなところを聞いてみると、まだ3交代制のところもあるし、2交代に移行したところもあるということで、それぞれによって違う。
- ・ 今、募集しているのは、正規の看護師とパートもしくは常勤体制の非正規の委託の職員の募集、さらに看護補助者の募集。これは当然委託のほうになってくるが、今はその3種類で募集をかけている。

#### ◎議案第16号平成23年度枕崎市水道事業会計予算

#### ○当局説明

- ・ 業務の予定量は、新年度は給水戸数を1万0,917戸、年間総給水量を300万6,000トン。1日平均給水

量を8,213トンと予定している。これを前年度当初予算と比較すると、給水戸数で23戸の減、年間総給水量で2万4,000トンの減。1日平均給水量では、88トンの減となっている。

- ・ 建設改良事業は、工事請負費を8,472万8,000円を計上し、主な事業として、老朽管更新事業6,000万円、配水管新設工事651万円、牟田尾水源地集中監視制御盤更新工事ほか2件、246万8,000円を予定している。
- ・ 収益的収入及び支出の予定額は、新年度は水道事業収益を4億6,779万3,000円、水道事業費用を4億5,013万2,000円とし、差し引き1,766万1,000円で、税抜き後で1,265万円の当年度純利益を予定している。これを前年度当初予算と比較すると、水道事業収益では、営業収益が4億5,265万6,000円で964万3,000円の減。営業外収益が1,513万7,000円で10万6,000円の増となり、合計では953万7,000円の減となる。また、水道事業費用では、営業費用が3億8,293万8,000円で1,454万6,000円の減。営業外費用が6,614万4,000円で266万7,000円の減となり、合計では1,721万3,000円の減となる。
- ・ 資本的収入及び支出の予定額は、平成23年度は資本的収入を171万4,000円、資本的支出を1億9,720万2,000円とし、差し引き1億9,548万8,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金1億2,390万2,000円、当年度分損益勘定留保資金6,747万2,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額411万4,000円で補てんしようとするもので、収入の負担金171万4,000円については、消火栓設置負担金である。
- ・ 支出は、建設改良費1億0,761万9,000円、企業債償還金8,958万3,000円である。
- ・ 収入は、平均すると大体年間700万円程度ぐらいつつ減少を続けていく。これからいくと、21年度決算で黒字として3,000万程度出ていたが、単純計算をしても歳出をそのまま考えても大体4年程度、5年目には赤字になっていく。
- ・ 歳出が減ることは、この時点では普通建設事業をしないという以外はないような状況であり、その中で歳出を抑えようというのには手っ取り早いのが人件費ということで、いかに少人数での効率的な運営を図っていくかというのが今、問題になっている。
- ・ 現時点での収支計画でいくと収益的収入及び支出は、平成27年度からは赤字になり、さらに、資本的収入及び支出は、平成37年度には財源不足を生じる予測を立てている。
- ・ 現時点で今の市職員の状態でやっていくほうが全委託よりは、やや安くつくというような面もあり、料金改定の27年度へ向けて、極力、料金改定をしない方向ではやっていきたいが、老朽化がきており、金山浄水場の急速ろ過器を25年度から約6億かけて改修するという計画もあって、その関係で27年度にはどうしても赤字にならざるを得ない状況である。
- ・ 本市の上水道区域の付近にある簡易水道は、大きなものが二つあるが、そこが上水道に編入されるということになれば、また少しは料金という関係でも跳ね返ってくるということは考えている。
- ・ 枕崎市の西の本管は今現在、パチンコ屋があるところまで管が入っている。
- ・ 本市の水道事業の規模からいくと、隣町まで際限なく管路を延長していくことは非常に困難な問題であり、今までそういう発想に至ったことがなかった。今回、意見をいただいたので我々も管路の延長等を検討してまいりたい。
- ・ 本市の上水道は、以前は直営というもので工事をしてきた時期もあったが、現在は管理を主体として、水道工事協会がほとんど工事をしている状況である。ただ、水道の職員として、今現在そういう技術というよりもノウハウというかたちで、継承が行われている状況であり、技術については、本市のような小さい事業体では継承が既に絶えていきつつある。
- ・ 海外での水道事業は、北九州市と枕崎市は規模の違いが大きいのので、政令指定市と2万4,000ぐらいの市で、同じような対応ができるかということ難しい。

## ○委員からの意見・要望

- ・ 海外での水道事業の取り組みについても、いろんなかたちで検討してほしい。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 俵積田 義 信

枕崎市議会議員 畠 野 宏 之

枕崎市議会議員 米 倉 輝 子